土佐清水市地域防災計画

地震・津波対策編

令和５年10月（一部改訂）

土佐清水市防災会議

目　次

第１部　総則
第１章　計画の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第１節　計画の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第２節　計画の構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第３節　重点をおくべき事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第４節　計画の効果的な推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第５節　計画の修正　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第２章　土佐清水市の特性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
第１節　自然的条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
第２節　社会的条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
第３節　気象条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
第４節　本市における地震災害の特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
第５節　地震・津波被害想定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
第３章　土佐清水市防災会議　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
第１節　設置及び所掌事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
第２節　組織及び運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
第４章　防災関係機関　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
第１節　防災関係機関の責務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
第２節　防災関係機関の処理すべき事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
第５章　住民等の責務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
第１節　住民　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
第２節　事業所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
第６章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画　・・・・・・・・・・・・・　17
第１節　計画の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等　・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

第２部　災害予防計画
第１章　地震に強いまちづくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
第１節　防災まちづくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
第２節　建築物等災害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
第３節　地震に強い土地利用の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
第４節　土砂災害等予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
第５節　津波災害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
第６節　ライフライン等予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
第７節　火災予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
第８節　危険物等災害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
第９節　市の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28
第２章　地域防災力の育成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29

第１節　防災知識の日常化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
第２節　実践的な防災訓練の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
第３節　防災活動の環境整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
第４節　災害時要配慮者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
第５節　地区防災計画の作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
第３章　命を守る避難・誘導対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
第１節　防災施設の限界 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
第２節　危険性の周知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
第３節　自主的な避難 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
第４節　避難計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
第５節　避難体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
第６節　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応・・・・・・・・・・・・・・ 43
第４章　災害応急対策・復旧対策への備え ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
第１節　災害対策本部体制の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
第２節　情報の収集・伝達体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
第３節　職員の災害対応能力の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
第４節　消火・救助・救急対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
第５節　災害時医療対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
第６節　緊急輸送活動対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
第７節　緊急物資確保対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
第８節　消毒・保健衛生体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
第９節　帰宅困難者対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
第 10 節 遺体の処理、埋葬・火葬の体制整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
第 11 節 孤立対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

第３部　災害応急対策
第１章　活動体制の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
第１節　初動体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
第２節　災害対策本部の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
第３節　動員配備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
第４節　情報通信手段の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
第５節　応援要請・受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
第６節　災害救助法の適用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84
第２章　災害応急対策活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
第１節　地震・津波に関する情報の収集・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・ 93
第２節　被害情報の収集・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
第３節　災害の拡大防止と二次災害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
第４節　消防活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
第５節　救助・救急・捜索 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
第６節　広報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106

第７節　医療救護　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
第８節　避難　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
第９節　避難所の開設・運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
第 10 節 災害時要配慮者の安全確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121
第 11 節 重要道路の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
第 12 節 輸送手段の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
第 13 節 給水　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126
第 14 節 食料の供給　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
第 15 節 生活必需品等の供給・貸与　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129
第 16 節 帰宅困難者対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
第 17 節 ボランティアの受入れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
第 18 節 遺体の処理、埋葬・火葬　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136
第 19 節 し尿及び廃棄物の収集処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
第 20 節 防疫・保健衛生　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
第 21 節 住宅対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
第 22 節 文教対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 144
第 23 節 義援金・義援物資の受付・配分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147
第 24 節 生活関連施設等の応急対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148

第４部　災害復旧・復興対策
第１章　災害復旧対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
第１節　復旧・復興の基本方針の決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
第２節　迅速な現状復旧の進め方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
第２章　復興計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 164
第１節　復興計画の進め方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 164
第２節　被災者等の生活再建支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 166

第１部　総則

第１部　総則

第１章　計画の趣旨
- 第１節　計画の目的
- 第２節　計画の構成
- 第３節　重点をおくべき事項
- 第４節　計画の効果的な推進
- 第５節　計画の修正

第２章　土佐清水市の特性
- 第１節　自然的条件
- 第２節　社会的条件
- 第３節　気象条件
- 第４節　本市における地震災害の特徴
- 第５節　地震・津波被害想定

第３章　土佐清水市防災会議
- 第１節　設置及び所掌事務
- 第２節　組織及び運営

第４章　防災関係機関
- 第１節　防災関係機関の責務
- 第２節　防災関係機関の処理すべき事務

第５章　住民等の責務
- 第１節　住民
- 第２節　事業所

第６章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
- 第１節　計画の方針
- 第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等

第１章　計画の趣旨

第１章　計画の趣旨
- 第１節　計画の目的
- 第２節　計画の構成
- 第３節　重点をおくべき事項
- 第４節　計画の効果的な推進
- 第５節　計画の修正

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「災対法」という。）第 42 条の規定により、土佐清水市防災会議（以下「市防災会議」という。）が作成する計画であり、本市に係る災害対策に関し、市の処理すべき事務を中心として、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）（以下「南海トラフ法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波から防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地域防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、土佐清水市における地震・津波対策の推進を図ることを目的とする。

【参考】資料１－１　土佐清水市防災会議条例
資料１－２　土佐清水市防災会議運営規則

第２節　計画の構成

計画全体の構成は、次の通り３編で構成されており、この計画は、地震・津波災害を対象とした、「地震・津波編」である。地震・津波編は、第１部総則、第２部災害予防計画、第３部災害応急対策、第４部災害復旧・復興の４部からなり、それぞれについて定めるものである。

一　般　対　策　編　集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、平

常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本について規定する。

地震・津波編　地震・津波による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本について規定する。

資料編　上記の各種対策に関連する様式、資料、参考資料を掲載する。

第３節　重点をおくべき事項

高知県は、100 年～150 年の周期で、南海トラフを震源とする地震に繰り返し襲われ、そのたびに甚大な被害を被ってきており、近い将来、再び大規模な地震と津波による災害により、被害が発生することが想定されている。平成３１年２月には南海トラフの地震活動の長期評価が公表されており、それによるとＭ８～９クラスの地震の今後３０年以内の発生確率は、７０～８０％となっている。

本市においては、「市民の命を守る」ことを最優先に、地域住民、事業所、防災関係機関、市が一体となって、建物の耐震化対策、人づくり・まちづくり対策等を推進し、減災に向けた施策を実施する。

なお過去の例から、南海地震は、東海地震や東南海地震と連動して発生する場合には、数時間から数年の時間差で発生することが確認されていることから、短期間、大規模な地震が連続して発生する可能性も考えられる。太平洋沿岸地域が広域的に被災し、十分な応援が期待できないことから、本市が完全に孤立することも想定した対策も講じておく。

第４節　計画の効果的な推進

（１）防災計画の策定にあたっては、本市の自然的、社会的条件等を踏まえて、防災基本計画及び高知県地域防災計画に記述する各事項を検討の上、必要な事項を記載し、また、本市の特性上、必要な事項を、適宜付加する。

（２）防災計画を効率的に推進するために関係部署、関係機関との連携を図り、次の３点を実行する。

①　必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の策定及び訓練等を通じた職員への周知徹底

②　計画、マニュアルの定期的な点検

③　他の計画（開発計画、投資計画等）における防災の観点からのチェック

第５節　計画の修正

第１部　総則

第１章　計画の趣旨

本計画は、災対法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正を加える。

第２章　土佐清水市の特性

第２章　土佐清水市の特性

第１節　自然的条件
１　位置　　２　面積
３　地形　　４　地質
５　山岳　　６　河川
７　地目別土地面積

第２節　社会的条件
１　人口　　２　交通（道路、橋、トンネル）
３　建物　　４　港湾漁業

第３節　気象条件

第４節　本市における地震災害の特徴

第５節　地震・津波被害想定

第１節　自然的条件

１　位置

土佐清水市は、四国西南端、太平洋に面し、北緯 32 度 46 分 42 秒、東経 132 度 57 分 28 秒に位置し、県庁所在地の高知市より西南へ約 150 ㎞の距離にあり、東西 24.6 ㎞南北 24.0 ㎞で、北部、西部は山地を境に四万十市、三原村、宿毛市、大月町に接し、平野が少なく、急峻な低山性の山岳地帯が続いている。

２　面積

東西の最長距離が 24.6 ㎞、南北の最長距離が 24.0 ㎞で、面積が 266.34㎢である。これは、高知県の総面積 7,105.20㎢の 3.75％にあたる。

３　地形

土佐清水市は、北東部から南西部に至る隣接地域を今ノ山山系によって遮っていて、この山脈の三方に突出した岬、布崎、足摺岬、叶崎によって形づくられている。ゆえに海岸

線が延伸している海浜地帯にありながら重畳とした低山林の山地が雑然と海岸線に覆いかぶさり、断崖のリアス式海岸は、そのまま山岳につながっている。

今ノ山山系の三方に伸びた峰々の山腹に深く谷川を切り込み、大小様々な河川となってそのまま海にそそいでいる。狭小な地形と山脈により平野と名のつくものはなく、河川流域にわずかな平地を形どっているにすぎない。

しかし、足摺隆起段丘に代表される特別な地形と暖流の接岸する温暖な気候は、ここに樹木の成育を促し、耕地を山峡、山頂まで広げている。

海洋に接し、海に突出する地形は、それ故に例年台風の進路として大災害を被る立地条件を伴っているが、豊富な雨量は樹々を繁らし、暖流は全国でも少ない好漁場をもたらせている。

４　地質

地質は砂岩、頁岩（けつがん）の大部分から形成されている。

５　山岳

土佐清水市における山岳は、次のとおりである。

山岳名	標高（m）	山　系	位　置
今　ノ　山	864.6	海部山	三崎北々西、三原村との境界
水　ヶ　峠	751.2	〃	久百々、三原村との境界
大　森　山	705.5	〃	三崎西北部
西　平　山	604.0	〃	三崎西北部
松　　中	598.6	〃	久百々
今　ノ　峰	594.5	〃	三崎西北部
小　黒　山	587.6	〃	下川口西北部、三原村との境界
足　　谷	579.5	〃	久百々
入道谷山	565.0	〃	三崎西北部
宮　ノ　谷	510.3	〃	下川口西北部
東　　平	505.0	〃	三崎西北部
葛　籠　山	470.9	〃	下ノ加江北部、四万十市八束との境界
白　滝　山	450.8	〃	足摺半島中部

６　河川

土佐清水市域の河川は次のとおりである。

単位：m

２級河川							
河　川　名	流　路　延　長			河　川　名	流　路　延　長		
	左　岸	右　岸	両岸平均		左　岸	右　岸	両岸平均
下ノ加江川	25,600	25,600	25,600	浦　尻　川	1,500	1,500	1,500
久百々川	4,458	4,457	4,458	加久見川	7,700	7,600	7,650
鍵　掛　川	4,000	4,000	4,000	益　野　川	10,500	10,400	10,450
立　石　川	3,700	3,800	3,750	三　崎　川	7,500	7,500	7,500
布　　川	6,900	6,800	6,850	宗　呂　川	17,700	17,600	17,650
大　岐　川	2,600	2,600	2,600	貝ノ川川	16,300	16,300	16,300
以布利川	2,500	2,500	2,500				

７．地目別土地面積

土佐清水市における地目別土地面積の状況は次のとおりである。

固定資産概要調書　(H30.1.1 現在)　単位：km^2

総面積	田	畑	山林	原野	池沼	宅地	雑種地	その他
181,954	6,487	7,233	126,829	1,748	21	2,704	1,491	35,441

※　市域の約 85%が山林

第２節　社会的条件

１　人口

土佐清水市における人口の状況は次のとおりである。

＜令和５年３月 31 日現在＞

地区名	世帯	男	女	人口	高齢化率
下ノ加江	778	629	708	1,337	59.1%
半　　島	2,769	2,329	2,578	4,907	49.3%
市　街　地	1,997	1,664	1,852	3,516	
三　　崎	851	700	810	1,510	51.0%
下　川　口	531	429	462	891	57.6%
合　　計	6,926	5,751	6,410	12,161	51.2%

２　交通（道路、橋、トンネル）

道路は最も重要な社会基盤の一つであり、社会経済、産業の活性化、快適で安心な市民生活のための機能を有することはもとより、防災や環境保全のための空間としても重要な役割を持っている。

本市には、唯一の国道 321 号が通っているとともに、市道 451 路線が整備されており、市道の総延長は 216km にもおよぶ。

道路の改良促進及び新規整備事業は、市民の生活の向上と福祉の増大を計るとともに、災害発生時の重要なライフラインとなる。

３　建物

本市における建物の状況は次のとおりである。

【木造家屋】　＜家屋概要調査（H30.1.1 現在）＞

区分	棟数（戸）	床面積（m^2）
総数	10,865	955,778
専用住宅	8,158	775,843
共同住宅寄宿舎	42	6,253
併用住宅	455	62,744
普通旅館・料亭	36	7,314
ホテル・簡易旅館・団体旅館		
事務所・銀行・店舗	114	10,263
劇場・映画館・病院	4	657
工場	359	23,706
倉庫		
その他	1,697	68,998

【非木造家屋】　＜家屋概要調査（H30.1.1 現在）＞

区分	棟数（戸）	床面積（m^2）
総数	2,135	399,909
事務所・店舗・百貨店	136	44,837
住宅・アパート	843	146,137
ホテル・病院	29	59,142
工場・倉庫	848	127,343
その他	279	22,450

４　港湾漁業

本市には、海岸線 70km に 17 の漁港と６の港湾が約３km おきに整備されている。漁港は１種漁港が 15 港、２種３種が各１港で、清水と窪津を除くと、その他は比較的小規模な漁港である。 港湾は６港全てが地方港湾であり、あしずり港を除くと漁港的な利用形態とな

っている。

本市の防災対策として、漁港の耐震対策として耐震岸壁の整備を進めていく。

市管理漁港（第一種）	立石、布、小浜、津呂、松尾、大浜、中ノ浜、養老、松崎、竜串、貝ノ川、大津	12 港
県管理漁港（第一種）	伊佐、三崎、下川口　（３港）	５港
県管理漁港（第二種）	窪津　（１港）	
県管理漁港（第三種）	清水　（１港）	
県管理地方港湾	下ノ加江、以布利、清水、あしずり、三崎、下川口	６港

第３節　気象条件

本市の気候条件は、亜熱帯気候に属し、過去 10 年（2013 年（平成 25 年）～2022 年（令和 4 年）の年平均気温は、18.5℃、年間降水量は約 2,750㎜ で、比較的温暖な気候である。

夏から秋にかけての台風シーズンには、台風の北上経路にあたることが多く、過去には暴風雨による被害を受けたこともあり、毎年、風水害による被害が懸念されており、高潮や河川の氾濫にも注意を要する。

第４節　本市における地震災害の特徴

本市において、過去に発生した地震は以下の通りである。

《参考　理科年表（国立天文台編）》

発生年月	地震名	規模（M）	被害の概要
684 年 11 月 29 日（天武 13 年）	白鳳の地震	8.4	山くずれ、河湧き、家屋社寺の倒潰、人畜の死傷多く、津波襲来、土佐の舟多数沈没、土佐で田苑約 12km^2 海中に沈む。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。
887 年８月 26 日（仁和３年）	仁和の地震	8.6	京都の民家官庁の倒潰多く、圧死多数。津波が沿岸を襲い溺死多数。摂津で被害最大。余震が８月末まで続いた。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。
1099 年２月 22 日（康和元年）	康和の地震	8.0	興福寺西金堂壊れ、大門が倒れた。土佐で田千余町皆海底に沈む。津波があったらしい。
1361 年８月３日（正平元年）	正平の地震	8.4	山城、摂津より紀州熊野に至る諸堂倒壊破損多かった。津波被害は、摂津、土佐、阿波で多く、阿波由岐湊で流出 1,700 戸、流死 60 人余、余震多数。

			南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。
1605年２月３日 （慶長９年）	慶 長 地 震	7.9	津波は、犬吠岬より九州に至り、八丈島で死者57人、三崎で溺死153人、浜名湖付近の橋本で100戸中80戸流出し、死者多く、紀州西岸広村で1,700戸中700戸流失。阿波の宍喰で波高２丈、死者1,500人余、甲ノ浦で死者350人余、室戸岬付近で死者400人余であった。
1707年10月28日 （宝永４年）	宝 永 地 震	8.4	わが国最大級の地震の一つ。全体で少なくとも死者２万、壊家６万、流失２万。震害は、東海道、伊勢湾、紀伊半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海を襲った。津波の被害は、土佐が最大、室戸、串本御前崎で 1～2m隆起し、高知市中西部の約20km^{2}が最大2m沈下した。 土佐で流家11,170、死者1,844人。波高は種崎23m（溺死者700余）、久礼25.7m。遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時に起こったとも考えられる。
1854年12月24日 （安政元年）	安政南海地震	8.4	安政東海地震(8.4)の32時間後。 近畿、東海、北陸、中国、四国、九州を襲う。 津波が大きく、房総から九州に至る海岸を襲った。全壊20,000、半壊40,000、焼失6,000、流出15,000、死者約3,000人。波高は久礼16.1m、種崎11m、室戸3.3m、宍喰5～6m。室戸、紀伊半島は南上がりの傾動を示し室戸、串本1.2m隆起、甲浦、加太で１m沈下した。
1946年12月21日 （昭和21年）	南 海 地 震	8.0	被害は、中部以西日本各地にわたり、死者 1,330 人、行方不明 102、家屋全壊11,591、半壊23,487、流失1,451、浸水33,093、焼失2,598、船舶破損流失2,991。津波は、静岡県より九州に至る海岸に襲来し、高知、三重、徳島沿岸で4～6m達した。 室戸、紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸で1.27m、潮ノ岬で0.7m上昇。須

			崎、甲浦で 1.0m沈下。高知付近で田園15km²が海面下に没した。

土佐清水市域の被害状況

死　　者	7人	浸水家屋	200棟
負　傷　者	7人	道路欠壊	6箇所
全壊（家屋）	165棟	田畑浸水	17.6町
半 壊（家屋）	377棟	焼失(家屋)	0棟

第５節　地震・津波被害想定

高知県の被害想定に基づき、本市で想定する地震は、以下の２パターンとする。

（１）比較的発生頻度の高い一定程度の地震・津波（Ｌ１）

この地震は、最大クラスの地震・津波に比べて発生頻度は高く、津波高は最大クラスの地震に比べて低いものの、大きな被害をもたらす地震・津波で、概ね数十年から百数十年の周期で発生している地震である。

近年で大きな被害を受けた事例としては、昭和21年の南海地震程度のものを想定している。

（２）発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波（Ｌ２）

この地震は、南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成23年８月設置）において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定した最大クラスの地震・津波である。

この地震・津波は、次に必ず発生するというものではなく、現在の知見では発生確率を想定することは困難であるが、その発生頻度は極めて低い。

本市においても、震度６弱～７の揺れが予想され、地震発生後、早いところでは３分程度で、遅いところでも30分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは、10～20m、ところによっては30mを超える非常に高い津波が予想されている。

第３章　土佐清水市防災会議

第３章　土佐清水市防災会議
- 第１節　設置及び所掌事務
- 第２節　組織及び運営

第１節　設置及び所掌事務

災対法第 16 条の規定に基づき、土佐清水市防災会議を設置し、その所掌事務を定める。

所掌事務は次のとおりである。

（１）土佐清水市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

第２節　組織及び運営

土佐清水市防災会議の組織及び運営に関しては、災対法第16 条及び土佐清水市防災会議条例の定めるところによる。

なお、土佐清水市防災会議は、行政機関、関係機関、自主防災組織を構成する者及び学識経験者を委員として構成する。

【参考】資料１－１　土佐清水市防災会議条例
　　資料１－２　土佐清水市防災会議運営規則

第４章　防災関係機関

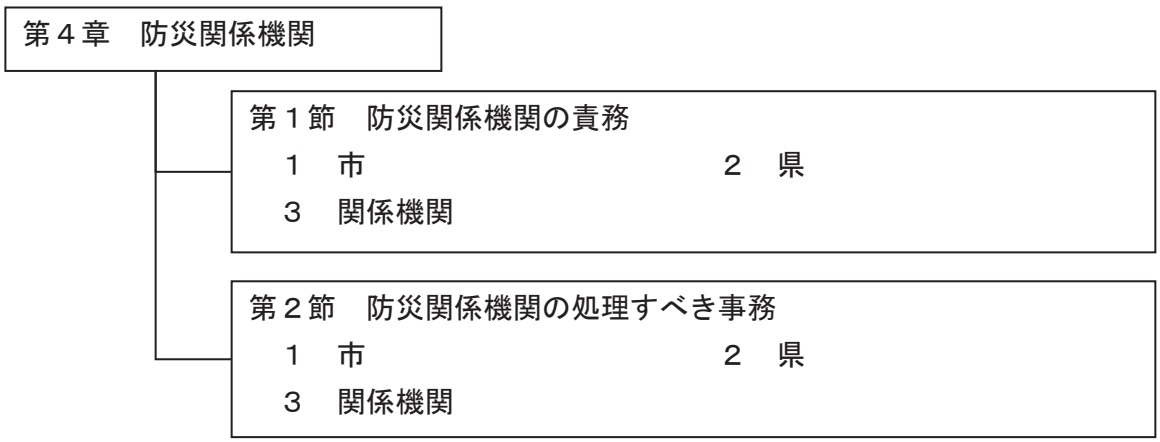

第１節　防災関係機関の責務

防災関係機関は、市域における防災業務の実施に関して次の責務を負う。

１　市

市は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係機関等と協力・連携を行い、市域に係る防災計画を作成し、法令に基づきこれを実施する。

実施にあたっては、消防機関等の組織の整備、市域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の自助、共助の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するように努める。

消防機関、その他市の機関は、市の責務が十分果たされるよう相互に協力する。

２　県

県は、法令及びこの計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

３　関係機関

関係機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるよう指導・協力等を行う。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

第４章　防災関係機関

１　市

（１）市地域防災計画の策定及びこれに基づく対策の実施
（２）防災に関する組織の整備
（３）防災知識の普及、防災教育及び防災訓練の実施
（４）自主防災組織の育成指導、その他住民の自発的な防災活動の促進
（５）防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
（６）防災のための施設、設備の整備及び点検
（７）災害に関する情報の収集、伝達及び広報
（８）避難情報の発令及び避難場所の開設・運営
（９）消防、水防その他応急措置
(10) 被災者に対する救助及び救護等の措置
(11) 緊急輸送の確保
(12) 食料、医薬品、その他物資の確保
(13) 災害時の保健衛生及び応急教育
(14) その他の災害発生の防御又は拡大防止のための措置
(15) 災害復旧・復興の実施

２　県

２－１　高知県

（１）県地域防災計画の策定及びこれに基づく対策の実施
（２）防災に関する組織の整備
（３）防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施
（４）自主防災組織の育成指導その他住民の自発的な防災活動の促進
（５）防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
（６）防災のための施設、設備の整備及び点検
（７）災害に関する情報の収集、伝達及び広報
（８）市が実施すべき避難情報の発令及び避難場所の開設の代行
（９）水防その他応急措置、市が実施すべき応急措置の代行
(10) 被災者に対する救助及び救護等の措置
(11) 緊急輸送の確保
(12) 食料、食糧、医薬品、その他物資の確保
(13) 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保
(14) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
(15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
(16) 災害復旧・復興の実施

２－２　幡多土木事務所土佐清水事務所

（１）県が所管する河川、道路、橋梁、港湾等の安全確保
（２）水防に関すること
（３）災害時における応急工事の実施

２－３　幡多福祉保健所

保健福祉に関する安全の確保

２－４　中村警察署清水警察庁舎

（１）市民の避難誘導及び行方不明者の捜索ならびに救出救助
（２）交通規制及び緊急交通路の確保
（３）被災地、避難場所、危険箇所等の警戒
（４）犯罪の防止及び取締り
（５）危険物に対する保安対策
（６）広報活動
（７）自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力

３　関係機関

３－１　土佐清水海上保安署

（１）海上災害に関する警報等の伝達、警戒
（２）海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査
（３）海上における人命救助
（４）避難者、救援物資等の緊急輸送
（５）係留海岸付近、航路及びその周辺海域の水深調査
（６）海上における流出油事故に関する防除措置
（７）船舶交通の制限・禁止及び整理・指導
（８）危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止
（９）海上治安の維持
（10）海上における特異事象の調査

３－２　航空自衛隊土佐清水通信隊

（１）災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
（２）県、市町村が実施する防災訓練への協力
（３）災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、給食、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）
（４）防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

３－３　西日本電信電話株式会社

（１）電気通信設備の保全及びその災害復旧
（２）災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達

３－４　四国電力株式会社

（１）電力施設の保全、保安

（２）電力の供給

３－５　清医会

（１）災害時における救急医療活動

（２）大規模災害時には、「高知県災害時医療救護計画」に基づき各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力のうえ救急医療活動を行う。

３－６　高知県漁業協同組合清水総括支所

漁港及び船舶の安全確保

３－７　土佐清水市自主防災会連絡協議会

自主防災組織の活動の実施

３－８　土佐清水市消防団

地域の安全確保

第５章　住民等の責務

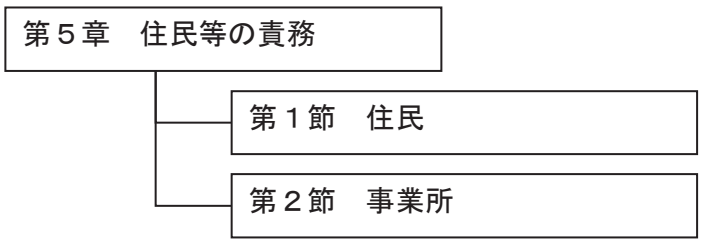

第１節　住民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には災害時要配慮者とともに早めに避難をするよう行動する。

被害が発生した場合には、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力に努める。

第２節　事業所

事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

事業所が災害時に果たす役割は以下の通りである。

（１）従業員や利用者等の安全確保
（２）事業の継続
（３）地域への貢献・地域との共生
（４）二次災害の防止

第６章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第６章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
- 第１節　計画の方針
- 第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等

第１節　計画の方針

市は、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）に基づく「高知県第５次地震防災緊急事業五箇年計画」及び南海トラフ法を踏まえ、計画的な施設の整備を推進（推進計画）する。なお、市有施設の耐震化は、今後、検討の上で計画を立て、整備を図る。

第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等

次の施設は、地震防災上緊急に整備する必要があるものとして整備の対象とする。

（１）指定緊急避難場所及び指定避難所
（２）避難路
（３）消防用施設
（４）消防活動に必要な道路
（５）緊急輸送道路、緊急輸送交通管制施設、ヘリコプター緊急離発着場（ヘリポート）
（６）緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設
（７）社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
（８）学校施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
（９）上記７、８に掲げるもののほか、不特定多数の者が利用する公的建築物のうち、地震防災上補強を要するもの
（10）砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
（11）津波防護施設
（12）地域防災拠点施設
（13）防災行政無線の整備、その他に関する施設又は設備
（14）老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
（15）その他

第２部　災害予防計画

第２部　災害予防計画

第１章　地震に強いまちづくり
- 第１節　防災まちづくり
- 第２節　建築物等災害予防対策
- 第３節　地震に強い土地利用の推進
- 第４節　土砂災害等予防対策
- 第５節　津波災害予防対策
- 第６節　ライフライン等予防対策
- 第７節　火災予防対策
- 第８節　危険物等災害予防対策
- 第９節　市の取組

第２章　地域防災力の育成
- 第１節　防災知識の日常化
- 第２節　実践的な防災訓練の実施
- 第３節　防災活動の環境整備
- 第４節　災害時要配慮者対策
- 第５節　地区防災計画の作成

第３章　命を守る避難・誘導対策
- 第１節　防災施設の限界
- 第２節　危険性の周知
- 第３節　自主的な避難
- 第４節　避難計画
- 第５節　避難体制の整備
- 第６節　南海トラフ地震臨時情報

第４章　災害応急対策・復旧対策への備え
- 第１節　災害対策本部体制の充実
- 第２節　情報の収集・伝達体制の整備
- 第３節　職員の災害対応能力の強化
- 第４節　消火・救助・救急対策
- 第５節　災害時医療対策
- 第６節　緊急輸送活動対策
- 第７節　緊急物資確保対策
- 第８節　消毒・保健衛生体制の整備
- 第９節　帰宅困難者対策
- 第 10 節　遺体の処理、埋葬・火葬の体制整備
- 第 11 節　孤立対策

第１章　地震に強いまちづくり

第１章　地震に強いまちづくり

第１節　防災まちづくり
１　地震に強い市街地の形成　２　建築物の安全性の確保
３　ライフライン施設等の機能確保　４　危険物施設等の安全確保
５　液状化への取り組み

第２節　建築物等災害予防対策
１　建築物等の耐震性及び耐火性の向上
２　家具等の転倒防止
３　落下物防止、ガラスの飛散防止　４　ブロック塀等の撤去・改修
５　老朽住宅の除却

第３節　地震に強い土地利用の推進
１　公園・緑地等の整備対策　２　土地利用の規制・誘導
３　住宅移転の促進

第４節　土砂災害等予防対策
１　土砂災害等危険箇所の周知
２　土砂災害に対する警戒避難体制の整備
３　地震発生時後の土砂災害危険箇所の緊急点検
４　国土保全事業の推進
５　急傾斜地等のパトロール及び市民への危険周知

第５節　津波災害予防対策
１　津波浸水予測地域の周知及び津波防災に係る基礎知識の普及
２　津波防災体制の充実　３　津波防災事業の推進
４　津波避難対策緊急事業

第６節　ライフライン等予防対策
１　電力施設　２　ＬＰガス施設
３　上水道　４　下水道（浄化槽）
５　通信施設

第７節　火災予防対策
１　出火の防止　２　初期消火
３　延焼拡大の防止　４　津波火災の防止

第１章　地震に強いまちづくり（続き）

- 第８節　危険物等災害予防対策
- 第９節　市の取組

第１節　防災まちづくり

既成の市街地の状況を踏まえ、今後、地震に強いまちづくりを整備するためには、次の点に特に注意する。

１　地震に強い市街地の形成

◎【まちづくり対策課／危機管理課】

市街地の形成においては、地震発生時の応急活動に支障をきたさないように、狭隘道路を拡幅するなどし、緊急車両の通行の妨げにならないように配慮するとともに、耐震性の低い住宅の倒壊により道路閉塞を起こさないようにする。

また、地震による火災発生及び拡大を防ぐため、木造住宅の密集地域や、空き家をなくすとともに、火災発生時の延焼防止や、避難場所となる防災公園や緑地、オープンスペースなどの確保も考慮する。

２　建築物の安全性の確保（詳細は第２節建築物等災害予防対策）

◎【まちづくり対策課／危機管理課】

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年法律第123号）に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施することとする。

民間住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により、耐震改修・建替の促進を図る。

３　ライフライン施設等の機能確保

◎【危機管理課：電気・ガス・電話／水道課：上水道／市民課：下水道（浄化槽）】

電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、各社で定める防災計画及び県防災計画に基づき、洪水や地震に対する機能の確保に努めるとともに、地震発生時には、早期復旧できる体制を構築する。

また、市は各社と日頃から情報交換をするとともに、防災会議や地域防災計画等を通じて防災対策の向上を図っていく。

４　危険物施設等の安全確保

◎【消防本部】

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設は、地震・津波により周辺住民に危険を及ぼす可能性が高いので、消防本部では安全確保に関する指導を強化し、災害発生の未然防止に努めるとともに、災害発生時の被害拡大を防ぐ。

５　液状化への取り組み

◎【まちづくり対策課】

液状化の危険度が高い地域の調査を行い、ハザードマップ等により、住民への危険性の周知に努めます。

第２節　建築物等災害予防対策

地震の揺れと津波から身を守るために、建築物等の整備を図る。

１　建築物等の耐震性及び耐火性の向上

◎【まちづくり対策課／危機管理課】

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成７年法律第123号）で対象となる建築物を含め、市内にある民間住宅、一般住宅等、全ての建築物の耐震化を計画的に進める。特に、昭和56年以前の建築物から優先的に整備を進める。

また、建物の耐震性の向上とともに、耐火性も強化し、地震に強い建築物の構築を推進する。

２　家具等の転倒防止

◎【危機管理課】

地震対策として、家庭における、タンスや本棚、食器棚等の転倒防止対策の普及啓発を図るとともに、転倒防止対策を支援する。また、感震ブレーカーの普及啓発を図るとともに、感震ブレーカー対策を支援する。

３　落下物防止、ガラスの飛散防止

◎【危機管理課】

地震の揺れによっておこる、落下物やガラスの飛散防止等に関する普及啓発を図る。

４　ブロック塀等の撤去・改修

◎【危機管理課】

地震の揺れによって倒壊する危険性の高いブロック塀等の除去や安全なフェンス等への改修に対して支援する。

５　老朽住宅等の除却

◎【危機管理課】

地震の揺れによって倒壊することにより道路等を塞ぎ、避難や消火活動の妨げになる恐れのある老朽住宅等の除却に対して支援する。

第３節　地震に強い土地利用の推進

計画的な開発、環境整備を推進し、地震に強い土地利用を図る。

１　公園・緑地等の整備対策（防災公園）

◎【まちづくり対策課】

市街地の公園、緑地、縁道等は地震発生時の避難路、避難地、消防活動等の拠点として果たす役割が大きく、計画的な整備及び維持管理を促進する。

また、地震による断水や停電等の被害を想定し、防災水槽や太陽光発電を活用した照明施設、災害対応トイレ等を備えた防災公園の整備も検討する。

２　土地利用の規制・誘導（災害危険区域・急傾斜崩壊危険区域等）

◎【まちづくり対策課】

市街地形成の誘導、建築の制限等により安全な土地利用を図る。

（１）安全な都市環境形成の誘導

市及び県は、安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的な活用を図る。

（２）災害危険区域での建築行為の禁止等

①　急傾斜地崩壊危険区域等の指定

急傾斜地崩壊危険区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における住居の用に供する建築物の建築行為の禁止若しくは制限をする。

②　がけ地付近の建築物についての制限

建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ地付近の建築物の建築行為の制限をする。

３　住宅移転の促進

◎【まちづくり対策課／危機管理課】

地震発生時に、がけ崩れや土砂災害の危険性が高い場所に立地している住宅に対して、がけ地等近接危険住宅移転事業に基づき、所要の援助を行い、移転促進を図る。

また、地震発生後の津波により被害を受ける危険性が高い住宅は、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業により、移転促進を推進する。

第４節　土砂災害等予防対策

１　土砂災害等危険箇所の周知

◎【危機管理課】

県がホームページで公表している土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所について広く周知するとともに、インターネットを活用できない高齢者等にも周知するため、土砂災害危険箇所の印刷物を配布するなど必要な措置を講ずるものとする。

２　土砂災害に対する警戒避難体制の整備

◎【まちづくり対策課／危機管理課】

（１）土砂災害に関する情報の収集

平常時から土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

（２）警戒避難体制の整備等

主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

①　土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、災害時要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

②　土砂災害警戒情報が発表されたときは、体制の強化を図り、土砂災害発生の切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象も参考にして、土砂災害が発生するおそれがある箇所（降雨により土砂災害発生の危険性が高まった箇所）を特定し、的確に高齢者等避難、避難指示等を発令する。

特に高齢者等避難は、災害時要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努めるものとする。

③　土砂災害警戒区域内において災害時要配慮者施設が設置されている場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の災害時要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

④　土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

３　地震発生後の土砂災害危険箇所の緊急点検

◎【まちづくり対策課】

震度５強以上の地震が発生した場合、「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」（平成19年12月国土交通省策定）に基づき、県、国土交通省は土砂災害危険箇所等緊急点検を実施し、市はこれに協力する。

また、市は県と協議を行い、緊急点検の実施にあたり住民などに不安を与えないように、実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民・関係機関等に対して事前に周知する。

４　国土保全事業の推進

◎【まちづくり対策課／農林水産課】

第２部　災害予防計画

第１章　地震に強いまちづくり

（１）急傾斜地崩壊対策

①　急傾斜地崩壊危険区域の指定

市と県で協議のうえ急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条の規定により、県が急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所は、資料８－３のとおりであるが、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

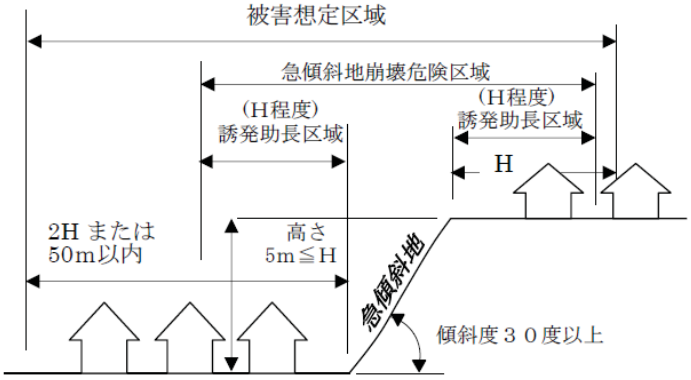

②　急傾斜地崩壊防止工事

崩壊防止工事については、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、かつ地域住民の協力が得られるものから順次実施していく。

なお、実施については、原則として国・県の補助事業の認定を受け行うものとする。

（２）土石流対策

危険性の高い渓流には、砂防ダム、流路工事等の対策整備を県に要請し、対策を講じる。

土石流危険渓流箇所は、資料８－３のとおりである。

（３）山地災害対策

山腹崩壊や、地滑りの危険がある箇所の対策整備を講じる。

なお、これらの危険地区については、降雨等により崩壊の可能性が高く、早急な復旧、予防対策を必要とする箇所から県と協議し治山事業に努める。

（４）農地災害対策

規模が大きい地すべり及び湛水を防ぐための農地防災事業として、ため池整備を推進する。また、農地の侵食や崩壊を防ぐため、用排水路等の整備を推進する。

（５）大規模盛土造成地

大規模盛土造成地が身近に存在するかどうかを知っていただき、防災意識を高め、災害の未然防止や被害軽減に繋がるよう「大規模盛土造成地マップ」を公表し、周知を図る。

５　急傾斜地等のパトロール及び市民への危険周知

◎【まちづくり対策課】

災害が予想される場合は、急傾斜地崩壊危険区域及び危険度の高い住宅地周辺のパトロールを強化し、危険な箇所に居住する市民等に対し崩落の危険性を周知徹底する。

第５節　津波災害予防対策

１　津波浸水予測地域の周知及び津波防災に係る基礎知識の普及

◎【危機管理課】

市は、国及び県が行った被害想定をもとに、津波浸水予測地域を示した、ハザードマップを作成し、住民等に配布して周知する。また、住民に対して、津波防災に関する知識及び対策の普及啓発を図る。

２　津波防災体制の充実

◎【危機管理課】

（１）住民への情報提供

市は、地域住民等に対し、防災行政無線、緊急速報メール等により、津波警報等の津波に関する情報が正確かつ広範に伝達されるよう、その経路及び方法を津波避難計画に明示する。また、市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。これらの場合において、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

（２）避難支援

市は、避難対象地域を津波避難計画に明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を津波避難計画に明示するものとする。

その際、高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進するものとする。

また、避難行動要支援者に対しての避難支援等を行うとともに、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等の適切な対応を行うものとする。この場合において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとするとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮するものとする。

３　津波防災事業の推進

◎【まちづくり対策課／危機管理課／農林水産課】

南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化、土砂災害防止施設、津波防護施設の整備を図るとともに、避難場所、避難経路、避難誘導及び救助活動

のための拠点施設その他の消防用施設、緊急輸送ネットワーク、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進が必要である。

このため、市は、国、指定公共機関と連携し、特に地震防災上緊急に整備等すべき施設等について、その必要性及び緊急度に従い、所定の基準等により、具体的に明示するものとする。

４　津波避難対策緊急事業

◎【まちづくり対策課／農林水産課／危機管理課】

市は、地震発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震（Ｌ２）による津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル及び避難経路等を整備するとともに、耐震診断等を行い、避難行動要支援者の屋内避難に使用する建物を確保し、明示する。なお、Ｌ２の津波を想定した際の浸水予測域内においては、以下に示す緊急的な対策を講じる。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
下ノ加江地区	避難施設その他の避難場所	8 箇所	平成 28 年度
半島地区	避難施設その他の避難場所	12 箇所	平成 28 年度
清水地区	避難施設その他の避難場所	5 箇所	平成 28 年度
三崎地区	避難施設その他の避難場所	5 箇所	平成 28 年度
下川口地区	避難施設その他の避難場所	10 箇所	平成 28 年度

第６節　ライフライン等予防対策

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急活動等に支障をきたすとともに、避難生活の環境悪化等をもたらす。このため、市、防災関係機関及びライフライン事業者は、電気、ガス、上水道、下水道（浄化槽）、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、機能維持と安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

１　電力施設

◎【危機管理課】

（１）送電設備、変電設備、配電設備等については、平時から災害を考慮した対策を講ずる。
（２）被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
（３）災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備する。また、資材置場の設置場所の移転等についても、関係機関との協議を進める。
（４）避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定する。

（５）施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

２　ＬＰガス施設

◎【危機管理課】

（１）ＬＰガス容器について、流出及び転倒防止措置を実施する。
（２）被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

３　上水道

◎【水道課】

（１）管路の耐震化を図るとともに、多重化等によりバックアップ体制を構築する。また、特に重要な施設については、重点的に整備を進める。
（２）被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
（３）災害時に必要な応急給水に使用する給水車、給水タンク、その他資機材等の整備を図る。
（４）施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。
（５）災害時における速やかな飲料水確保のため、関係業者との協定を締結し、体制整備を進める。

４　下水道（浄化槽）

◎【市民課】

（１）浄化槽の緊急点検及び被害実態調査を実施する。
（２）浄化槽汚泥の収集運搬について検討する。
（３）浄化槽の部品交換及び補修工事等、浄化槽の応急復旧を図る。
（４）浄化槽及び排水管等付属設備の保全を図る。

５　通信施設

◎【総務課／危機管理課】

（１）電気通信設備等については、平時より災害を考慮した対策を講ずる。
（２）災害時非常通話を確保し、システムの整備に努める。
（３）災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。
（４）施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

第７節　火災予防対策

１　出火の防止

◎【消防本部／危機管理課】

（１）一般家庭に対する指導

市及び消防本部は、自主防災組織等を通じて、一般家庭に対し、消火器具等の普及と取り扱い方について指導を行うとともに、防災訓練時においても同様の啓発指導を行い、災害時における火災の防止と消火の徹底を図る。

【一般家庭に対する指導内容（例）】

①　災害発生時の対策 ア．自分の身の安全を守る。 イ．使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。 ウ．ガスの元栓を締める。 エ．電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。 ②　平常時の対策 ア．消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置 イ．住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器設置 ウ．可燃物（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

（２）防火対象物の防火管理体制の確立

市及び消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を記すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災の応急対策が効果的に行える行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図るものとする。

（３）予防査察の強化指導

消防本部は、消防法第４条の規定による立ち入り検査を強化し、消防対象物の用途、地域等に応じた計画的な査察等を実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期す。

（４）危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立ち入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行なうものとする。

（５）消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時に防火の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する消防同意制度の効果的な運用を図るものとする。

２　初期消火

◎【消防本部／危機管理課】

①　市及び消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励するものとする。

②　市及び消防本部は、地域住民や自主防災組織に対して初期消火に関する知識、技術

の普及を図る。

３　延焼拡大の防止

◎【消防本部／消防団】

（１）常備消防の強化

消防本部は、災害の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、災害態様の変化に応じた適正な消防力の増強を図るものとする。

（２）消防団の強化

消防団は、災害時に消防本部を補完し、消火活動を行うとともに、平常時は住民等に対して出火防止の指導を行っていく。また、災害時の活動に対応できるよう資機材等を整備し、活動体制の強化を図るものとする。

なお、消防団員が減少していることから、消防団員確保のため、以下の点について留意する。

①　消防団に関する住民意識の高揚
②　処遇の改善
③　消防団の施設・装備の改善
④　女性消防団員の積極的確保、能力活用等
⑤　機能別団員・分団の採用の推進

４　津波火災の防止

◎【消防本部／消防団／危機管理課】

津波に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想されるとともに、津波発生時には、海上に流れ出た油や、引火して流れる家やがれき、車などにより、広く延焼し、大規模災害になる可能性が高いため、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努めるとともに、津波発生時の引火に対する予防対策を講じる。

第８節　危険物等災害予防対策

◎【消防本部】

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物など洪水・地震・津波発生時に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理又は取扱いの安全性の向上を図る。

第９節　市の取組

◎【全所属】

市は、津波浸水ハザードマップを作成し、印刷物として市民に配布することで市民の防災啓発の高揚に努める。また、浸水区域ごとに、洪水情報等の伝達方法を整備するとともに、避難場所の整備を行う。また、状況に応じて、その他必要な措置を講じることとする。

第２章　地域防災力の育成

防災教育等を通じ、防災知識の普及と、実践的な防災訓練の実施を進めることにより「自らの命は自らが守る」ひとづくりを図る。

自主防災組織を育成し、消防団を中心とした地域防災力の向上を図るなど、住民主体の取組を支援・強化する。特に、災害時要配慮者の特性や被災時の男女共同参画の視点に立って、地域の多様な視点等を反映した地域づくりを実施する。

また、ボランティア等自発的な支援への環境整備を図る。

第２章　地域防災力の育成

第１節　防災知識の日常化
　１　防災教育の実施　　２　災害教訓の伝承
　３　防災に関する広報
　４　危険物を有する施設などにおける防災研修
　５　防犯の視点を取り入れた防災研修

第２節　実践的な防災訓練の実施
　１　初動体制の確立訓練　　２　現場実動訓練
　３　情報収集・伝達等に関する訓練　４　図上訓練の実施

第３節　防災活動の環境整備
　１　自主防災組織　　２　事業所
　３　ボランティア団体

第４節　災害時要配慮者対策
　１　避難行動要支援者名簿の作成・活用等
　２　社会福祉施設等における地震・津波対策
　３　訪日外国人旅行者等の安全確保

第５節　地区防災計画の作成

第１節　防災知識の日常化

一般対策編　第２部　災害予防　第２章　地域防災力の育成　第１節「防災知識の日常化」を準用する。

第２節　実践的な防災訓練の実施

一般対策編　第２部　災害予防　第２章　地域防災力の育成　第２節「実践的な防災訓練の実施」を準用する。

第３節　防災活動の環境整備

地震・津波災害から命を守るためには、地域住民自らが「自らの身の安全は自ら守る」という意識のもとに、行動をすることが重要となる。

そのため、地域住民又は施設関係者等による自主的な防災活動への支援を行う。

１　自主防災組織

◎【危機管理課／消防本部】

（１）自主防災組織の育成強化

地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援を行う。

この際、多様な世代が参加できるような環境を整備するとともに、女性の参画の推進に努める。

（２）自主防災組織のリーダーの育成

地域での自主的な防災活動のリーダーとなる者を対象とし、研修を実施する。

（３）自主防災組織の役割

自主防災組織の「重要な役割」として欠かせないものは次の通りである。

○　地域で起きる災害について正しい知識を広める取組み
○　災害発生時に安全に避難する取組み
○　高齢者など災害時要配慮者への支援

（４）自主防災組織の活動

前項（３）の「重要な役割」以外の取組みは、自主防災組織で話し合って、どの活動を行うのかを決定する。

【平常時の活動】

○　災害に関する知識の普及
○　地域における危険箇所の把握と周知
○　地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知

○　防災訓練の実施
○　高齢者、障がい者等の災害時要配慮者の把握
○　家庭における防災点検の実施
○　情報収集・伝達体制の確認
○　物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄・点検

【災害時の活動】
○　集団避難、災害時要配慮者の避難誘導
○　地域住民の安否確認
○　救出・救護の実施
○　初期消火活動
○　情報の収集・伝達
○　給食・給水の実施及び協力
○　避難所の運営

（５）自主防災組織と消防団・防犯活動団体・その他民生委員等の避難支援等関係者との連携

自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

また、防災訓練や研修などを通じ、自主防災組織と防犯活動団体や福祉関係者との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

２　事業所

◎【危機管理課／観光商工課／消防本部】

事業所は、日頃から地震・津波を想定した防災対策を実施し、地震発生時の被害軽減に努める。また、地震・津波発生時には、顧客の安全を確保する等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努める。

事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

（１）事業所の役割
○　従業員、顧客の安全確保
○　地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
○　事業の継続（ＢＣＰ、ＢＣＭの策定）
○　二次災害の防止

（２）事業所における自衛防災組織の防災活動
【平常時の自衛防災組織の活動】
○　防災訓練の実施
○　施設及び設備等の整備

○　従業員等の防災に関する教育の実施
○　防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
○　地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力

【災害時の自衛防災組織の活動】
○　情報の収集伝達
○　避難誘導
○　救出救護
○　地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

（３）市及び地域住民との連携支援
市及び県は、事業所が地震・津波発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）策定やその他の防災活動に資する情報提供等を行うとともに、日頃からの連携強化に努める。

３　ボランティア団体

◎【健康推進課】

地震・津波発生後におけるボランティア活動は、被災者の支援等に大きな効果が期待できることから、社会福祉協議会は、以下の観点を念頭におき、他自治体等の取り組みも参考にしながら、災害ボランティア活動の活性化に向けた環境整備を進めていくものとする。
○　災害ボランティア活動に関する普及啓発
○　災害ボランティアコーディネーターの養成とともにコーディネート技術向上のための研修
○　被災者ニーズに即した専門ボランティア活動が効果的に行える体制づくり

第４節　災害時要配慮者対策

地震・津波発生時に、支援が必要な要配慮者の身の安全を守るため、支援者や支援の方法等について、日頃から地域で検討を進めておく。特に、津波からの避難については、地域ごとの津波来襲の予想時間を考慮し、津波来襲の時間内に、避難を完了することを目標に検討を進める必要がある。
また、対策を進めるにあたっては、要配慮者本人の意志及びプライバシーの保護の観点を重視し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点について留意する。

【（災害時）要配慮者】
平成25年６月の災対法の改正において、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」が「要配慮者」として法律上定義されている（災対法第８条第２項第15号）。

１　避難行動要支援者名簿の作成・活用等

◎【危機管理課／健康推進課／福祉事務所】

災害対策基本法第 49 条の 10 第１項の規定に基づく名簿の作成及び活用（個別計画の策定）等に当たり必要な事項を定める。

（１）避難支援等関係者となる者

①　自主防災組織又は、自主防災組織を結成していない自治会
（小集落で長の任期が短期間（約２か月）の地区は除く）

②　民生委員・児童委員

③　警察署

④　消防本部

⑤　消防団

⑥　社会福祉協議会

⑦　避難支援に携わる者で市長が避難支援に関し必要と認める者

（２）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲　（平成 26 年３月決定）

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

①　要介護認定３～５を受けている者

②　身体障がい者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障がい者
（心臓・じん臓機能障がいのみで該当するものは除く）

③　療育手帳Ａを所持する知的障がい者

④　精神障がい者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者

⑤　市の生活支援を受けている難病患者

⑥　その他、市長が支援を必要と認める者

【避難行動要支援者】

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者。）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの。

【避難行動要支援者名簿の作成】（災対法第 49 条の 10～第 49 条の 13）

東日本大震災では、多くの高齢者、障がい者等の命が失われたが、避難行動の支援に際して有効となる名簿の作成については、個人情報の観点から、十分に進んでいない状況であった。

このため、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者。）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者についての避難支援等を実施する基礎とするための避難行動要支援者名簿を作成しなければいけないこととし、原則として、避難行動要支援者本人の同意を得て、消防機関、自主防災組織、民生委員等の関係者にあらかじめ名簿情報を提供するとともに、当該名簿の作成に必要な範囲で、要配慮者に関する個人情報を活用できることとした。

（３）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

①　必要な個人情報

・氏名
・生年月日
・性別
・住所又は居所
・電話番号その他の連絡先
・避難支援等を必要とする事由
・その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

②　入手方法

市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を要介護状態区分別や障がい者種別、支援区分別に把握し集約する。

名簿作成に必要があるときは、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求める。

（４）名簿の更新に関する事項

年１回、関係部局が保有・収集した情報を集約することにより、避難行動要支援者の把握に努め、情報を更新し名簿を作成する。

（５）名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置

①　避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

②　災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

③　施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

④　受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

⑤　避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

（６）要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

①　市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報発令の判断・伝達マニュアル」を参考に、高齢者等避難、避難指示、災害発生情報の発令等の判断基準（具体的な考え方）を地域防災計画に定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

②　高齢者等避難として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の

情報は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。

③　同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

④　多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は多様な情報伝達の手段を確保する。

（７）避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

２　社会福祉施設等における地震・津波対策

◎【健康推進課】

（１）実態の把握

安全対策シート等により施設の地震・津波対策の実態を把握する。

（２）継続的な地震・津波対策

関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成し、防災対策に取り組む。

社会福祉施設等は、実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理して、防災対策マニュアルや施設ＢＣＰを整備し、防災対策に取り組む。

また、防災対策マニュアルや施設ＢＣＰに基づき、職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全体が参加した訓練の実施等の防災対策に継続的に取り組む。

（３）施設・設備の安全確保対策

社会福祉施設等は、施設の耐震化に努めるとともに、施設の立地場所に危険が想定される場合には、高台への移転や建て替え等の検討を実施する。また、立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施するとともに、安全管理に努める。

○　火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備
○　非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等
○　垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケット等の整備
○　その他法令等で定める設備
○　危険物の管理
○　家具、書棚等の転倒防止対策

（４）施設入所者の避難対策

【地域の災害特性の把握】

施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努める。

【施設入所者の避難計画の作成】

○　夜間、休日における災害の発生や状況によっては２度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災マニュアル等の中で作成する。
○　夜間の勤務者数での訓練等実践的な避難訓練を実施する。
○　災害時に職員が的確な判断ができるよう図上訓練を実施する。
○　消防団や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進める。

（５）施設の移転を伴う避難と広域連携

入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備する。

また、広域的な避難に備え、県内及び他の都道府県の同種又は類似の施設との相互の避難と受入れに関する災害協定の締結に努める。

（６）介護職員等の応援派遣・受援体制の整備

避難生活の長期化等に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努める。また、各施設の管理者は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努める。

（７）防災関係機関との連携

市は、災害時要配慮者入所施設等の被災状況を想定し、代替的なものも含め防災関係機関及び施設管理者との連絡体制を確立する。

消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言を行う。

３　訪日外国人旅行者等の安全確保

◎【危機管理課／観光商工課】

旅館、ホテル等の宿泊施設管理者とも連携し、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第５節　地区防災計画の作成

一般対策編　第２部　災害予防　第２章　地域防災力の育成　第５節「地区防災計画の作成」を準用する。

第３章　命を守る避難・誘導対策

防災施設管理者、住民、市の役割を明らかにして避難対策の基本的な方向を示す。

第３章　命を守る避難・誘導対策

- 第１節　防災施設の限界
  - １　防災施設の限界
  - ２　津波の浸水範囲
- 第２節　危険性の周知
- 第３節　自主的な避難
- 第４節　避難計画
  - １　住民との話し合い
  - ２　避難計画の作成
  - ３　地域における連携（消防団員・警察等）
  - ４　地域津波避難計画
  - ５　事業者の津波避難計画
- 第５節　避難体制の整備
  - １　一時的な避難（指定緊急避難場所）
  - ２　長期的な避難（指定避難所）
  - ３　応急仮設住宅の供給
  - ４　防災上重要な施設の避難計画（学校・病院等）
- 第６節　南海トラフ地震臨時情報への防災対応
  - １　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

第１節　防災施設の限界

１　防災施設の限界

◎【危機管理課／まちづくり対策課／農林水産課】

地震の揺れによって、防潮堤や護岸、堤防等が破損し、機能しない可能性も考えられる。また、防潮堤が破損しなくても、防潮堤を超える高さの津波が来襲する可能性もあることから、防災施設があることに安心せずに、避難行動をとる。

２　津波の浸水範囲

◎【危機管理課】

日頃から、津波浸水のハザードマップを確認し、津波浸水の危険性の高い地域（範囲）を良く把握しておく。なお、津波浸水予測区域外であっても、想定外の津波により、津波浸水の可能性があることから、常にできる限りの身の安全を確保する。

第２節　危険性の周知

◎【危機管理課】

市は、地震発生後、気象庁から発表される津波情報を速やかに入手し、状況を把握するとともに、対象となる地域の住民に対して、的確に津波情報を提供し、周知する体制を事前から構築しておく。

第３節　自主的な避難

◎【危機管理課】

住民は、津波から命を守るための避難行動が、自主的にとれるように、日頃から地域で避難方法等について話しあうとともに、避難経路や避難場所について、地域で検討をしておく。市は、住民の日頃からの取組みを支援するとともに、地震・津波発生時、住民の自主的な避難行動により被害を免れるように努める。

（１）住民による事前からの取組内容

- ○　地域の地震・津波災害についての正しい知識の取得
- ○　地域の危険箇所の調査
- ○　緊急避難場所の検討
- ○　避難経路の検討
- ○　災害時要配慮者とともに避難する計画づくり

（２）避難誘導計画づくりへの参画

住民は、市の避難誘導計画づくりに参画する。

第４節　避難計画

市は、あらかじめ自主防災組織などの協力も得ながら、高知県津波避難計画策定指針（津波からの避難方法の選択に係るガイドライン）や津波浸水予測などに基づき、土佐清水市津波避難計画を策定する。

また、計画策定に当たっては、地震・津波の特性を踏まえるとともに、住民個々の実情や地域状況に合わせた避難対策を検討する。

１　住民との話し合い

◎【危機管理課】

（１）地域の危険性の周知

津波ハザードマップ等を活用し、地域住民に地震・津波の特性及び地域の危険性について説明し、周知徹底する。

説明する内容は、地震の揺れによっておこる被害や、津波浸水が予測される範囲等、地域に想定される危険性の高い災害に重点をおく。

（２）緊急避難場所の指定等

市は、住民の意見を反映して緊急避難場所の指定等を行う。

○　緊急避難場所の指定
○　避難所の指定
○　避難経路
○　住民等への連絡方法
○　その他必要な事項

２　避難計画の作成

◎【危機管理課/健康推進課/福祉事務所/消防本部】

市は、次の項目を基本的に検討し計画を策定する。

（１）避難対象地域の設定、津波避難場所及び避難経路の設定

市は、住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ定める。

（２）避難に必要な情報等の収集や伝達

市は、災害調査員を設ける等により、被災の状況を早期に把握する体制づくりに努める。

また、津波情報が発表された場合、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等で、住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について予め検討する。

（３）避難情報の発令基準

市は、地震によって被害を受け、さらに二次災害の危険性が高いと想定され、避難の対象とすべき区域についての発令基準、伝達方法等、事前に明確にしておき、いざという際の迅速・的確な避難情報の発令に努める。

（４）災害時要配慮者（避難行動要支援者）対策

市は、避難計画の策定にあたり、災害時要配慮者（避難行動要支援者）の避難について十分に配慮した計画作成に努める。

（５）津波災害警戒区域の指定がある場合

市は、津波災害警戒区域での予報の伝達方法、避難場所その他津波災害時迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに主として高齢者等の用配慮者が利用する施設で当

該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画に記載するとともに、避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配付等により周知する。当該施設の利用者が津波災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の津波災害時の円滑かつ迅速な避難が図られるように予報の伝達方法を定める。

また、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施するとともに、当該計画を市長に報告する。

【参考】資料４－４　要配慮者利用施設一覧表

（６）避難訓練の実施や啓発活動

市は、消防本部と連携し、住民と消防団による避難訓練を実施する。避難訓練では、避難計画に基づいた、避難経路を通り、指定緊急避難場所に向かうこととして、道程の確認を行う。

また、インターネットや広報紙などを通じ、広く地域住民に対して避難計画を周知徹底する。

（７）その他必要事項

市は、消防本部と連携し、消防団による住民の避難誘導の計画を作成するよう努める。また、避難計画の策定にあたり、幼稚園や保育所、小学校及び防災上重要な公共施設などの避難について十分に配慮した計画作成に努める。

３　地域における連携（消防団員・警察等）

◎【消防本部／危機管理課】

（１）消防本部

市の避難計画作成を支援するとともに、市作成の避難計画と整合のとれた消防職員の活動計画を作成する。

（２）消防団

市の避難計画に準じた避難支援を行う。

（３）警察

市の避難計画作成を把握し、整合のとれた支援策を検討する。

４　地域津波避難計画

◎【危機管理課】

土佐清水市津波避難計画や津波ハザードマップなどを参考に、住民自ら、要配慮者対策も含めた地域ごとのより詳細な津波からの避難方法等を定めた地域津波避難計画の作成の支援を行う

５　事業者の津波避難計画

◎【危機管理課】

南海トラフ地震対策特別措法の規定により推進地域に指定された地域内の医療機関等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた地震防災対策計画を作成の支援を行う。

第５節　避難体制の整備

市は、緊急的な避難や長期間の避難に対応できる避難場所（津波避難ビル及び津波避難タワー等も含め）の整備等を進める。

１　一時的な避難（指定緊急避難場所）

◎【危機管理課】

（１）避難場所の選定

地震・津波災害から命を守るための一時的な緊急避難場所を選定する。避難場所は、次の基準を目安として設定する。

【避難場所の選定基準】

○　一人当たりの必要な面積は概ね１㎡以上を確保するように努める。なお、避難タワーについては0.5㎡を確保するものとして整備する。

○　観光客等も含めて昼間人口を考慮し、要避難地区のすべての住民及び滞留者を収容できること

○　安全な場所で危険な地域でないこと

・土砂災害、浸水等が予測される地域

・危険物等が備蓄されている施設の近く

・耐震性が確保されていない建物の近く等

（２）避難経路の指定

市内の国道・県道・市道の全路線、また緊急避難場所に至る農道・林道・私道等を避難経路として指定する。

（３）地域住民の参画

避難場所や避難経路の選定は、地域住民の参画を得て行う。

（４）広域避難

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

（５）避難誘導や避難場所のサインの設置

指定緊急避難場所を示す案内板を設置する。また、避難場所へ誘導するための案内板も同様に設置する。なお、夜間の場合にも確認できるように誘導灯の設置についても検討する。

２　長期的な避難（指定避難所）

◎【危機管理課】

（１）一定の期間、避難生活ができる施設を長期的な避難所として選定し、指定する。なお、長期的に使用する避難場所については、次の基準を目安として設定する。

【長期的避難所の設定基準】
- ○　耐震構造を有する等安全な建物であること
- ○　避難者一人当たりの面積が、概ね２㎡以上であること
- ○　水や食糧の供給が容易で、トイレの利用ができること
- ○　暑さ対策や寒さ対策など、生活環境が整った場所であること

（２）避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。
- ○　避難所の管理運営に関すること
- ○　避難住民への支援に関すること

（３）避難所に必要な施設・設備・機器の整備に努める。
市で整備できない品目については、関係機関と応急支援に関する協定の締結により対応する。

【避難所に必要と思われる設備の例】
貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、洋式トイレ、テレビ、ラジオ、ポータブル発電機、炊き出し用器具、ＬＰガス等

（４）災害時要配慮者に配慮して、福祉避難所の確保の他、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

（５）県及び市は、マニュアルの作成、避難所運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に運営できるように配慮するよう努める。

【災対法による位置づけ：住民の円滑かつ安全な避難の確保】
従来、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難

所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では、被害拡大の一因にもなった。
　このため、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活をする学校、公民館等の避難所とを区別するため、市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」としてあらかじめ指定するとともに、その内容を住民に周知しなければならない。
■指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
■指定避難所：災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所

３　応急仮設住宅の供給

◎【まちづくり対策課】

　応急仮設住宅の建設が可能な用地を事前から把握しておくとともに、建設に要する資機材について、調達計画を作成する。また、関係団体とも連携し、供給可能な品目及び量等を把握しておく。

４　防災上重要な施設の避難計画（学校・病院等）

◎【教育委員会／健康推進課】

　防災上重要な施設の管理者は、以下に示す項目に考慮し、事前に避難計画を作成しておく。作成した避難計画については、関係職員に周知すると同時に日頃から訓練を実施し、万全を期す。

（１）学校及びその他の教育機関
　①　地域の特性等を考慮する。
　　避難の場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法
　②　生徒を集団で避難させる場合を想定する。
　　避難経路・避難場所の選定及び避難場所での対応等

（２）病院
　患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する。
　収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法

（３）文教施設（体育館、文化会館等）、その他不特定多数の者の利用する施設
　多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画

第６節　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

１　南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

◎【関係各課／地域団体等／市民】

（１）基本方針
　南海トラフ地震臨時情報を活かし，被害を軽減するために，すべての市民に対して，日頃からの地震への備えの再確認を促す取組を引き続き実施する。こうした取組に加

え，後発地震やそれに伴う津波に備えるために，地震発生後の避難では間に合わないおそれのある市民や地域に対する自主避難を含めた事前避難の啓発等の防災対応を実施する。

（２）南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合には、地震・津波等における職員の参集に基づき担当職員を緊急参集し、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。

（３）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策

①動員計画

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、地震・津波等における職員の参集・配備基準に基づき担当職員を緊急参集し、災害対策本部を設置する。

その場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

②情報伝達

地域住民並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が正確かつ広範に伝達されるよう努める。

地域住民などに対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

状況の変化等に応じて、交通に関する内容、ライフラインに関する内容、生活関連情報等住民に密接に関係する内容を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、災害対策本部等における窓口等の体制を整備し、適切に対応する。

③情報収集体制

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種の情報の収集体制を整備する。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部に集約するために必要な措置をとる。

④災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間

経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

⑤住民避難対策

市民の生命及び財産等の安全の確保を最大限図るために、市内全域に高齢者等避難を発令する。

南海トラフ地震臨時情報発表時には，すべての市民に対して，日頃からの地震への備えの再確認を促すほか，後発地震やそれに伴う津波に備えるために，地震発生後の避難では間に合わないおそれのある居住者等に対する高齢者等避難等の発令や耐震性の不足する住宅の居住者や斜面崩壊のおそれがある範囲の居住者に対する自主避難の啓発を行う。

地域住民等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、避難所の運営に協力するものとする。

地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連携方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

⑥各機関の取るべき措置

ア．消防機関

消防機関及び水防団は、出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関して講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を講じる。

・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
・地域住民等の避難誘導、避難路の確保

イ．警察

警察は、犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を講じる。

・正確な情報の収集及び伝達
・不法事案等の予防及び取締り
・地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

ウ．ライフライン事業者

電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、必要なライフラインの供給体制を確保するものとする。

その際、後発の地震に供えて、必要がある場合は、実施する措置を定めておくものとする。

⑦交通対策

ア．道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転手がとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとす

る。

事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

イ．海上

土佐清水海上保安署は、津波による危険が予想される地域に係る港湾及び海上における船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意する。

港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して、必要な措置を講じるものとする。

土佐清水海上保安署、港湾管理者及び市は後発地震に供えた海上輸送路の確保についても考慮する。

⑧市が管理等を行う施設等に対する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、市が自ら管理等を行う施設等に対する対策については、「第２部 災害予防計画、第２節 建築物等災害予防対策」に準じた措置を講じるものとする。

⑨学校・保育園等の対応

学校・保育園・幼稚園等については、室内安全対策の再確認をするとともに、後発地震から園児・児童・生徒等の命をより確実に守るために、休校・休園等の必要な対策を実施する。

（４）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策

①動員計画

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、災害対策本部編成名簿に基づき，関係部局による配備体制を取り，情報収集等の必要な対策を実施する。

その場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

②情報伝達

地域住民並びに防災関係系機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が正確かつ広範に伝達されるよう努める。

地域住民などに対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

状況の変化等に応じて、交通に関する内容、ライフラインに関する内容、生活関連情報等住民に密接に関係する内容を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

③情報収集体制

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大災害警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種の情報の収集体制を整備する。

④災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０ｋｍ程度までの範囲でＭ７．０以上の地震が発生し、巨大地震注意が発表された場合は１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界の境界面で通常と異なるゆっくり滑りが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

⑤各機関の取るべき措置

地域住民等に対し、日ごろからの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

関係機関においても、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

	巨大地震警戒		巨大地震注意	
高齢者等避難発令、自主避難の呼びかけ期間	市内全域	耐震性の不足する住宅及び斜面崩壊の恐れのある範囲の住宅の居住者	市内全域	耐震性の不足する住宅及び斜面崩壊の恐れのある範囲の住宅の居住者
～１週間	高齢者等避難	自主避難	自主避難（※）	
～２週間	自主避難	自主避難	自主避難	自主避難

※ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

第４章　災害応急対策・復旧対策への備え

市及び防災関係機関は、災害の発生が予測されるとき、又は災害が発生したときにおいて、迅速な初動活動体制の確立や、効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努め、防災活動体制の整備、充実に努める。

第４章　災害応急対策・復旧対策への備え

第１節　災害対策本部体制の充実
１　職員の役割の周知徹底
２　配備基準ごとの動員職員の割当
３　執務環境の整備
４　自家発電設備の充実
５　関係機関との連携
６　受援体制の整備・充実
７　業務継続計画の整備

第２節　情報の収集・伝達体制の整備
１　人的被害・住家被害に関する情報収集体制の整備
２　通信設備の確保
３　住民への情報提供
４　被害情報等の収集・伝達マニュアルの作成
５　情報収集・伝達に関する個別訓練の実施

第３節　職員の災害対応能力の強化
１　職員に対する防災研修等の実施
２　対応マニュアルの作成
３　職員の家庭における安全確保対策の徹底

第４節　消火・救助・救急対策
１　消防施設等の充実
２　消防水利の確保
３　活動体制の整備
４　消防団の強化

第５節　災害時医療対策
１　災害時医療体制の整備（施設・医薬品・病院間の連携等）
２　連絡体制及び輸送体制の整備
３　医療品及び輸血用血液等の供給体制の整備
４　情報通信システム等の整備

第４章　災害応急対策・復旧対策への備え（続き）

第６節　緊急輸送活動対策
１　緊急輸送路等の確保（緊急輸送道路ネットワーク）
２　輸送手段の確保（民間業者との協定）
３　ヘリコプター離発着場の整備

第７節　緊急物資確保対策
１　個人備蓄の推進
２　給水体制の確保
３　食料・生活必需品の確保
４　備蓄体制の整備
５　民間流通業者との協定締結

第８節　消毒・保健衛生体制の整備
１　消毒・保健衛生体制の整備
２　ごみ処理体制（生活ごみ、粗大ごみ、がれき）
３　し尿処理体制の整備（仮設トイレ）

第９節　帰宅困難者対策
１　一斉帰宅の抑制
２　帰宅困難者等の安全確保
３　帰宅支援対策

第 10 節　遺体の処理、埋葬・火葬の体制整備
１　遺体安置所の確保
２　民間事業者との協定締結

第 11 節　孤立対策

第１節　災害対策本部体制の充実

１　職員の役割の周知徹底

◎【危機管理課／全職員】

市職員は通常時の業務の他に、大規模な地震・津波が発生した場合には、災害対応に関する業務にあたることとなる。よって、地震・津波災害発生時における対応事項等について、平常時より検証を行い、職員一人ひとりが、地震・津波災害発生時に、迅速かつ的確に遂行できるように努めるものとする。

２　配備基準ごとの動員職員の割当

◎【危機管理課】

配備基準ごとに所属動員の割当を定める。なお、危機管理課は、毎年４月には、各所属

の動員人数及び担当の確認をし、各課に周知徹底を図る。

また、各部の長は、所管する各班の動員、連絡の方法等を、あらかじめ確認するとともに、実情に即するように具体的に定めておき、危機管理課と情報を共有する。

３　執務環境の整備

◎【危機管理課／関係各課】

（１）庁舎の機能確保

大規模地震発生時においては、災害対策本部が設置される本庁舎が防災体制の災害拠点施設となるため、平常時より停電時における予備電源の整備や耐震化など、施設の安全性及び機能保持を図るものとする。

（２）災害対策本部の代替施設の整備

庁舎が被害を受け執務ができなくなった場合、消防本部３階の災害対策室（ホワイトボード、机、いす、ネット通信可を第一代替施設とする。さらに、消防本部が使用できないことも想定し、更なる代替施設についても検討する。なお、代替施設については、電話回線や非常用電源等の備えを充実させるものとする。また、新たに公共施設を建替える際には、災害拠点施設として災害対策本部の代替施設となるよう検討を加え、整備に努める。

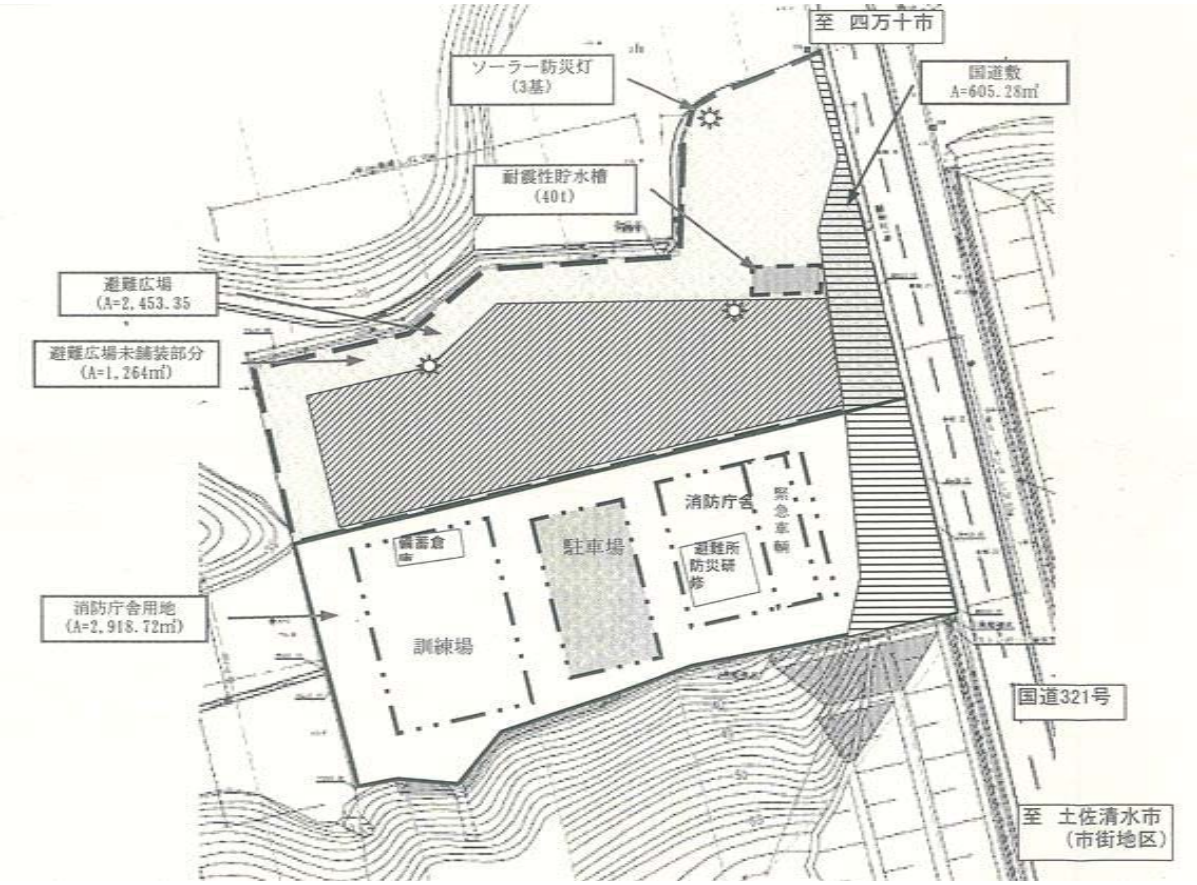

消防本部平面図

（３）本部事務局室の整備

情報の集約の場となる本部事務局室に、ボード、地図、電話回線等の必要品を備えておく。また、防災関係機関・団体との連絡調整を図るため、応援調整室を指定するとともに、関係機関・団体等にも周知する。

（４）代替機能の確保

地震・津波災害発生時における庁舎の停電、断水等に備え、非常電源、簡易トイレ等の代替手段を充実させる。

（５）災害対策要員（職員）用食料、水、備品の備え

地震・津波災害発生時において、職員が迅速に執務を執行できるよう、食料、水、備品（必要な生活物資）を最低１日分程度は備えておく。なお、職員は各自においても備えておくように努める。

（６）執務場所の耐震化

庁内各課の執務場所におけるキャビネットやパソコン等の耐震対策を進める。

４　自家発電設備の充実

◎【総務課】

地震・津波災害発生時に、停電や電話不通により、情報収集に支障をきたさないように、庁舎における自家発電用設備の充実を図るとともに、自家発電用設備からの電気系統についても、平常時より確認作業を行い、非常時においても電力供給に支障のない状態を保つものとする。

保有発電機一覧

No	仕様等	
1	製造元：新ダイワ工業（株） 定格電圧：100Ｖ 定格出力：2.8ｋＶＡ 直流電圧：12Ｖ	形式：ｉＥＧ2800Ｍ 定格電流：28Ａ 燃料：ガソリン 直流電流：12Ａ
2	製造元：本田技研工業（株） 定格電圧：100－200Ｖ 定格出力：4.5ｋＶＡ 直流電圧：12Ｖ	形式：ＥＭ4500Ｓ 定格電流：45－22.5Ａ 燃料：ガソリン 直流電流：8.3Ａ

５　関係機関との連携

◎【危機管理課】

市は、災害対策本部を円滑かつ効率的に運営するために、関係機関と連携を図る必要がある。平常時から連絡先や担当者を確認し、把握しておくようにする。

６　受援体制の整備・充実

◎【危機管理課】

（１）自治体との相互応援協定の充実

大規模な地震・津波災害が発生した場合、市職員で救援活動を行うことが困難な状況が想定される。そのため、他市町村との相互応援協定を結び、地震発生時の救援活動体制の充実を図る。

ただし、大規模な地震・津波が発生した際には、近隣市町村でも同様に救援活動が困難な状況になることが考えられるため、遠方の市町村との協定も進める。

（２）民間事業者・団体との応援協定の充実

各種災害応急活動を円滑に遂行するためには、民間事業者・団体との連携が不可欠であることから、以下の民間事業者・団体との協定等の締結を推進する。また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

① 宅配便等運送事業者（車両の確保、物資の集積・管理・輸送拠点等）
② ガソリンスタンド（燃料の確保等）
③ 建設事業者（重機の確保、施設の応急復旧等）
④ 上下水道工事関係事業者（重機・発電機等の確保、施設の応急復旧等）
⑤ 大規模小売店舗（食料、生活関連物資の確保等）
⑥ 葬祭関係事業者（棺、ドライアイス、遺体搬送車両の確保等）
⑦ 防疫関係事業者（防疫薬剤、資機材の確保等）
⑧ 建築士会（応急危険度判定、災害市民相談）
⑨ トラック協会、バス会社
⑩ 福祉避難所として使用予定の施設
⑪ ガス会社（燃料の確保等）

７　業務継続計画の整備

◎【全課】

大規模な地震・津波災害が発生した場合においても、市民の生命と財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要がある。そこで、地震・津波災害発生時に優先して継続すべき業務や、中断しても早期に回復する必要がある業務を災害時優先業務として実施する態勢を確保し、共通資源(ヒト、モノ、情報)の準備や、対応方針を定める業務継続計画を危機管理課が中心となり、関係各課と調整しながら平成28年3月に策定した。業務継続計画に掲載している項目は以下のとおり。

【業務継続計画に掲載している項目】

① 計画の目的、基本的な考え方
② 前提とする災害と被害想定
③ 災害時優先業務と体制（優先業務の選定、職員確保（勤務時間内・外）、優先業務と必要人員、指揮命令系統、職務代行者の指定等）
④ 業務に必要な環境整備（庁舎、電力、情報通信（災害時優先電話等を含む電話、防災行政無線、各種業務システム）、エレベーター、食料・飲料水、トイレ等）
⑤ 検証・改善（教育・訓練、計画の改善、マニュアルの整備）

第２節　情報の収集・伝達体制の整備

１　人的被害・住家被害に関する情報収集体制の整備

◎【企画財政課／危機管理課】

地震・津波災害発生時における人的被害・住家被害の情報収集については、災害対策本部事務局により執り行う。また、人的被害や住家被害については、時間の経過とともに変化することが考えられるため、１度の調査では済まないことが予想される。そのため、災害対策本部事務局の職員の他に、予め定めた災害調査員が、適宜、被害情報等の収集を行うとともに、災害情報の整理を行う。

２　通信設備の確保

◎【総務課／企画財政課／危機管理課】

地震・津波災害発生時の通信手段を確保するためには、災害時優先電話や衛星携帯電話等の非常用設備を準備しておく必要がある。現状においては、災害時優先電話 25 台、衛星携帯電話 12 台（市民センター、消防署、学校等）を保有しているところであるが、今後も必要に応じて整備していく。なお、いざという時に確実に使用できるように、日頃から適切な点検整備を行っておくとともに、定期的に、通信訓練を行うようにする。

災害時優先電話

No	電話番号	設置施設	No	電話番号	設置施設
1	0880-82-8170	土佐清水市消防本部	14	0880-84-0031	下ノ加江小学校
2	0880-82-8171	土佐清水市消防本部	15	0880-85-0153	三崎保育園
3	0880-82-0472	土佐清水市中央公民館	16	0880-85-0224	三崎市民センター
4	0880-82-0002	きらら清水保育園	17	0880-85-0351	三崎小学校
5	0880-82-0520	きらら清水保育園	18	0880-88-0144	足摺岬保育園
6	0880-82-1244	清水中学校	19	0880-86-0005	下川口市民センター
7	0880-82-3300	土佐清水市市民文化会館	20	0880-86-0011	下川口小学校
8	0880-82-1087	土佐清水市立市民体育館	21	0880-86-0106	下川口保育園

9	0880-82-8126	幡陽小学校	22	0880-88-0001	足摺岬小学校
10	0880-82-8319	特別養護老人ホームしおさい	23	0880-85-0692	土佐清水市水道課 三崎取水所
11	0880-82-9127	中浜小学校	24	0880-82-0842	土佐清水市総務課
12	0880-82-1156	清水小学校	25	0880-82-0843	土佐清水市総務課
13	0880-84-0001	下ノ加江市民センター			

※発信時　：　相手電話番号の前に特番として、『99』を押下する。

衛星携帯電話番号一覧

No	設置保管場所	電話番号
1	危機管理課（災害対策本部）	080-8630-0173
2	三崎地区防災コミュニティセンター	080-2991-3114
3	下川口保育園	080-2999-9075
4	下ノ加江地区防災コミュニティセンター	080-8630-0174
5	三崎保育園	080-8630-0175
6	下川口市民センター	080-8630-0176
7	土佐清水市物資配送拠点施設	080-2999-9078
8	消防署	080-2991-3202
9	消防署	080-2999-9076
10	中浜小学校	080-2992-5417
11	足摺岬小学校	080-2992-5846
12	市民体育館	080-2999-9077

３　住民への情報提供

◎【総務課／企画財政課／危機管理課】

防災行政無線のほか、インターネットや携帯端末を利用した緊急速報メールなどを整備するとともに、SNS などの多様な広報手段を活用して、住民に必要な情報を提供するように心掛ける。

また、放送事業者とも協力し、放送事業者を通じ、情報を提供する手段も検討しておく。

４　被害情報等の収集・伝達マニュアルの作成

◎【危機管理課】

危機管理課は、地震・津波災害発災時に、迅速かつ的確に人的被害や住家被害（住家被害調査）の情報収集活動が行えるよう、平常時から被害情報等の収集・伝達マニュアルを

整備しておく。

５　情報収集・伝達に関する個別訓練の実施

◎【企画財政課／総務課／危機管理課】

災害対策本部事務局に属する職員は、「被害情報等の収集・伝達マニュアル」をもとに災害情報の収集・伝達訓練を実施し、情報の収集及び伝達の習熟を図る。

また、訓練を経て、課題点を発見し、マニュアルの改訂をその都度行っていくものとする。

第３節　職員の災害対応能力の強化

１　職員に対する防災研修等の実施

◎【総務課】

地震・津波災害発生時における適切な判断力を養成し、自発的に責任を持って行動できるように職員に対して以下を実施する。

（１）防災業務の確認

各課においては、少なくとも年１回、以下の項目について確認する。なお、地震・津波災害発生時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なるときには、定期的に実技修得演習を実施する。

①　各課の地震・津波災害予防事務及び地震・津波災害応急対策事務の確認

②　各課の初動時における活動要領の確認

（２）研修・講習会の実施等

市として、必要に応じ、地震・津波対策に関する研修や講習会を実施するとともに、県又は防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会等に職員参加させ、受講させる。

（３）訓練の実施

市職員は、日頃から各種災害対応マニュアルを確認しておくとともに、マニュアルに基づいた訓練を計画的に実施する。これにより、いざという時の応急対策能力の向上に努めるとともに、日頃から防災意識の向上を図っておく。

なお、訓練の実施により既存マニュアルの課題・問題点等が発見された場合には、適宜、マニュアルの改訂を行い、マニュアルの整備に努めることとする。

２　対応マニュアルの作成

◎【全所属】

市は、発災後において職員が迅速に初動活動を実施できるように、あらかじめ動員配備基準や職員の参集方法等を記した職員初動対応マニュアルを作成するとともに、職員の異動等に伴い、災害対策本部名簿の修正を毎年行う。

また、関係各課は各種応急対策活動について、有事の際に迅速に対応できるよう、以下

の活動マニュアルを作成しておく。

（１）職員初動対応マニュアル【危機管理課】
（２）被害情報等の収集・伝達マニュアル【危機管理課】　→　第３部第３章第１節
（３）広報マニュアル【総務課】
（４）災害時医療救護計画【健康推進課】　→　第３部第３章第６節
（５）避難所開設・運営マニュアル【危機管理課】　→　第３部第２章第４節
（６）福祉避難所開設・運営マニュアル【健康推進課】
（７）災害時要配慮者避難支援計画【危機管理課／健康推進課／福祉事務所】
（８）社会福祉施設等の支援対応マニュアル【健康推進課】
（９）園児・児童・生徒引き渡し対応マニュアル【教育委員会】
（10）緊急道路確保マニュアル【まちづくり対策課】
（11）水の調達・配分マニュアル【水道課】
（12）食料・生活必需品の調達・配分マニュアル【危機管理課／市民課】
（13）遺体処理マニュアル【市民課】　→　第３部第３章第 15 節
（14）し尿処理マニュアル【市民課】　→　第３部第３章第 16 節
（15）災害廃棄物処理マニュアル【市民課】
（16）防疫・保健衛生マニュアル【市民課／じんけん課】、
（17）被災建築物応急危険度判定実施マニュアル【まちづくり対策課】
（18）被災宅地危険度判定実施マニュアル【まちづくり対策課】
（19）応急住宅確保マニュアル【まちづくり対策課】
（20）応急教育マニュアル【教育委員会】　→　第３部第３章第 19 節
（21）義援金の受け入れ・配分マニュアル【企画財政課／会計課】
（22）物資の受け入れ・配分マニュアル【危機管理課／福祉事務所】
（23）り災証明書交付マニュアル【税務課】
（24）受援計画【危機管理課】

※　上記のマニュアル名称は仮称。また、以降で記述されている新規で作成すべきマニュアルの名称も仮称。

３　職員の家庭における安全確保対策の徹底

◎【総務課／全職員】

家庭における安全確保対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷等職員自身が地震・津波災害によって甚大な被害を被る可能性が高くなる。そこで、市職員の家庭における家屋の保守点検、非常持ち出し品の用意等の安全確保対策が徹底されるよう、定期的に職員に対策の実施を促す。

第４節　消火・救助・救急対策

市は、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努める。

１　消防施設等の充実

◎【消防本部】

「消防力の整備指針」（平成17年６月13日　消防庁告示第９号）に基づき、消防車両などの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備などを整備し消防力の充実に努める。

２　消防水利の確保

◎【消防本部】

（１）「消防水利の基準」（昭和39年12月10日　消防庁告示第７号）に基づき、消火栓を配置する。

（２）河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図る。

３　活動体制の整備

◎【消防本部】

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

４　消防団の強化

◎【消防本部】

消防団は、災害時に消防本部を補完し、消火活動を行うとともに、平常時は住民等に対して出火防止の指導を行っていく。また、災害時の活動に対応できるよう資機材等を整備し、活動体制の強化を図るものとする。

なお、消防団員が減少していることから、消防団員確保のため、以下の点について留意する。

①　消防団に関する住民意識の高揚
②　処遇の改善
③　消防団の施設・装備の改善
④　女性消防団員の積極的確保、能力活用等
⑤　機能別団員・分団の採用の推進

第５節　災害時医療対策

「高知県災害時医療救護計画」に基づいた医療活動が実施できるよう研修会、防災訓練、資機材の整備等を進める。

１　災害時医療体制の整備（施設・医薬品・病院間の連携等）

◎【健康推進課】

大規模地震・津波災害発生時に、「高知県災害時医療救護計画」を実効あるものにするため、市は、県及び関係機関と連携し、周知徹底や防災訓練を実施し、常に内容に検討を加える。

（１）事前の体制整備

① 医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた災害時医療救護計画を策定する。
② 医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努める。
③ 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。
④ 医療救護所等を設置する場所を、平時から住民に周知する。
⑤ 応急手当等の家庭看護の普及を図る。
⑥ 県及び市町村の災害時医療救護計画について関係者に周知する。
⑦ 関係機関等とともに繰り返し訓練を実施する。

（２）応急の体制整備

① 地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行う。
② 医療救護所は、原則として軽傷患者に対する処置を行うものとし、必要に応じ中等症患者、重症患者に対する収容を伴わない初期救護医療に相当する応急処理等を行う。
③ 救護病院において、医療救護所で対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。

名称	住所	電話
渭南病院	土佐清水市越前町 6-1	電話：0880-82-1151 FAX：0880-82-0429
足摺病院	土佐清水市旭町 18-71	電話：0880-82-1275 FAX：0880-82-5585
松谷病院	土佐清水市天神町 14-18	電話：0880-82-0001 FAX：0880-82-0119

２　連絡体制及び輸送体制の整備

◎【健康推進課】

市は、通信体制や緊急輸送体制の整備に努めるとともに、県及び関係機関と連携し、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備する。

３　医薬品及び輸血用血液等の供給体制の整備

◎【健康推進課】

市は、医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めるとともに、平常時から医薬品卸業者、薬剤師会幡多支部等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備する。

また、輸血用血液については、全ての医療機関が血液製剤発注票により、直接血液センターに供給を要請する。

４　情報通信システム等の整備

◎【健康推進課】

市及び医療機関は、通常の情報通信インフラの途絶に備え、衛星携帯電話等の整備に努める。また、医療施設の被害状況等の情報を迅速に把握できるよう衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の操作訓練を定期的に行うなど、操作方法の習熟に努める。

第６節　緊急輸送活動対策

地震・津波災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、ヘリコプターや船舶も含めた緊急輸送体制の整備に努める。

１　緊急輸送路等の確保（緊急輸送道路ネットワーク）

◎【危機管理課／まちづくり課】

市は、高知県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、県と連携して、緊急輸送路の確保に努める。

２　輸送手段の確保（民間事業者との協定）

◎【危機管理課／総務課】

応急対策を実施する上で、土木建設業者、トラック協会、旅客輸送機関(バス会社など)等民間の所有する車両が必要になる活動について検討し、車両計画を作成する。また、車両計画に基づいた配車計画を作成するとともに、民間業者との間で車両調達協力協定の締結を進める。併せて、この協定の締結と同時に、民間業者に対し、緊急通行車両の事前届出について指導する。同時に、それに伴う燃料についても、ガソリンスタンド等民間業者との間で協力協定の締結を進める。

３　ヘリコプター離発着場の整備

◎【消防本部／危機管理課】

緊急時のヘリコプター離発着場を平常時から確保しておくとともに、市民への周知、障害物の除去等に努める。

【参考】資料６－１　ヘリコプター臨時離発着場一覧表

第７節　緊急物資確保対策

地震・津波災害発生直後に、必要な緊急物資の確保体制を整備する。

１　個人備蓄の推進

◎【危機管理課】

防災知識の広報に努め、飲料水、食料等の物資の個人備蓄を推進する。

【一人当たり必要量の目安】：飲料水　３日分　９リットル
食　料　３日分

２　給水体制の確保

◎【水道課】

（１）応急給水の確保（３日間の供給を可能にする。）
○　給水拠点の整備（水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策など）
○　応急給水に利用する備蓄水量（配水池、非常用貯水槽等）の確保
○　パック水の備蓄
○　配水池における緊急遮断弁の設置

（２）供給体制の整備
○　給水車の配備、給水用資機材の備蓄

３　食料・生活必需品の確保

◎【危機管理課】

（１）流通備蓄の把握
○　流通在庫を調査する。

（２）調達体制の整備
○　災害発生時の供給について事業者と協定を結ぶなど調達の体制を整備する。

（３）備蓄品目・量の決定
○　備蓄品目・量を決定し備蓄に努める。
○　地域の特性を考慮した上で、重要物資を選定して確保に努める。

４　備蓄体制の整備

◎【危機管理課】

市は、他市町村と相互応援の協定締結を進めるとともに、県と連携して、供給目標の設定を行い、その目標値を県に報告する。

また、物資の配布計画を作成した上で、避難所及びその周辺で地域完結型の備蓄施設を整備・確保するとともに、避難生活に必要な物資等の備蓄を進める。併せて、孤立する可

能性がある地区への備蓄についても考慮する。

５　民間流通業者との協定締結

◎【危機管理課】

地震・津波災害発生時における水、食料及び生活必需品等の確保と供給が的確に行えるように、平時より、民間の流通業者や生協等と協定の締結を進める。なお、物資の配送についても、業者に協力してもらうとともに、的確及び迅速な配送のため、配送先（各地区の防災拠点・避難所等）の検討を行っておく。

第８節　消毒・保健衛生体制の整備

地震・津波災害発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、災害ゴミ及びし尿の処理体制についての整備を図る。

１　消毒・保健衛生体制の整備

◎【市民課／健康推進課】

地震・津波災害発生時における消毒用薬剤及び資機材の調達について計画するとともに、次の事項について体制を整備する。

○　消毒体制
○　消毒方法
○　患者の搬送体制
○　薬剤及び資機材の整備

２　ごみ処理体制（生活ごみ、粗大ごみ、がれき）

◎【市民課】

次の事項を考慮した、ごみ処理計画を作成する。

○　被害状況に応じた「ごみ」の量の推計
○　「ごみ」の迅速な回収と処理の計画
○　災害ボランティアとの連携

３　し尿処理体制の整備（仮設トイレ）

◎【市民課】

次の事項を考慮した、し尿処理計画を作成する。

○　処理量の推計
○　仮設トイレ等の配置計画
○　回収用車両の調達など

第９節　帰宅困難者対策

１　一斉帰宅の抑制

◎【危機管理課／教育委員会】

（１）「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・広報の徹底

災害発生時には、むやみに移動することにより、かえって危険を伴う恐れがある。そのため、危険の可能性がある場合には、むやみに移動せず、安全な場所に留まり、身の安全を確保する。

また、上記のような基本行動については、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

（２）安否確認手段の普及・啓発

災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版（ｗｅｂ171）、ＩＰ電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

（３）帰宅困難者等への情報提供

「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、災害に関する情報、被害情報、避難所の開設状況などについて、エリアメールや緊急速報メール、ホームページなどを活用して主体的に提供していく。

また、ＳＮＳや、デジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

（４）企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるため、施設の安全性の確保及び環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して備蓄に努めることとする。

２　帰宅困難者等の安全確保

◎【危機管理課／教育委員会】

（１）一時滞在施設の確保と周知

観光客や市外からの滞留者、屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を確保し、指定する。民間施設については、当該事業者と協議を行い、スペースの確保について検討するものとする。

また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

（２）企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

３　帰宅支援対策

◎【危機管理課】

大規模な地震災害の発生により、公共交通機関が不通となった場合、徒歩による帰宅支援として、市内の商店等（災害時帰宅支援ステーション）において、水道水の提供やトイレの使用、道路情報の提供など可能な範囲で協力を求めるとともに、ホームページや広報紙などを活用して広報を実施する。

第 10 節 遺体の処理、埋葬・火葬の体制整備

１　遺体安置所の確保

◎【市民課】

大規模な地震・津波災害発生時においては、多くの身元不明の遺体が発生することが予想されるため、平常時から遺体安置所（寺院・公共施設等）を確保・選定しておく。

２　民間事業者との協定締結

◎【市民課】

棺、ドライアイス等遺体の処理、埋葬に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

第 11 節 孤立対策

◎【危機管理課】

市は、道路状況や通信手段の確保等の状況から、災害発生時に孤立することが想定される地区を事前から把握し、孤立可能性のある地区の状況に応じた予防対策に努める。

（１）孤立が想定される地区

①　地区へのアクセス道路の全てにおいて、損傷、道路への土砂の堆積のおそれがある地区。
②　アクセス道路が１本のみの地区。
③　固定電話以外の通信手段がない、又は、通信手段が１系統のみの地区。
④　救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない地区。
⑤　地区内に避難場所又は避難可能な場所がない地区。

（２）孤立想定地区への対策の整備

①　通信手段の確保

市は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の通信網のみならず、市防災行政無線、各種通信機の使用による多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じて通信機器や非常用電源の使用についての習熟に努める。

また、通信が途絶した場合を想定し、自主防災組織、消防団員等による情報収集、伝達体制の整備を図る。

②　避難先の確保

市は、地区内に避難所又は避難可能な場所がない場合は、災害時において住民が集合可能な地区内の安全な場所をあらかじめ定めるなどして、住民の安否情報等の収集、確認を行うことのできる体制づくりに努める。

③　救出方法の確認

市は、孤立の可能性のある地区においては、ヘリポート等の確保に努める。

④　備蓄の整備

市は、飲料水や食料等に加え、医薬品、非常用電源、救助用資機材等必要な物資及び機器を準備し、指定避難所等で一定期間、自活できる体制を整備することに努める。

第３部　災害応急対策

第３部　災害応急対策

第１章　活動体制の確立
- 第１節　初動体制
- 第２節　災害対策本部の設置
- 第３節　動員配備
- 第４節　情報通信手段の確保
- 第５節　応援要請・受入れ
- 第６節　災害救助法の適用

第２章　災害応急対策活動
- 第１節　地震・津波に関する情報の収集・伝達
- 第２節　被害情報の収集・伝達
- 第３節　災害の拡大防止と二次災害
- 第４節　消防活動
- 第５節　救助・救急・捜索
- 第６節　広報
- 第７節　医療救護
- 第８節　避難
- 第９節　避難所の開設・運営
- 第 10 節　災害時要配慮者の安全確保
- 第 11 節　重要道路の確保
- 第 12 節　輸送手段の確保
- 第 13 節　給水
- 第 14 節　食料の供給
- 第 15 節　生活必需品等の供給・貸与
- 第 16 節　帰宅困難者対策
- 第 17 節　ボランティアの受入れ
- 第 18 節　遺体の処理、埋葬・火葬
- 第 19 節　し尿及び廃棄物の収集処理
- 第 20 節　防疫・保健衛生
- 第 21 節　住宅対策
- 第 22 節　文教対策
- 第 23 節　義援金・義援物資の受付・配分
- 第 24 節　生活関連施設等の応急対策

第１章　活動体制の確立

第１章　活動体制の確立

第１節　初動体制（警戒体制）
　１　配備基準　　２　活動内容

第２節　災害対策本部の設置
　１　設置及び解散の決定者及び代理者
　２　設置及び解散の基準
　３　設置場所及び代替施設　　４　災害対策本部の運営・事務
　５　組織構成及び所掌事務　　６　現地災害対策本部

第３節　動員配備
　１　配備基準　　２　配備体制と役割
　３　配備体制の移行　　４　職員の服務
　５　要員配備の調整　　６　職員の健康管理

第４節　情報通信手段の確保
　１　通信連絡系統
　２　県及び防災関係機関との情報通信手段
　３　現場職員との連絡手段　　４　市民への情報伝達手段

第５節　応援要請・受入れ
　１　他市町村への応援要請　　２　消防活動に係る応援要請
　３　県への応援要請　　４　応援の受入れ
　５　職員の派遣要請・あっせん　　６　広域避難に関する支援要請
　７　自衛隊の災害派遣要請

第６節　災害救助法の適用
　１　災害救助法適用に関する基本事項
　２　災害救助法関係事務の処理

第１節　初動体制（警戒体制）

１　配備基準

◎【危機管理課】

高知県内に津波注意報が発表された場合、もしくは、震度４以下の地震であっても、市内に被害が発生していると想定される場合には、警戒体制をとる。

２　活動内容

◎【危機管理課】

危機管理課は、「警戒体制」参集職員に配備連絡（市長応接室へ召集）するとともに、関係機関にその旨及び現状を報告する。また、各部長とともに情報の収集及び関係機関との連絡にあたる。

各部長は、必要に応じ、部員に命じて、危険箇所の巡視、警戒にあたる。

なお、危機管理課及び各部長は、収集した情報等を市長（災害対策本部長）に報告する。

第２節　災害対策本部の設置

１　設置及び解散の決定者及び代理者

◎【本部事務局統括部】

災害応急対策に係る意思決定は、災対法等に基づき市長（災害対策本部長）が行う。不在等の場合で意思決定ができない場合には、副市長・教育長・消防長・会計管理者（災害対策副本部長）の順にその職務を代理する。

２　設置及び解散の基準

◎【本部事務局統括部】

（１）災害対策本部設置基準

市長は、次の基準に達し市域に震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めたときは、災害対策本部（以下「本部」）を設置する。

ア．高知地方気象台から大雨、洪水又は暴風に関する警報が発表されたとき。 イ．注意報段階において、大雨等の状況、台風の進路、速度、規模等から相当の被害が予想されるとき。 ウ．現に市内に災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。 エ．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

（２）解散の基準

①　市長は、次の基準の全てを満たした場合、本部会議結果を踏まえ本部を解散する。

ア．被害発生のおそれが解消したと認められるとき。

イ．災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき。

②　上の①により解散する場合において、当該災害関連事務事業の継続性確保を念頭に置くものとする。

３　設置場所及び代替施設

◎【本部事務局統括部】

（１）災害対策本部の設置場所

土佐清水市役所第一会議室に災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置したときは関係者にわかるよう１階玄関及び２階に「土佐清水市災害対策本部」、危機管理課に「土佐清水市災害対策本部事務局」の表示をする。

（２）スペースの確保等

災害対策本部を設置する場合には、併せて以下のスペースを確保する。所定の場所に設置できない場合、被災を免れた最寄りの公共施設等に設置する。

また、非常電源及び無線機能の確認を行う。外部電源等に障害がある場合には、直ちに四国電力（株）清水お客さまセンターに対応を要請する。

必要なスペース	確保場所	活動内容
災害対策本部室（本部会議室）	第一会議室	※災害対策本部会議開催のためのスペース ※本部員会議は関係機関も参加の上、合同で開催する ※プロジェクター、テレビの設置、県の防災情報システムの設置（閲覧専用）
災害対策本部事務局室	第二会議室・危機管理課	※情報の集約及び活動の全体調整のためのスペース ※電話、ＦＡＸ、コピー機、パソコン（庁内情報システム、県防災情報システム（入力専用）、プリンター、県防災行政無線（２階無線室）等通信設備を配置及び確保 ※消防団も詰めることとし、消防団のためのスペースを設ける
プレスルーム	必要に応じて設置	※記者発表を行うためのスペース ※報道機関が待機等を行うためのスペース
災害活動拠点室	第４会議室	※中村警察署清水警察庁舎、土佐清水海上保安署等と連携して災害に対応するためのスペースを設ける ※必要な資機材等については、参集する関係機関が準備する

※　高知県及び、緊急消防援助隊、自衛隊、医療チーム等及び県外からの支援部隊については、高知県の総合防災拠点基本構想により、土佐清水総合公園（市立市民体育館）を活動拠点（地域拠点）とすることと定めている。

（３）災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置した場合は、次により設置の報告を行う。

連絡先	通知方法	連絡先
各対策部	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭	電話は内線
高知県 危機管理・防災課	総合防災情報システム、電話、ＦＡＸ	電話 088-823-9311
幡多土木事務所 土佐清水事務所	電話、ＦＡＸ、メール	電話 0880-82-1232 携帯電話 090-9558-2214
中村警察署 清水警察庁舎	電話、ＦＡＸ、メール	電話 0880-82-0110
土佐清水海上保安署	電話、ＦＡＸ、メール	電話 0880-82-4999
航空自衛隊 土佐清水通信隊	電話、ＦＡＸ、メール	電話 0880-85-0266
幡多福祉保健所	電話、ＦＡＸ、メール	電話 0880-35-5979 携帯電話 090-6886-8906
四国電力（株） 清水お客さまセンター	電話、ＦＡＸ、メール	電話 0880-82-1147
NTT 西日本 高知支店	電話、ＦＡＸ、メール	電話 088-821-4144
県漁業協同組合 清水総括支所	電話、ＦＡＸ、メール	電話 0880-82-1221

（４）本部室の配置及び設備

災害対策本部を土佐清水市役所第一会議室に設置した場合の配置及び設置すべき設備は、以下のとおりである。

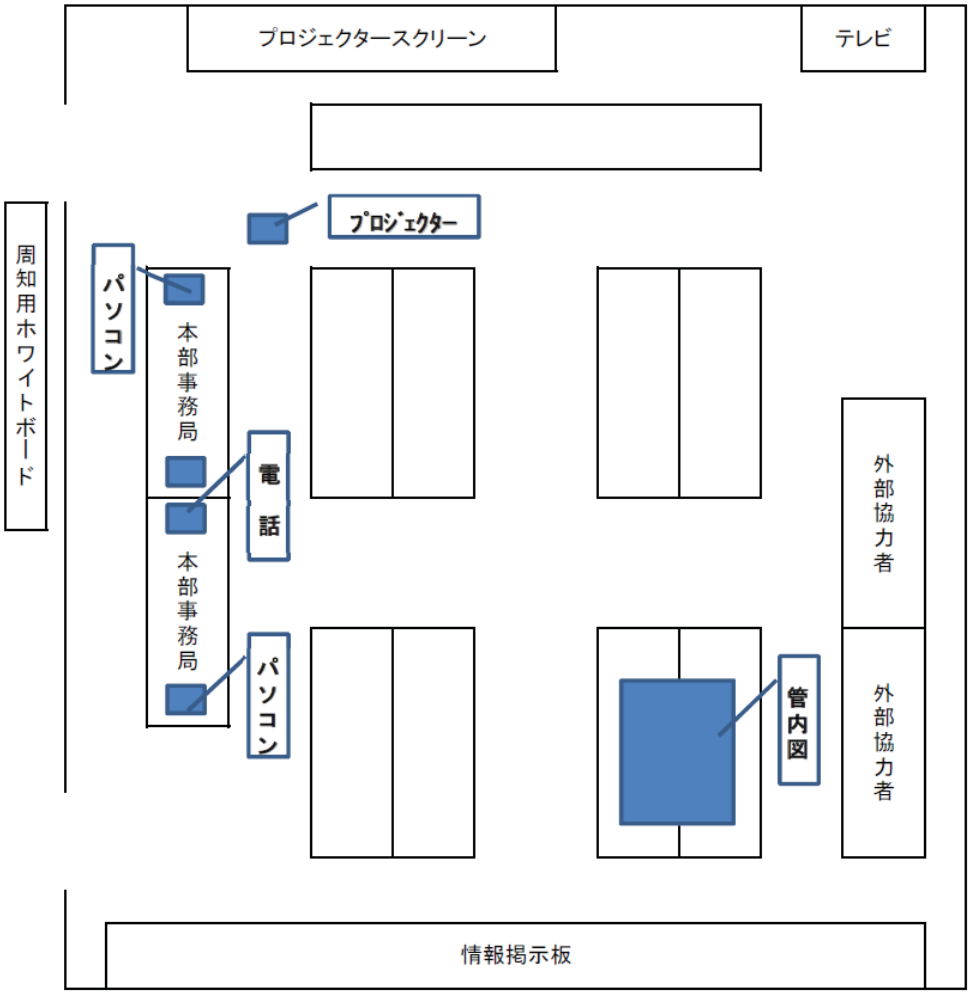

○　情報収集用テレビの設置

○　情報収集用プロジェクター（ノートパソコン）の設置　【統括班】

※　高知県総合防災情報システム・気象情報等の収集

○　情報収集用電話の設置（緊急電話・第一会議室電話）【統括班】

○　ゼンリン地図（管内図）【統括班】

○　庁内情報共有用パソコン（サイボウズ）の設置　【情報管理班】

※電算室より貸出

【掲示物】

○　情報管理表（本部運営状況、人的被害状況、家屋被害状況、道路・土砂崩れ・河川状況、火災状況、避難者状況、気象・水位・潮位状況、ライフライン・交通機関状況、その他）

○　避難所一覧

○　人口世帯一覧

（５）代替施設

土佐清水市役所庁舎が被災し、第一会議室に災害対策本部を設置できない場合には、土佐清水市消防庁舎に災害対策本部の設置を行う。

併せて、上記（４）で示す必要な設備等を準備する。

４　災害対策本部の運営・事務

◎【災害対策本部】

本部の運営及び事務は、災害対策基本法及び土佐清水市災害対策本部条例の規定に基づき、地域防災計画の定めるところにより行う。

（１）設置の通知

災害対策本部を設置したときは、関係機関に通知し、対応の連携を図るものとする。

（２）本部の任務

職 名	主 な 任 務
本部長	○本部会議の議長となること ○避難の指示・警戒区域の指定を行うこと ○国、自衛隊、県、防災関係機関、他市町村、住民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと ○その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について、基本方針を決定すること ○ 本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	○各部間の調整に関すること ○本部長が不在又は事故のあるときは、本部長の職務を代理すること
部長	○部長として、担当部の職員を指揮監督すること ○本部会議の構成員として、本部長を補佐すること ○本部長、副本部長が不在又は事故のあるときは、本部長、副本部長の職務を代理すること ※ 部長が不在の場合、当該部の次席責任者が代理として出席する
本部事務局員	○災害対策本部の運営に係る運営事務 ○各自の事務分掌を遂行すること
本部員	○各自の事務分掌を遂行すること

（３）本部員会議及び各部との調整

①　災害対策本部会議

災害対策本部会議は、必要の都度、関係者全員が出席し、合同で実施するものとし、重要かつ緊急な防災措置に関する協議を行う。場所は第一会議室にて行う。

○　災害対策本部の報告事項・・・・・本部事務局統括部長及び各部長が行う。

・天候予測、降雨量及び水位等の状況
・被害状況報告
・各部の対応状況

○　協議事項
・災害応急対策の基本方針に関すること。
・動員配備体制に関すること。
・各部班間の調整事項の指示に関すること。
・自衛隊派遣要請に関すること。
・国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
・避難所の開設その他避難者対応の指示に関すること。
・災害復旧及び市民の復興に関すること。
・災害救助法適用申請に関すること。
・災害対策経費の処理に関すること。
・他の市町村に対する応援要請に関すること。
・その他災害対策の重要事項に関すること。

②　災害対策本部室と各部及び各班の連絡方法

○　本部長の命令及び本部会議で決定した事項は、部長を通じて各部及び各班に連絡するものとする。

○　各部及び各班で収集した情報又は実施した対策のうち本部長あるいは他の各部及び各班が承知しておく事項は、部長を通じて本部室に報告するものとする。

（４）関係機関との調整

①　県現地災害対策本部への協力

県が本市に現地災害対策本部を設置する場合、庁舎内スペースの提供、合同会議の開催等情報の共有及び活動の調整のための必要な協力を行う。

②　災害対策本部会議

本部を設置した場合、防災関係機関及び民間団体との間の連絡調整を図るため、災害対策本部会議を原則として毎朝夕開催する。

（内容）
・被害状況報告
・各機関の活動状況報告
・各機関の活動内容の調整
・各機関の活動地域の調整

【参考】資料１－３　土佐清水市災害対策本部条例

（５）本部事務局

災害対策本部を運営するにあたっては、本部事務局をおくこととし、本部事務局が本

部運営の事務を行う。本部事務局は、統括部、情報管理部で構成する。

５　組織構成及び所掌事務

◎【災害対策本部】

（１）組織図

【参考】資料７－１　災害対策本部組織図

（２）事務分掌

【参考】資料７－２　災害対策本部各部所掌事務

６　現地災害対策本部

◎【災害対策本部】

（１）現地災害対策本部の設置

本部長は、次に示す基準により、現地災害対策本部長を指名し、現地災害対策本部を設置する。

○　被害が局地的で、被災地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮する必要があると認めるとき。

○　土砂災害の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難の指示の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うために必要と認めるとき。

（２）設置場所

現地災害対策本部は、適宜、災害現場近くの公共施設及び空地に設置する。

（３）組織

現地災害対策本部には、現地災害対策本部長、本部員及びその他の職員を置き、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

（４）委譲権限

本部長は、現地災害対策本部長の指名に当たって、次の権限を委譲する。

①　現地災害対策本部所管地域の避難の指示、警戒区域の設定

②　現地災害対策本部所管地域の人的かつ物的応急公用負担

第３節　動員配備

１　配備基準

◎【全所属】

地震発生時の動員配備基準は原則として以下のとおりである。なお、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

災害対策本部設置前の配備基準

配備種別	基準
情報収集体制	気象情報等により、災害の発生までに多少の時間的余裕があると予想される時の配備体制で、少数の人員による情報連絡活動及び危険箇所の巡視、警戒にあたり、情勢の変化に応じ災害対策本部設置に移行できる体制及び、災害対策本部が解散された後、一定の期間、警戒が必要とされるときの体制。（災害対策本部設置前、危機管理課長統括）
警戒体制	災害に関係する情報共有をおこない、住民周知など迅速な対応を協議する。
災害対策本部（部長体制）	台風等であらかじめ対応が予測される場合は、要配慮者が早朝や夜間に避難するリスクを考慮し、早め早めの避難を促すことを前提として、「高齢者等避難」を発令するとともに、必要な人員（避難所受け入れ体制等）による配備体制とする。（災害対策本部）
第１配備	警報が発せられ、相当規模の災害が予想されるとき、又は局地的もしくは比較的軽微な規模の災害が発生したときの配備体制で状況によっては支障なく第２配備に移行できる体制とする。（災害対策本部設置） ※大雨・洪水警報が発表されたとき
第２配備	現に災害が発生しつつあり、又大規模な災害発生が免れないと予想され、局地的に相当の被害が発生したときの体制とする。 ※大雨・洪水特別警報が発表されたとき
第３配備	大災害が発生し、第２配備では処理できないと認められる体制とする。

２　配備体制と役割

◎【全所属】

災害対策本部長は、地震の規模、津波の状況等を勘案し、各部長に対し、必要な職員の配備体制をとらせるとともに、各対策班及び各自の職務を遂行する。

【主な役割】

配備種別	主な役割	
情報収集体制	■気象情報の入手 ■動員配備の準備	■情報連絡体制の確立 ■住民への広報
警戒体制	■気象情報の入手 ■災害対策本部設置の準備 ■住民への広報 ■その他、必要に応じた対応	■危険箇所の巡視・警戒 ■動員配備の準備 ■避難所の開設準備
災害対策本部（部長体制）	■気象情報の入手 ■動員配備の準備 ■避難所の開設	■危険箇所の巡視・警戒 ■住民への広報 ■その他、必要に応じた対応

第１配備	■災害情報の収集及び整理 ■被害箇所の確認 ■住民への広報 ■避難所の開設	■災害情報の共有 ■被害情報に対する応急対策 ■関係機関との連絡・調整 ■その他、必要に応じた対応。
第２配備	第１配備体制に準じる	
第３配備	第１配備体制に準じる	

３　配備体制の移行

◎【全所属】

災害の発生が予想される場合、市長（災害対策本部長）の指示に従い、動員計画に定める配備区分により配備体制をとるものとする。

この場合、危機管理課（本部事務局）は必要に応じ電話、庁内放送等で速やかに職員に連絡するものとする。

（１）基本的な配備の場合

配備の区分に応じ、地域防災計画の本部配備人員編成計画表により各班長において人員を確保する。

（２）休日、夜間等で基本的配備体制が困難な場合

○　消防署は気象情報あるいは住民から被害発生等の情報を受けたときは、直ちに署長の指示に従い適切な措置をとるとともに、本庁夜警員に通報するものとする。

○　本庁夜警員は、通報、情報、警報の通知を受けたときは、直ちに消防署に連絡するとともに、危機管理課（本部事務局）に連絡するものとする。

○　通知を受けた、危機管理課（本部事務局）は、災害対策本部の各部長に連絡するものとし、各部長の責任において動員させる。

（３）招集・出動

招集、出動の命を受けた各部長はあらかじめ定めた体制により、その状況に応じて部、班員を指揮し、防災業務を遂行するものとする。

４　職員の服務

◎【全所属】

全ての職員は、勤務時間の内外を問わず、災害が発生したときは、所属の対策部・班との連絡をとり、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する。また、災害対策本部が設置されたときは次の事項を遵守することとする。

①　常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。

②　自らの言動によって、住民の不安や誤解を招いたり、本部活動に支障をきたしたりすることのないよう厳重に注意すること。

③　配備体制が指令されたときは、万難を配して参集すること。

④　常に所在を明確にしておき、正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまでは退庁しないこと。

⑤　勤務時間外に参集する場合、職員は以下の点に留意する。

○　参集途上での被害状況の観察

被害状況（住家の倒壊、火災、土砂災害の発生、道路や橋梁の被害等）を観察しながら参集し、被害を目撃した場合、あるいは危険と判断した場合は、登庁後直ちに本部に報告する。

○　参集途上で生き埋め現場等を発見し救援活動に携わる場合、周囲の人に本部への連絡を依頼する。

○　服装等

活動に適した服装とし、タオル、水筒、食料、懐中電灯、雨具等の必要な用具をできる限り携帯するものとする。

○　その他

家族の負傷等で参集が困難な場合は、可能な限り所属長に連絡する。

５　要員配備の調整

◎【本部事務局統括部】

全体の活動状況を把握し、要員の調整が必要と判断した場合、本部会議に諮り、要員の調整を行う。なお、時間的余裕がない場合は、本部事務局統括部長が、本部長（市長）の決裁を受けず専決することができる。

６　職員の健康管理

◎【本部事務局統括部】

災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事したりするなど、職員の心身両面の負担が大きい場合、健康診断の実施や職員用救護所を設置するなどして職員の健康管理（精神保健対策（心のケア）を含む。）に努める。

第４節　情報通信手段の確保

１　通信連絡系統

◎【本部事務局統括部】

伝達系統図

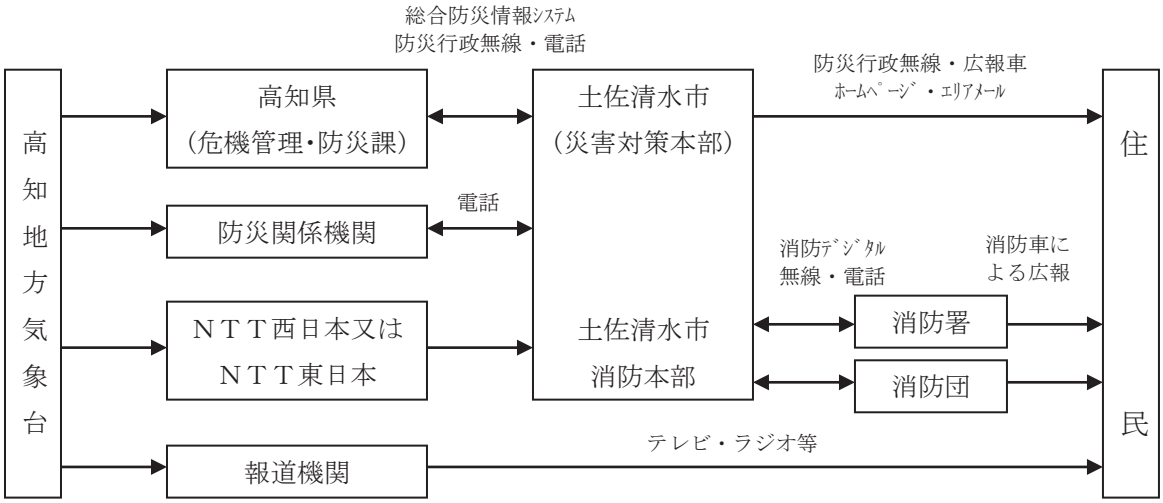

２　県及び防災関係機関との情報通信手段

◎【本部事務局統括部】

（１）県防災行政無線

県とは、県防災行政無線により適切に情報発信、収集及び伝達を行う。

（２）災害時優先電話

災害時優先電話は、回線輻輳時等においても通話が優先される措置が講じられているため、一部の電話回線を災害時優先電話として準備する。

なお、効果的な利用を図るため、この電話は発信専用とする。

【参考】第２部　第４章　第２節　２（P. 47）参照

（３）非常・緊急通話

地震･津波災害発生時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難な場合で、応急対策等のために必要があるときは、電気通信事業法第８条の規定による非常・緊急通話を利用する。

（４）非常無線通信

地震・津波災害発生時、通信施設が被災し不通になり、しかも市の防災行政無線による通信が困難な場合は、電波法第 52 条の規定により、次に掲げる機関の無線局を利用し通信の確保を図る。

○　消防事務、警察事務、鉄道事務、電気事業を行う機関の保有する無線
○　放送局の保有する無線
○　非常通信協議会の構成員の保有する無線
○　アマチュア無線及びその他の無線

※非常通信協議会
非常通信協議会は、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的に、昭和 26 年７月 19 日に設立した。
非常通信協議会は、中央非常通信協議会（会長：総務省総合通信基盤局長）、地方非常通信協議会及び地区非常通信協議会等によって組織、運営されている。

３　現場職員との連絡手段

◎【第１防災部／本部事務局統括部／避難所部】

災害現場等に出勤している現場職員との連絡は、衛星携帯電話（本部と避難所部を繋ぐ電話）、消防救急デジタル無線（消防団と消防本部を繋ぐ無線）、無線機（５ｋｍ以内の通信）等により行う。
発災初期段階においては、各種通信の混乱が予想されるため、デジタル防災無線などの通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

【通信統制の原則】
・救助、避難指示等重要性の高い通信を優先する。
・通信に対しては、統制者の許可を得る。
・子局間で通信の必要があるときは、統制者の許可を得る。
・簡潔通話を実施する。
・専任通信担当者を設置する。

４　市民への情報伝達手段

◎【本部事務局統括部・情報管理部】

（１）市防災行政無線（同報系）等
市から一般市民への情報伝達手段としては、市防災行政無線（同報系）があり、各班は必要な場合、本部事務局を通じて、広報車を用いた市民への情報伝達を行う。また、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を用いて自動配信を行う。

（２）エリアメール、緊急速報メール、SNS、Ｌアラートを通じての情報伝達
上記の手段と平行して、情報を速やかに伝達するために、エリアメール、緊急速報メール、Ｌアラートなどの通信手段による情報伝達を行う。
なお、情報発信手段の多様化に伴い、今後、SNS等など様々な伝達手段を検討し、情報伝達体制の強化を図るものとする。

（３）テレビ、ラジオを通じての情報伝達

上記のいかなる手段においても、情報を速やかに伝達できないような場合には、県を通じて、災害に関する通知、要請等の放送をＮＨＫ等に要請する。

【参考】資料１－４　土佐清水市防災行政無線局管理運用要綱
資料１－５　土佐清水市防災行政無線局運用要領

第５節　応援要請・受入れ

１　他市町村への応援要請

◎【本部事務局統括部】

本部長（市長）は、本市が災害による被害を受け、応急措置を実施するために必要と認めたときは、県内市町村間もしくは県外の自治体などと締結した、災害時における相互応援に関する協定に基づき、他の市町村長に対し、次の事項を示して応援を要請する（災対法 67 条による応援の要請）。

- 応援を要請する理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- 応援の受入れ地
- その他応援に関し必要な事項

２　消防活動に係る応援要請

◎【第１防災部】

（１）県内消防機関相互の応援

本部長（市長）は、当該消防本部の消防力では十分な体制をとることができないと判断した場合、迅速な消防相互応援を要請する。

（２）緊急消防援助隊の応援

本部長（市長）は、災害の状況から緊急消防援助隊の応援が必要であると判断した場合は、速やかに県知事に対して応援要請する。知事と連絡が取ることができない場合は、本部長（市長）から消防庁長官に対して直接要請するものとする。

３　県への応援要請

◎【本部事務局統括部】

（１）災対法第68条の規定による応援の要求

本部長（市長）は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対し次の事項を示して応援を要請する。

・災害の状況
・応援を要請する理由
・応援を要請する区域及び範囲又は内容
・応援を必要とする期間
・その他必要な事項

（２）消防防災ヘリコプターの応援要請

本部長（市長）は、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合、県に消防防災ヘリコプターの応援を要請する。

○災害応急対策活動
・被害状況等の調査及び情報収集活動
・災害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
・救援物資、人員等の搬送
○救助活動
・捜索又は救助活動
・建物火災における救助活動
・陸上から接近できない被災者の救助活動
○救急活動
・遠距離の救急患者搬送
・傷病者発生場所への医師等の搬送、医薬品等の輸送
○火災防御活動
・被害状況等の調査及び情報収集活動
・林野火災等における空中からの消火活動
・消防職員、消防資機材等の搬送

４　応援の受入れ

◎【本部事務局統括部】

（１）受援本部の設置

応援を受入れるにあたり、市は受援本部を設置し、応援部隊の受入れ及び活動の補助等を行う。受援本部は、本部事務局統括部で構成されることとし、市役所２階の図書室に本部を設置して、活動を行うものとする。ただし、図書室が使用できない場合には、適宜、使用可能な場所に本部室を設ける。なお、受援本部室には、活動の際に必要となる準備品を用意する。

（２）連絡体制の確保

応援受入れの連絡を速やかに行うため、所管する班は連絡責任者を指定し、連絡体制を確保する。

（３）応援部隊の活動計画

要請した応援部隊を速やかに受入れ、また動員された者の作業が効率的に行えるように、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等、応援部隊の活動計画について、所管する班の連絡責任者と協議しながら作成する。

（４）応援活動の記録

応援を要請した所管の班は、応援活動に関する以下の内容について記録する。

① 要請先、要請期間、要請内容
② 回答内容、回答日時
③ 応援部隊の到着日時、人員、責任者の氏名・連絡先
④ 活動（滞在）期間、自立度（食料、飲料水、宿所）
⑤ 搬入物資内容・量、返却義務の有無
⑥ 応援活動実績記録（事故等の記録を含む。）
⑦ 撤収日時

（５）食料・飲料水・宿舎等の準備

応援部隊の自己完結が原則となるが、それが不可能な場合、必要最低限のものについて、要請した担当部において準備する。

（６）活動の調整

応援活動の調整は、受援本部と各班の連絡責任者が窓口となって行う。

（７）経費の負担

応援に要した費用の負担は、法令及び各協定の規定による。

５　職員の派遣要請・あっせん

◎【本部事務局統括部】

（１）趣旨

災害応急対策又は災害復旧のため、市長等が必要と認めたときには、以下の区分により職員の派遣要請又は職員の派遣のあっせん要求を行う。なお、ここでの職員の派遣は、職員個人の有する技術・知識・経験等に着目したもので、主として短期間の身分異動を伴わない「応援」とは区別され、原則として長期にわたり、身分的にも派遣先、派遣元の身分を併任させるものである。

＜職員の派遣要請＞

ａ．県知事、他市町村長に対する職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
ｂ．指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請（災対法第29条）

＜職員の派遣のあっせん要求＞

ａ．県知事に対する職員の派遣のあっせん要求（災対法第30条）

（２）手続き

各班からの要請を踏まえ、本部事務局が市長の承認を得て派遣要請又は職員の派遣のあっせん要求を行う。費用等については、法に基づくものとする。

【職員の派遣要請の場合の記載事項】

・派遣を要請する理由 ・派遣を要請する職員の職種別人員数 ・派遣を必要とする期間 ・派遣される職員の給与その他の勤務条件 ・その他職員の派遣について必要な事項

【職員の派遣のあっせん要求の場合の記載事項】

・派遣のあっせんを求める理由 ・派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ・派遣を必要とする期間 ・派遣される職員の給与その他の勤務条件 ・その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

６　広域避難に関する支援要請

◎【本部事務局統括部】

市域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に支援要請するものとする。

この場合、受入れ先市町村の選定や紹介など、県に対し、必要に応じて協議するものとする。

７　自衛隊の災害派遣要請

◎【本部事務局統括部】

（１）災害派遣要請依頼の基本方針

本部長（市長）は、災害が発生し、次の基準に該当すると認めた場合、県知事に対して自衛隊への災害派遣要請を依頼する。

①　天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。

②　災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

※　公共性、緊急性、非代替性の３要件が基本となる。

（２）災害派遣の活動内容及び関係班

区分	活動内容	関係部班等
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握	本部事務局統括部
避難者の支援	避難者の支援等	避難所部
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助（緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合他の救助作業等に優先して実施）	第１防災部 第２防災部
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬	第２防災部
消防活動	利用可能な消防車、防火用具による消防機関への協力	第１防災部 第２防災部
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）	土木部土木班
診察、防疫、病虫防除の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は市が準備）	保険医療部医療救護班 環境衛生部防疫衛生班
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）	保健医療部医療救護班 第１防災部 第２防災部
炊飯及び給水の支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合	物資食糧部給食班 土木部給水班
救難物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。（ただし、譲与は県、市その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。）	総務部施設管理班
交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。	総務部施設管理班
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	第１防災部
予防措置	風水害等の災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合	本部事務局統括部
その他	市長が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定す	本部事務局統括部

	る。	

（３）災害派遣要請の手続き

①　総括的窓口

自衛隊の災害派遣に関する総括的窓口は、本部事務局統括部とする。

②　手続き

自衛隊の災害派遣の必要があると認めた関係班は、本部事務局統括部にその旨を伝達する。本部事務局統括部は、本部長（市長）に伝達し、本部長は災害派遣要請の必要性を認めた場合、県知事に災害派遣要請を要求する。ただし、緊急を要し、文書をもって依頼することができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送達する。文書の提出先等については、下記のとおりである。

○　提出（連絡）先

高知県危機管理・防災課

○　記載事項

・災害の状況及び派遣を要請する事由
・派遣を希望する期間
・派遣を希望する区域及び活動内容
・連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

なお、本部長が不在等の場合で連絡が取れないときは、副本部長（副市長、教育長、消防長、会計管理者の順）がその権限を代行する。

また、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下表の部隊の長にその内容を通知する。この場合、本部長（市長）は速やかにその旨を県知事に通知する。（災対法第68条の２）

（４）災害派遣部隊の受入

①　受入れ準備

本部事務局統括部は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受入れに万全を期す。

○　自衛隊の本部事務室、宿泊施設（場所）、駐車場（車１台の基準は３ｍ×８ｍ）、材料置き場及び炊事場を準備すること。

○　県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。

○　部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について計画を立てておくこと。

○　ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をすること。

【参考】資料６－１　ヘリコプター臨時離発着場一覧表

②　派遣部隊到着後の措置

本部事務局統括部は、関係班と連携し、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるとともに到着後及び必要に応じて活動状況を県に報告する。

③　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、ただちにその旨を本部長（市長）に通知しなければならないこととなっている。

○　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災対法第63条）
○　他人の土地等の一時使用等（災対法第64条）
○　現場の工作物の除去等（災対法第64条）
○　住民等を応急措置の業務に従事させること（災対法第65条）

（５）災害派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、派遣要請手続きに準じて撤収要請を行うものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等をもって連絡しその後文書を提出する。

（６）経費の負担区分

派遣部隊の活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。ただし、その活動が２以上の市町村にわたって行われた場合は、当該市町村の長と協議し、負担割合を決める。

①　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
②　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
③　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
④　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と協議するものとする

第６節　災害救助法の適用

１　災害救助法適用に関する基本事項

◎【本部事務局統括部／保健医療部救護支援班】

地震・津波災害発生時、市における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合、本部事務局統括部は、県知事に対し状況を報告する。な

お、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合は、内閣府に対して緊急報告を行う。

災害救助法適用後、関係班は適切な救助の実施に努めるとともに、証拠書類の保全及び救助実施状況の記録・報告を適切に行う。県への報告等は、本部事務局統括部が行う。

災害救助の対象数量及び期間については、特別の事情がある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は知事に対して行い、期間延長については救助期間内に行う。

災害救助法による救助の対象とならない小災害においては、災害の状況により市長の責任において救助を実施する。

※　災害救助法の実施機関

①　知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

②　知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

③　市長は、②により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。

④　災害救助法施行細則（平成24年高知県規則59号）第１条第２項の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

【高知県災害救助法担当部局】

子ども・福祉政策部　地域福祉政策課　地域福祉推進チーム　連絡先:088-823-9090

【災害救助法の移管】

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）の施行に伴い、これまで厚生労働省で所管していた災害救助法、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金等の関係業務については、平成 25 年 10 月より、内閣府に移管された。

これにより、内閣府が従来から所管していた被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給とあわせ、避難段階における救助から生活再建の支援に至るまで、被災支援の実施を内閣府に一元化し、事務及び連絡体制の簡素化が図られることとなった。

２　災害救助法関係事務の処理

◎【本部事務局統括部／保健医療部援助班】

事務処理の流れ	参照すべき資料等
災　害　発　生	
↓	
被害の見極め （本部事務局）	□災害救助法適用基準 □災害状況認定基準
↓	
適用申請（本部事務局統括部）	
↓	
救助の実施（関係班）	□救助の種類・実施期間・実施者 □災害救助法による救助の程度・方法及び期間－早見表－」
↓	
県への報告（本部事務局統括部）	□救助の種類別整備・保存資料

災害救助法適用基準

１．住家等への被害が生じた場合 ①　市の区域内で、住家が滅失した世帯数が40世帯以上であるとき。
②　被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合で、市における滅失した世帯数が20世帯以上に達したとき。
③　被害が県下全域におよぶ大規模な災害で滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、①、②の基準には達しないが、市の区域内で多数の世帯の住家が滅失し救助を要する状態にあるとき。 ※１　半壊又は半焼した世帯は、２世帯をもって減失した一の世帯とする ※２　床上浸水した世帯は、３世帯をもって減失した一の世帯とする
④　災害が隔絶した地域で発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。 　なお、特別の事情とは、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合。
２．生命身体への危害が生じた場合 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき（令第１条第１項第４号）。 ア　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第２条第１号） イ　被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第２条第２号）

災害状況認定基準

全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
準半壊に至らない（一部損壊）	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、その住家の損害割合が10%未満のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

救助の種類・実施期間・実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	災害発生の日から７日以内	知　事
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工	知　事
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から７日以内	知　事
飲料水の供給	災害発生の日から７日以内	知　事
被服・寝具その他生活必需品の給(貸)与	災害発生の日から10日以内	知　事
医療	災害発生の日から14日以内	知　事
助産	分娩した日から７日以内	知　事
災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から３ヶ月以内に完了 (災害対策基本法第 23 条の 3第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24条第 1 項に規定する非	知　事

	常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与（教科書） （文房具）	災害発生の日から１ヶ月以内 災害発生の日から15日以内	知　事
埋葬	災害発生の日から10日以内	知　事
死体の捜索	災害発生の日から10日以内	知　事
死体の処理	災害発生の日から10日以内	知　事
障害物の除去	災害発生の日から10日以内に完了	知　事

※　救助の期間については、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に知事を通じて内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

※　実施者については、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、知事より市長に委任されることがある。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間－早見表－
【参考】資料８－８　災害救助基準

救助の種類別整備・保存資料

救助の種類	整備・保存資料
避難所の設置	・避難者名簿 ・救助実施記録日計票 ・避難所用物資受払簿 ・避難所設置及び収容状況 ・避難所設置に要した支払証拠書類 ・避難所設置に要した物品受払証拠書類
応急仮設住宅の供与	・救助実施記録日計票 ・応急仮設住宅台帳 ・応急仮設住宅用敷地貸借契約書 ・応急仮設住宅使用貸借契約書 ・応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 ・応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
炊出しその他による食品の給与	・救助実施記録日計票 ・炊出しその他による食品給与物品受払簿 ・炊出し給与状況 ・炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 ・炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類
飲料水の供給	・救助実施記録日計票 ・給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 ・飲料水の供給簿 ・飲料水供給のための支払証拠書類
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	・救助実施記録日計票 ・物資受払簿 ・物資の給与状況 ・物資購入関係支払証拠書類 ・備蓄物資払出証拠書類
災害にかかった者の救出	・救助実施記録日計票 ・被災者救出用機械器具燃料受払簿 ・被災者救出状況記録簿 ・被災者救出用関係支払証拠書類
災害にかかった住宅の応急修理	・救助実施記録日計票 ・住宅の応急修理記録簿 ・住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 ・住宅の応急修理関係支払証拠書類
学用品の給与	・救助実施記録日計票 ・学用品の給与状況 ・学用品購入関係支払証拠書類 ・備蓄物資払出証拠書類
埋葬	・救助実施記録日計票 ・埋葬台帳 ・埋葬費支出関係証拠書類
死体の捜索	・救助実施記録日計票 ・捜索用機械器具燃料受払簿 ・死体の捜索状況記録簿 ・死体捜索用関係支出証拠書類
死体の処理	・救助実施記録日計票 ・死体処理台帳 ・死体処理費支出関係証拠書類
障害物の除去	・救助実施記録日計票 ・障害物除去の状況 ・障害物除去支出関係証拠書類

第　２　章　　災　害　応　急　対　策　活　動

第２章　災害応急対策活動

第１節　地震・津波に関する情報の収集・伝達
　１　地震・津波に関する情報の収集系統
　２　地震・津波に関する情報の収集　３　地震・津波に関する情報の伝達
　４　被害の未然防止、拡大防止の市民への呼びかけ

第２節　被害情報の収集・伝達
　１　市民等外部からの情報収集・整理
　２　各部の所管施設等に関する情報収集・整理
　３　被害情報のとりまとめ　４　県への報告
　５　災害情報の共有

第３節　災害の拡大防止と二次災害
　１　建築物・構造物の二次災害の防止
　２　被災建築物応急危険度判定　３　被災宅地危険度判定
　４　水害の防止　５　土砂災害防止
　６　二次災害防止のための市民への呼びかけ

第４節　消防活動
　１　活動体制　２　活動方針
　３　基本的な活動　４　県内消防機関相互の応援
　５　緊急消防援助隊への災害派遣要請

第５節　救助・救急・捜索
　１　救助　２　救急
　３　行方不明者の捜索

第６節　広報
　１　広報内容と広報情報の収集機関
　２　市民への直接の広報　３　報道関係者への情報提供
　４　観光客への広報　５　市外避難者への広報
　６　災害記録

第７節　医療救護
　１　医療救護活動の方針　２　医療に関する情報の収集・提供
　３　医療チーム等の派遣要請　４　医療救護所の設置・運営
　５　医薬品、医療資器材の確保　６　後方医療機関への搬送
　７　応援の受入れ

第２章　災害応急対策活動（続き）

第８節　避難
１　避難対策の基本的な方針　２　避難情報発令の基準
３　防災関係機関との連絡調整　４　避難情報の伝達及び避難誘導

第９節　避難所の開設・運営
１　避難所の種類　２　避難所の開設
３　避難所の運営管理体制　４　避難所運営に係る業務
５　避難所の標準設備等
６　避難所での情報提供（広報）及び広聴活動
７　避難所の生活環境への配慮
８　指定した避難所以外の避難者の把握及び対応
９　在宅避難者の把握及び対応　10　避難所の追加・借り上げ
11　避難所の統合・閉鎖

第 10 節　災害時要配慮者の安全確保
１　災害時要配慮者の安全確保
２　社会福祉施設等における入所者の安全確保
３　小中学校・保育園等における児童・生徒・園児の保護

第 11 節　重要道路の確保
１　重要道路の被害状況、交通状況の把握
２　交通規制等の実施　３　需要道路の応急措置

第 12 節　輸送手段の確保
１　車両の確保　２　ヘリコプターの確保

第 13 節　給水
１　水道施設の被害状況の把握　２　給水
３　水道施設の応急復旧

第 14 節　食料の供給
１　給食需要及び供給可能量の把握　２　食料の輸送・確保

第 15 節　生活必需品等の供給・貸与
１　生活必需品等の需要の把握　２　生活必需品等の輸送・確保

第 16 節　帰宅困難者対策
１　帰宅困難者等への情報提供
２　一時滞在施設の開設及び施設への誘導
３　徒歩帰宅支援

第２章　災害応急対策活動（続き）

第 17 節　ボランティアの受入れ
１　ボランティアセンターの設置　２　ボランティアセンターの運営
３　ボランティアの受入れ

第 18 節　遺体の処理、埋葬・火葬
１　遺体の処理　２　遺体の埋葬・火葬

第 19 節　し尿及び廃棄物の収集処理
１　し尿処理　２　ごみ処理
３　災害廃棄物の処理

第 20 節　防疫・保健衛生
１　防疫活動　２　保健活動
３　ペット動物の保護対策

第 21 節　住宅対策
１　住家被害調査
２　住宅にニーズの把握及び住宅相談の実施
３　住宅対策の実施　４公営住宅等のあっせん等

第 22 節　文教対策
１　発災初期における学校での対策　２　応急教育の実施
３　学校用品の給与　４　心の健康対策の実施
５　学校納付金等の減免　６　学校給食の応急措置

第 23 節　義援金・義援物資の受付・配分
１　義援金・義援物資の募集　２　義援金・義援物資の受付
３　義援金・義援物資の保管　４　義援金・義援物資の配分

第 24 節　生活関連施設等の応急対策
１　応急対策の基本方針　２　災害発生時の連絡体制
３　被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報
４　市の支援　５　ライフラインの応急対策

第１節　地震・津波に関する情報の収集・伝達

１　地震・津波に関する情報の収集系統

◎【全所属】

地震・津波に関する情報の主な収集系統は次のとおりである。

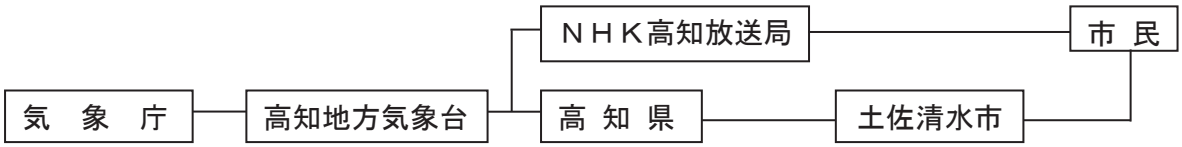

２　地震・津波に関する情報の収集

◎【本部事務局総括部】

本部事務局統括部は、震度計、高知県総合防災情報システム、テレビ、ラジオの他、民間の防災気象情報システム等も活用し、地震・津波に関する情報を収集する。

３　地震・津波に関する情報の伝達

◎【本部事務局総括部】

緊急地震速報等の地震情報については、Ｊアラート（全国瞬時警報システム）によって、防災行政無線等を通じて、一般市民に伝達される。

４　被害の未然防止、拡大防止の市民への呼びかけ

◎【本部事務局情報管理部】

市内で震度５強以上の地震が発生し、津波発生の危険性がある場合、本部事務局情報管理部は、市防災行政無線（同報系）を活用し、津波危険地域内の市民、観光客等に対して、至急、高台などに避難するなど、命を守るための避難行動をとるように呼びかけを行う。

また、併せて、出火防止、余震への注意等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行う。

【呼びかけの例】

こちらは、土佐清水市災害対策本部です。

ただいま、震度〇の地震がありました。

津波の来襲に備え、至急、高台などの安全な場所に避難してください。

なお、今後、余震が続くと思われます。ちょっとした衝撃で、割れかけたガラスや看板などが落ちてきたりする場合がありますので、十分注意してください。

テレビやラジオなどで、今後の津波情報に注意し、落ち着いて行動してくだい。

第２節　被害情報の収集・伝達

１　市民等外部からの情報収集・整理

◎【本部事務局統括部・情報管理部】

市民等外部からの情報については、本部事務局が、次のとおり一元的に情報を収集・整理し、各部にふりわける。

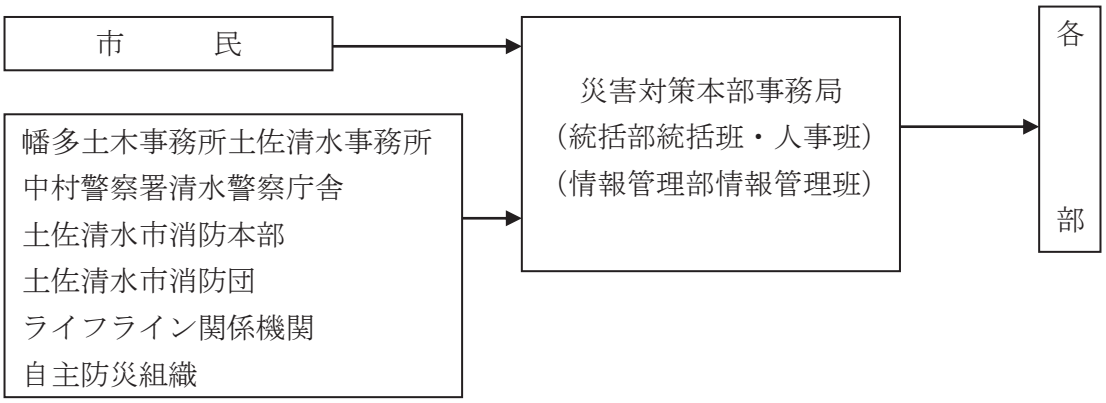

【市民から問い合わせが予想される内容と関係班】

内　　容	関係班
被害状況	本部事務局統括部統括班／情報管理部情報管理班
二次災害の危険性（見通し）	本部事務局統括部統括班
家族、知人の安否に関する情報	本部事務局統括部統括班
医療に関する情報（病院等の診療可否）	保健医療部医療救護班
避難の必要性に関する情報	本部事務局統括部統括班
水の確保に関する情報	土木部給水班
食料の確保に関する情報	物資食糧部物資庶務班
緊急・救援物資の確保に関する情報	物資食糧部物資庶務班
義援金に関する情報	総務部財政出納班
遺体の安置等に関する情報	環境衛生部防疫衛生班
電気に関する情報	本部事務局統括部統括班
ごみ、瓦礫の処理に関する情報	環境衛生部清掃処理班
電話に関する情報	本部事務局統括部統括班
道路に関する情報（交通規制状況等）	土木部土木班
公共交通機関に関する情報（運行状況等）	本部事務局情報管理部情報管理班
教育に関する情報（休校）	教育福祉部教育班（小・中学校） 教育福祉部福祉班（保育園）
店舗等の営業状況に関する情報	産業経済部観光商工班
ボランティア募集に関する情報	保健医療部救護支援班

２　各部の所管施設等に関する情報収集・整理

◎【本部事務局統括部・情報管理部】

（１）収集すべき情報の内容

地震・津波災害が発生したとき、各部長は、その所管する施設・事項に関し被害の有無及び規模等について直ちに情報収集活動をはじめ、本部長に報告すべき事項をまとめておく。

地震・津波災害発生後、直ちに収集すべき情報は、市及び県の被害状況報告に基づき収集し報告するが、おおむね次のとおりとする。

【地震・津波災害発生後、直ちに収集すべき事項】

１．人的被害
　死者、行方不明者、重傷者、軽傷者の被害
２．物的被害
　①住家被害（全壊、半壊、床上浸水等）
　②防災上重要な公共施設等被害
　　・道路、橋梁施設被害（通行規制を伴うもの）
　　・河川施設被害（浸水危険性を伴うもの）
　　・危険物（ガス、石油類、劇毒物等）施設被害（爆発、漏えい等周辺に危険を及ぼすもの）
　　・土砂災害（人的被害、住家被害及び公共施設被害を伴うもの）
　　・病院、学校、社会福祉施設等（当該施設の業務遂行に支障をきたすもの）
　　・商業、工場等施設
３．機能障害
　①ライフライン施設被害
　　・電気、ガス、水道、下水道施設（供給停止、不能を伴うもの）
　　・電話施設（通信不能を伴うもの）
　②輸送関連施設被害
　　鉄道、バス等（通行停止、不能を伴うもの）
４．火災被害
　　地震・津波災害による火災発生にともなう被害

（２）収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は、市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて、所属の職員があたる。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担は、概ね次のとおりとする。

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	各施設の管理者	・所管施設の来所者、職員等の人的被害 ・所管施設の物的被害及び機能被害

市	職務上の関連部	・人的、物的及び機能被害 ・農業、商業、工業施設等の物的被害 ・住家被害その他の物的被害 ・その他本部長が必要と認める事項 ・市道の被害状況
	本部事務局統括部	地震・津波に関する情報
	土佐清水市消防本部	・人的被害 ・住家被害 ・火災発生状況及び火災による物的被害 ・危険物取扱施設の物的被害 ・要救援救護情報及び救急医療活動状況 ・避難道路及び橋梁の被災状況 ・避難の必要の有無及びその状況 ・その他消防活動上必要な事項
中村警察署清水警察庁舎		・災害の種別、発生日時及び場所 ・被害状況（人名、建物、道路、交通機関） ・避難者の状況 ・交通規制の要否 ・気象等の状況 ・治安状況及び警察関係被害 ・その他災害警備活動上必要な事項
幡多土木事務所 土佐清水事務所		・道路（国道・県道）の情報 ・河川の情報 ・港湾の情報
その他防災関係機関		・市域内の所管施設に関する被害状況及び災害に対し既に取った措置 ・災害に対し今後取ろうとする措置 ・その他活動上必要ある事項

※　国とその他、防災関係機関と迅速かつ的確な情報交換を行うため、情報連絡員を入れる。

（３）情報収集実施要領

市民等外部からの情報については、本部事務局統括部・情報管理部が次のとおり一元的に情報を収集・整理し、各部にふりわける。

①　人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施するうえで重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

②　被害等の調査・報告については、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

③　調査は、情報収集の迅速・正確を期するため、自主防災組織、自治会、消防団等

の団体や市民の協力を得て実施する。

④　市は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

３　被害情報のとりまとめ

◎【本部事務局統括部・情報管理部】

（１）被害情報の取りまとめ及び報告責任者

総括責任者：本部事務局統括部長

（２）各部から本部事務局への報告

各部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が終了するまでの間、被害状況及び災害応急対策の活動状況を被害の認定基準に基づき、市及び県の被害状況報告書により本部事務局統括部へ報告するものとする。

なお、各部で収集した所管施設の被害情報に加え、市民等外部からの情報も含め、各部で関係する情報を全てとりまとめる。

収集・報告すべき内容と担当班及び関係機関は以下のとおり。

【被害報告に係る報告事項と担当班】

担当班は、各対策部長を通じて、本部事務局に提出する。

報告事項	担当班
避難状況、避難所開設状況	避難所部避難所班・保健医療部救護支援班・しおさい班
人的被害	第１防災部
住家被害	土木部建築班
文教施設被害	教育福祉部教育班
病院被害	保健医療部医療救護班
公共土木施設被害	土木部土木班
がけくずれ被害	土木部土木班
交通規制情報	本部事務局情報管理部情報管理班
清掃施設被害	環境衛生部清掃処理班
水道被害詳細報告	土木部給水班
電気被害詳細報告	本部事務局情報管理部情報管理班
電話被害詳細報告	本部事務局情報管理部情報管理班
ガス被害詳細報告	本部事務局情報管理部情報管理班
社会福祉施設被害	保健医療部（救護支援班・しおさい班） 避難所部避難所班
その他施設被害	本部事務局情報管理部情報管理班
火災発生状況	第１防災部
危険物施設等被害	第１防災部

農業被害	産業経済部農林水産班
商工業被害	産業経済部観光商工班
浄化槽の被害	環境衛生部清掃処理班

４　県への報告

◎【本部事務局統括部】

（１）基本的な考え方、報告事項

市域に地震・津波災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、情報システム及び電話・ＦＡＸ又は県防災行政無線により県本部事務局に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国（消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。市が県に報告すべき事項は次のとおりである。

【報告事項】

１　災害の原因
２　災害が発生した日時
３　災害が発生した場所又は地域
４　被害の状況
５　災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
６　災害救助法の適用の要否及び必要とする救助の種類
７　その他必要事項

（２）報告種別、時期、方法等

本部事務局統括部は、各部から報告を受けた情報をもとに、次の報告種別により県に報告する。

①　災害緊急報告
迅速性を第一とし、覚知後直ちに、電話・ＦＡＸにより報告する。
部分情報、未確認情報であっても報告するものとする。

②　災害総括報告＜即報＞
被害情報及び措置情報の全般的な情報を、定時に取りまとめ報告する。
また、適宜、防災情報システム端末に入力し報告する。

③　災害総括報告＜確定報告＞
応急対策終了後、概ね10日以内に報告する。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。

④　災害詳細報告
災害詳細報告で報告する被害情報及び措置情報の詳細を報告する。
災害詳細報告の定時報告と併せて、システム端末に入力し報告する。なお、入力は情報を把握する都度、随時行うことができるものとする。

【参考】資料９－１　災害報告取扱要領

【県の連絡先：高知県危機管理部危機管理・防災課】

	平日（8：30～17：15）	左記以外
ＮＴＴ回線	電　話088-823-9320 ＦＡＸ088-823-9253	電　話088-823-9699 ＦＡＸ088-823-9253

（高知県）配備体制時

高知県防災行政無線 地上系	電　話77-72-2180（防災作戦室） ＦＡＸ77-72-9253

【国の連絡先：消防庁応急対策室】

区分 回線別	平日（9：30～17：45）	左記以外 （宿直室）
ＮＴＴ回線	電　話03-5253-7527 ＦＡＸ03-5253-7537	電　話03-5253-7777 ＦＡＸ03-5253-7553
高知県防災行政無線 衛星系	電　話ＴＮ-048-500-7527 ＦＡＸＴＮ-048-500-7537	電　話ＴＮ-048-500-7782 ＦＡＸＴＮ-048-500-7789

※　TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号

５　災害情報の共有

◎【本部事務局統括部】

本部事務局統括部は、各班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記入し、そのコピーを随時各班、関係機関に回付し情報の共有を図る。

・死者、行方不明者の発生地点
・要救出現場の発生地点
・火災、崖崩れ等の発生地点
・避難所の開設地点
・ヘリポート
・物資輸送拠点
・通行不能区間
・交通規制区間
・停電、断水区域　等

第３節　災害の拡大防止と二次災害

１　建築物・構造物の二次災害の防止

◎【土木部建築班・土木班】

余震等による建築物・構造物の二次災害を防止するため、各部は次のような二次災害防

止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項について広報活動を行う。

（１）市有施設の点検及び避難・応急対策

①　市有施設の管理者は、地震後当該施設の使用に当たって安全性に留意するとともに、必要な場合は、土木部建築班に対して専門職員による点検を要請する。

②　点検の要請を受けた土木部建築班は、当該施設の点検を行う。なお、要員等が不足する場合は県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。

（２）市所管道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

土木部土木班は、地震後、市の管理する道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとるとともに、必要な場合は応急措置を実施する。要員等が不足する場合は、県等に応援を求める。

２　被災建築物応急危険度判定

◎【土木部建築班】

土木部建築班は、地震による被害状況を勘案し、県とも協議しながら被災建築物の応急危険度判定の必要性を決定する。応急危険度判定を実施すると決定した場合、土木部建築班は、県及び建築士会等関係団体の協力を得て、被災建築物応急危険度判定士を確保し、被災建築物の危険度を判定するとともに必要な措置を行う。

（１）被災建築物の応急危険度判定士の確保

土木部建築班は、次の方法により応急危険度判定の有資格者を確保する。

県、他市町村への要請
市内の建築士会等関係団体への要請

（２）被災建築物の応急危険度判定実施本部の設置

土木部建築班は、応急危険度判定実施本部を設置し、以下の準備を行う。

参集した応急危険度判定士の名簿づくり
担当区域の分担
判定基準等のマニュアルの準備
判定結果を表示する用紙（判定票）及び記録用紙等の準備
腕章の準備

（３）被災建築物の応急危険度判定実施本部の業務

実施本部は、次のような業務を行う。

本部と県の連絡調整
災害状況に基づいた判定実施計画の作成
判定士及び判定コーディネーターの支援要請
判定士及び判定コーディネーターの受け入れ

判定用資機材の用意 判定士の移動手段、宿泊場所等の確保 判定結果の集計

（４）被災建築物の応急危険度判定の実施

判定は「高知県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、２人以上のチームで目視点検により行い、判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。

（５）民間団体の協力の申し出

建築学会等民間団体の協力の申し出があった場合は、土木部部建築班が効果的な活動のために必要な調整を行う。

３　被災宅地危険度判定

◎【土木部建築班】

災害対策本部長は、地震による被害情報に基づき、被災宅地危険度判定を実施する必要があると判断したときは、被災宅地危険度判定の実施を決定する。実施を決定した場合、土木部建築班は、県に報告し、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。なお、実施にあたっては、次の事項を行う。

・宅地に係る被害情報の収集
・判定実施計画の作成
・県への支援要請
・宅地判定士の受入れ、組織編成
・判定の実施及び判定結果の周知
・判定結果に対する市民等からの対応

４　水害の防止

◎【本部事務局統括部／土木部土木班】

地震発生後の水害を防止するため、各班は次のような２次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

（１）点検及び応急措置

土木部土木班は、大規模な地震が発生した場合は、河川を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講じるよう要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。

（２）避難の呼びかけ又は指示

地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、必

要とする区域の居住者に対して避難の呼びかけ又は指示を行う。

（３）応援要請

本部事務局統括部は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長等に対して応援を求める。また、水防のため必要があると認めるときは、中村警察署清水警察庁舎長に対して警察官の出動を求める。

５　土砂災害の防止

◎【土木部土木班】

地震後、大雨が降ると土砂災害への警戒が必要である。土木部土木班は、こうした二次災害を防止するため、幡多土木事務所土佐清水事務所等の協力を得て土砂災害危険箇所の点検を行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、消防団や市民等に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、警戒避難体制の確立等適切な対策を講じる。

６　二次災害防止のための市民への呼びかけ

◎【本部事務局統括部・情報管理部】

関係各班は、１～５の活動により市民への注意・呼びかけが必要な事項については、本部事務局を通じて市防災行政無線（同報系）、広報車等を通じて市民に注意を呼びかける。

第４節　消防活動

１　活動体制

◎【第１防災部】

地震・津波災害発生時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努めるものとする。

大地震の発生により、津波や火災等の災害発生が予測された場合は「警防対策本部」を設置し、消防長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括するものとする。

（１）土佐清水市消防本部

①　震度５弱以上の地震を覚知した場合は、全消防職員は直ちに参集する。

②　所轄区域内に災害危険のある区域に対して、消防隊を重点的に配置し火災の未然防止及び有事に際しての出場の迅速化を図る。

③　地震及び津波の発生と同時に火災その他の災害の早期発見及び被害状況の把握に努め、迅速的確な出場体制を図る。

④　消防職員は、参集途上において現認した被害の状況、覚知した情報の収集に努め

るものとする。

⑤　情報を収集した消防機関は、それぞれの担当者が関係機関への報告及び連絡を細密にする。

⑥　警防対策本部が設置された時は、次の事務分掌を行うものとする。

・現場指揮に関すること。
・警防活動、戦術の決定及び指揮統制に関すること。
・応援隊の要請及び出場指令に関すること。
・調査状況等情報収集に関すること。
・市町村災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること。

【参考】資料５－１　消防本部組織図

（２）消防団

①　震度５強以上の地震を覚知した場合は、消防団本部役員は直ちに消防本部に集結する。（分団長においては、所定の場所とする。）

②　消防団長は、災害（被害）状況に即応でき得る消防団員を、各部ごとに警戒出動させ、発生地区の災害活動を指示し、分団長はその活動を指揮する。

③　消防団長は分団長の要請により必要に応じて分団（部）単位で非常配置を指示する。

④　分団長は、災害活動現場の状況及び情報を収集し、直ちに消防団長へ連絡する。

【参考】資料５－２　消防団組織及び施設等の状況

２　活動方針

◎【第１防災部／第２防災部】

地震・津波災害発生時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、津波からの人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

３　基本的な活動

◎【第１防災部／第２防災部】

（１）土佐清水市消防本部

①　避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

②　重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域

を優先に消防活動を行うものとする。

③　消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消防活動を行うものとする。

④　市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集結して消防活動を行うものとする。

⑤　重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

（２）消防団

①　出火防止

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

②　消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

③　救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

④　避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

４　県内消防機関相互の応援

◎【第１防災部】

本部長（市長）は、当該消防本部の消防力では十分な体制をとることができないと判断した場合、迅速な消防相互応援を要請する。

５　緊急消防援助隊への災害派遣要請

◎【第１防災部】

本部長（市長）は、災害の状況から緊急消防援助隊の応援が必要であると判断した場合は、速やかに「高知県緊急消防援助隊受援計画」に基づき県知事に対して応援要請する。知事と連絡が取ることができない場合は、本部長(市長)から消防庁官に対して直接要請するものとする。

第５節　救助・救急・捜索

１　救助

◎【第１防災部／第２防災部】

（１）土佐清水市消防本部の対応

地震・津波災害により要救出現場が発生した場合は、救助活動を行うとともに、次のとおり対応する。

①　消防団各分団の活動調整

余力のある消防団各分団に対して要救出現場への出動を命じる。

②　建設業組合等資機材を保有する事業所との調整

救助のための資機材が不足する場合は、建設業組合等資機材を保有する事業所に対して資機材の貸し出しを要請する。

③　中村警察署清水警察庁舎との活動調整

中村警察署清水警察庁舎との間で、救助に関する部隊の派遣等に関する調整を行う。

④　他市町村消防機関への応援要請

上記①～③をもって対応が困難な場合は、迅速な消防相互応援を要請する。

⑤　緊急消防援助隊への災害派遣要請

交通途絶地区における要救出現場の発生等において、上記④をもってしても対応が困難な場合は、緊急消防援助隊の災害派遣を要請することとし、県に遅滞なく要請する。

⑥　災害対策調整会議の開催

①～⑤の場合、複数の防災関係機関との連絡調整が重要となるので、災害対策調整会議を適時設置する（第１章第２節４参照）。

（２）消防団の対応

地震・津波災害で要救出現場（生き埋めになる等）が発生した場合、消防団各分団は、土佐清水市消防本部の指揮下で保有資機材を的確に活用して救助活動にあたる。資機材等が不足する場合は、周囲の市民や事業所から調達する。消防団での対応が困難な場合は、土佐清水市消防本部に応援を要請する。

（３）市民及び自治会、自主防災組織の役割

市民及び各自治会は、次の活動に努める。

①　要救出現場の発見に努め、発見した場合は、土佐清水市消防本部又は本部事務局に通報する。

②　活用できる資機材を用いて可能な限りの救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防隊等に協力する。

【参考】資料６－４　災害応急対策に必要な資機材等の現況

２　救急

◎【第１防災部／保健医療部医療救護班】

（１）負傷者の応急手当・トリアージ（※）

①　市民及び自治会、自主防災組織の行う応急手当

市民及び自治会、自主防災組織は、負傷者を発見した場合、止血、心肺蘇生等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

②　防災機関の行う応急手当・トリアージ

同時に多数の負傷者が発生した現場（生き埋め等）については、医薬救護班が医師会等に救護班の現地への派遣を要請し、救護班は負傷者の応急手当・トリアージに努める。

※　トリアージ：多数の負傷者が発生した場合に、患者を緊急度と重傷度により選別し、治療及び搬送の優先度を決める技術をいう。少数の医療スタッフ、限られた医療資源を活用し、救命可能な患者をまず選定して治療することを目的とする。治療不要の軽傷者はもちろん、搬送さえ不可能で救命の見込みのない超重傷患者にも優先権が与えられない場合もある。

（２）搬送

①　市民及び自治会、自主防災組織の行う搬送

市民及び自治会、自主防災組織は、負傷の程度が重く負傷者を医療機関に搬送する必要がある場合、自らの保有する車両等により病院へ搬送する。搬送手段の確保が困難な場合は、土佐清水市消防本部に搬送車（救急車等）の出動を要請する。

②　防災機関の行う搬送

土佐清水市消防本部は、救急車の要請があった場合は、可能な限りで対応する。また、ヘリコプターによる搬送が必要な場合は、災害対策本部を通じてドクターヘリの要請をするとともにヘリコプター離着陸場の確保を行う。

３　行方不明者の捜索

◎【第１防災部／第２防災部】

地震・津波災害により、死亡又は生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、「１　救助」に準じて行う。なお、災害対策本部は行方不明者に関する相談窓口を設け、問い合わせ等に対応する。

第６節　広報

１　広報内容と広報情報の収集機関

◎【本部事務局情報管理部】

以下に掲げる広報情報の収集機関は、情報を的確に収集し、本部事務局情報管理部情報

管理班に報告する。本部事務局情報管理部情報管理班は、これらの情報を基にして広報活動を行う。

内容	関係班
被害状況	本部事務局統括部統括班・情報管理部情報管理班
市長からのメッセージ	本部事務局統括部統括班・情報管理部情報管理班
二次災害の防止に関する情報	本部事務局統括部統括班・情報管理部情報管理班
医療に関する情報（病院等の診療可否）	保健医療部医療救護班
避難状況に関する情報	避難所運営委員会
水の確保に関する情報	土木部給水班
食料、救援物資の確保に関する情報	物資食糧部物資庶務班
義援金に関する情報	総務部財政出納班
義援物資に関する情報	物資食糧部物資庶務班
遺体の安置等に関する情報	環境衛生部防疫衛生班
電気に関する情報	本部事務局統括部統括班
ごみ、瓦礫の処理に関する情報	環境衛生部清掃処理班
電話に関する情報	本部事務局統括部統括班
道路に関する情報（交通規制状況等）	土木部土木班
公共交通機関に関する情報（運行状況等）	本部事務局情報管理部情報管理班
教育に関する情報（休校）	教育福祉部教育班（小・中学校） 教育福祉部福祉班（保育園）
店舗等の営業状況に関する情報	産業経済部観光商工班
ボランティア募集に関する情報	保健医療部救護支援班
住宅の確保に関する情報	土木部建築班
災害弔慰金等の支給に関する情報	保健医療部救護支援班
被災者生活再建支援金に関する情報	保健医療部救護支援班

２　市民への直接の広報

◎【本部事務局統括部・情報管理部／保健医療部救護支援班／教育福祉部福祉班／産業経済部農林水産班・観光商工班／避難所運営委員会】

広報情報を直接市民に広報する場合は、次のとおりとする。

（１）標準

本部事務局統括部・情報管理部は、在宅被災者等に、防災行政無線（同報系）、広報車、ホームページ等により逐次情報を提供する。必要に応じて臨時の広報紙及びチラシを作成し、各自治会長等を通じて各世帯に配付する。避難所を開設した場合は、各避難所に広報担当者を置き、避難者に張り紙等により情報を提供する。

なお、上記をもってしても十分な広報活動を行えない場合は、中村警察署清水警察庁舎及び自衛隊等に対して広報活動の支援を要請する。

（２）災害時要配慮者への広報

寝たきり等の高齢者、障がい者などの災害時要配慮者への広報にあたっては、本部事務局統括部、保健医療部救護支援班及び教育福祉部福祉班が、自主防災組織やその他の公共的団体等及びボランティアを通じてきめの細かい広報に努める。

（３）漁港関係者（海域）への広報

産業経済部農林水産班が、海域を含めた漁港関係者に、適切な情報発信を行う。

（４）外国人への情報提供等

産業経済部観光商工班は、外国人の方々のための相談窓口等を開設し、ボランティア等の協力のもと、災害に関する情報提供及び外国人のニーズの把握に努める。

３　報道関係者への情報提供

◎【本部事務局統括部・情報管理部】

報道機関への情報提供は、以下により行う。

（１）報道機関への災害情報の提供

本部事務局統括部が県の総合防災情報システムに災害情報を入力し、Ｌアラートを通じて、報道機関に災害情報の提供を行う。

（２）報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、本部事務局情報管理部を窓口に対応する。

４　観光客への広報

◎【産業経済部観光商工班】

市内観光客について、ホテル、民宿、観光施設等と連携し、観光客名簿を作成するとともに、必要な情報を適宜発信する。

５　市外避難者への広報

◎【本部事務局情報管理部】

本部事務局情報管理部は、「全国避難者情報システム」等を活用して、市外避難者名簿を作成する。これを基に、広報紙等を適時送付する。

６　災害記録

◎【本部事務局情報管理部】

各部は、当該災害の記録を将来に伝承するため、活動に伴う書類、メモ、写真等の保管

に努める。本部事務局情報管理部は、ボランティアの協力も得ながら応急対策の実施状況の写真、ビデオによる記録に努める。

応急対策終了後、必要に応じて記録集を作成することとし、その場合は本部事務局情報管理部を主管とした編集チームを庁内に設置する。

第７節　医療救護

１　医療救護活動の方針

◎【保健医療部医療救護班】

地震・津波災害により、多数の傷病者が生じ、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、市は関係機関と緊密に連携を取りながら被災者の医療救護に万全を期するものとする。

２　医療に関する情報の収集・提供

◎【保健医療部医療救護班】

保健医療部医療救護班は、県、消防機関、医師会等との連携を緊密に保ち、次のとおり情報の収集を行い、関係機関への情報の提供を行う。

①　医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
②　避難所、救護所の設置状況
③　医薬品等医療資器材の需給状況
④　医療施設、救護所等への交通状況
⑤　その他参考となる事項

３　医療チーム等の派遣要請

◎【災害対策本部】

多数の死傷者が集中する現場が発生した場合や、孤立により医療が困難な地区が発生した場合には、災害対策本部は、本部長の命令により、必要に応じて医療チーム等関係機関に出動を要請し、知事及び他の市町村長に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

４　医療救護所の設置・運営

◎【保健医療部医療救護班】

保健医療部医療救護班は、必要に応じて医療救護所を開設し、運営を行う。

５　医薬品、医療資器材の確保

◎【保健医療部医療救護班】

保健医療部医療救護班は、医薬品等の整備確保に努めるものとする。

医療・助産救護のための医療器具及び医薬品等は、原則として市が備蓄しているものを使用する。

なお、不足する医薬品等については、医療機関から調達するとともに、県に応援要請する。

６　後方医療機関への搬送

◎【第１防災部／保健医療部】

市内病院で処置の困難な重症患者が発生した場合、第１防災部及び保健医療部は県と連携して以下により市外の後方医療機関（災害拠点病院等）へ搬送する。

① 車両での輸送が可能な場合、受入れ可能な医療機関（災害拠点病院等）へ搬送する。
② 車両での輸送が困難な場合、災害対策本部を通じてヘリコプターによる搬送について、必要な措置を講じる。ヘリコプターによる搬送の場合、県が防災関係機関との連携のもと受入れ先医療機関等に関する調整を的確に行う。

７　応援の受入れ

◎【保健医療部医療救護班】

ＤＭＡＴや医療チーム等の受入れは、保健医療部医療救護班を窓口として行う。

・必要な情報の提供
・受け入れ場所（医療救護所）に関する調整
・物資、資機材等の支援
・宿舎等の支援

第８節　避難

１　避難対策の基本的な方針

◎【本部事務局統括班】

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

命を守るという観点では、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動を取るにあたっては、次に掲げる事項をできる限り明確にする必要がある。

① 災害種別毎に脅威がある場所を特定すること
② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動を取れば良いかを明確にすること
③ どのタイミングで避難行動を取ることが望ましいかを明確にすること

（１）避難に係る各課の対策

地震・津波災害発生時の避難対策は、人命の損失をくい止めるために最も重要なものであり、関係各課が連携し、避難の指示、避難誘導等に努める。

（２）太平洋近海を震源とする地震の対応

太平洋近海を震源とする地震の場合、大きな揺れに襲われることが想定されるため、机の下に隠れるなどして、まず自身の身の安全を確保する。揺れがおさまった後、津波

来襲の恐れがあるため、速やかに高台に避難するなどの避難行動を開始するように周知、徹底する。

なお、津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要となることから、基本的には、避難指示のみを発令する。

（３）遠地地震や火山噴火等により発生する津波の対応

遠地地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報について、「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて、高齢者等避難及び避難指示の発令を行うようにする。

２　避難指示の基準

◎【本部事務局統括班】

以下の場合、避難の指示、警戒区域の設定等必要な避難措置を講じる。

①　大津波警報が発表されたとき

②　二次災害として水害、土砂災害の危険性が顕著であるとき

③　火災の延焼により危険が迫っているとき

（注１）災対法第60条第3項により、市長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

（注２）災対法第 61 条の２により、市長は、避難指示又は緊急安全確保措置を指示しようとする場合、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は県知事に対し、助言を求めることができる。

津波警報・注意報の種類

<table>
<tr><th colspan="5">津波警報・注意報の種類</th></tr>
<tr><th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th></tr>
<tr><th>数値での発表
（予想される津波の高さ区分）</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大津波警報※</td><td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合。</td><td>10m超
（10m＜予想される津波の最大波の高さ）</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3">木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td></tr>
<tr><td>10m
（5m＜予想される津波の最大波の高さ≦10m）</td></tr>
<tr><td>５ｍ
（3m＜予想される津波の最大波の高さ≦5m）</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合。</td><td>３ｍ
（1m＜予想される津波の最大波の高さ≦3m）</td><td>高い</td><td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</td></tr>
<tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。</td><td>１ｍ
（0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m）</td><td>（表記しない）</td><td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。
海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。</td></tr>
</table>

※　大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

【津波警報・注意報と避難のポイント】

・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。
・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をする。
・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。
・津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続ける。

３　防災関係機関との連絡調整

◎【本部事務局統括班】

避難の指示、警戒区域の設定等は、各根拠法令に基づき市、警察署、県知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり（【避難の勧告・指示、警戒区域の設定等について】参照）、混乱をきたさないためには、これら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。そのため、これらの機関と緊密な情報交換を行い、市民に混乱を招くことのないように注意する。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事に速やかに報告する（災対法第 60 条）。

４　避難情報の伝達及び避難誘導

◎【本部事務局統括班】

（１）避難の指示、警戒区域の設定等を行う場合の市民等への伝達内容

避難の指示、警戒区域の設定等を行う際、以下の内容を市民に伝達する。

①　発令者
②　差し迫っている具体的な危険予想
③　避難対象地区名
④　避難日時、避難先及び避難経路
⑤　避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

【避難前の行動及び携帯品等の参考例】
・火気等危険物の始末
・食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
・帽子、ヘルメット等を着用すること
・隣近所そろって避難すること等

（２）高齢者等避難の伝達

本部長（市長）は、災害が発生するおそれがある場合において、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を伝達するものとする。

なお、高齢者等避難の内容及び周知については、避難行動要支援者避難支援個別計画に基づき、保健医療部救護支援班が支援者並びに施設管理者等に伝達する。

（３）避難の誘導者

本部長（市長）の命を受けた職員及び消防団員は、中村警察署清水警察庁舎、自治会、自主防災組織等の協力を得て避難所など安全な場所に市民を誘導又は移送する。

（４）避難順位

避難は、対象となる市民を速やかに避難させるものとし、特に、①に配慮した避難行動を促す。

①　老幼者、傷病人、妊産婦、障がい者及び必要な介護者等災害時要配慮者
②　一般市民

（５）避難誘導方法

市は、避難誘導にあたり、可能な限り以下の対応に努める。なお、市だけで十分な対応が行えない場合には、自治会、自主防災組織において、臨機応変に必要な対応を実施する。

①　避難経路の明示
②　避難経路中の危険箇所の事前伝達
③　避難経路中の危険個所に誘導員を配置（自治会の判断で配慮する）
④　夜間においては、可能な限り投光機、照明器具の使用を促す
⑤　出発、到着の際の人員確認（避難場所での点呼）
⑥　自力立ち退きが不可能な避難者に対する配慮を促す
⑦　警察官、市職員、消防団員等による現場警戒区域の設定

（６）災害時要配慮者に対する避難誘導

災害時要配慮者関連施設及び学校から、支援の要請があった場合、本部事務局統括部が、消防団の派遣等について第１防災部、又は、第２防災部に支援を依頼する。

【避難のための立退きを指示、警戒区域の設定等について】

災対法第60条に基づく「避難のための立退きを指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、居住者等を立ち退かせるものである。

また、同法第63条第１項に基づく「警戒区域の設定」とは、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、縄張り等により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものである。

この他、警察官、海上保安官、自衛官等にも避難のための立退きを指示、警戒区域の設定に関する権限が付与されており、本部事務局はこれらの機関と十分な連携をとる必要がある。

さらに、災対法第56条第2項に規定する「高齢者等避難」とは、避難に時間を要する高齢者等のよう配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、市長は警戒レベル３高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。

（根拠：内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月））

◇避難のための立退きを指示等の実施責任者

実施者	災害の種類	要　　件	根　　拠
市長（市がその全	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれ	災対法第60条

部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事)		がある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。（※）	
警察官 海上保安官	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災対法第61条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法 第４条第１項
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法 第29条
知事又はその命を受けた吏員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法 第94条

（※）危険が急迫し、緊急を要する場合には、現場付近にいる市職員、消防職員（市職員に併任されている職員）は市長の避避難のための立退きを指示する権限を代行することができる。ただし、この場合は、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。（根拠：地方自治法第153号）

◇警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内　容（要　件）	根　　拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災対法 第63条第１項
警察官 海上保安官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災対法 第63条第２項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法 第４条

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	市長が職権を行う場合において、その職権を行うことができる者がその場にいない場合。	災対法第63条第３項
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同法第28条
消防団長、消防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において。	水防法第21条

※　警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第１次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

第９節　避難所の開設・運営

市は、地震・津波が発生した場合又は発生することが予想される時、必要に応じて、避難所を速やかに開設するとともに、開設した旨を住民等に対し周知徹底を図る。

この際、耐震性、津波浸水、及び、土砂災害等の危険性に十分配慮するとともに、必要に応じて、あらかじめ指定された避難所以外の施設についても、管理者の同意を得て、避難所として開設することも検討する。

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者については、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

１　避難所の種類

◎【本部事務局統括部／避難所部避難所班／保健医療部救護支援班・しおさい班】

名　称	内　　容
指定避難所	宿泊設備があり、一時避難所より長時間にわたり避難することができる場所。一時避難所に避難している住民の人命保護のため、必要があるとき避難のための立退きを指示する権限のある者は、二次避難所への避難を指示する。
福祉避難所	高齢者、障がい者、病者等一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために特別な配慮がされた避難所。

２　避難所の開設（災害救助法適用の場合有）

◎【避難所運営委員会／本部事務局統括部／避難所部避難所班】

避難所の開設は、原則として次の通り行う。

【震度５強以上の場合】

自主防災組織が中心となり、防災関係機関、自治会等の協力を得て速やかに避難所の開設を行う。避難所を開設し、避難者が施設の許容面積を超えた場合、避難者が少数である場合等においては、適時避難所施設の追加・統合・閉鎖を行う。

【震度５弱以下の場合】

本部事務局統括部は、必要な場合、関係各課に要請する。

【留意事項】

○　いずれの場合も、余震に備え施設の安全性に十分留意した上で避難所を開設する。

○　高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者については、旅館やホテルを避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努めるものとする。

○　避難所を設置した場合、本部事務局統括部は、以下の事項を県に報告する。

・避難所の名称
・避難所開設の日時及び場所
・世帯数及び人員
・開設期間の見込み

○　避難所運営委員会は、自主防災組織など避難住民の協力を得て収容避難所入所記録簿（避難者カード）及び避難者名簿を作成し、避難者の確認を行う。とりまとめた情報は、本部事務局統括部に伝達する。

○　避難所部避難所班は、避難が長期化した場合の対応に配慮し、被災者による自治組織の結成を促し、避難者自らが指定避難所の自主的な運営ができるように努める。

３　避難所の運営管理体制

◎【避難所運営委員会／避難所部避難所班／保健医療部救護支援班】

大規模災害時の避難所の運営は、以下のメンバーで構成される避難所運営委員会を立ち上げ、避難所運営委員会が運営及び管理することを基本とする。

【構成メンバー（案）】

・避難所部避難所班員、保健医療部救護支援班員、環境衛生部清掃処理班員及びその他災害対策本部職員
・施設管理者・勤務職員
・住民代表（自治会長、自主防災組織会長等）
・ボランティア
・地区社会福祉協議会　等

①　避難所運営委員会による運営

直近動員の職員は、施設管理者・勤務職員及び自治会長、自主防災組織会長等と協力して、避難所運営委員会を組織し、当該避難所の円滑な運営を行う。なお、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく、女性を運営委員会に入れるものとする。直近動員の職員は、避難所の開設後、速やかに本部事務局に報告するとともに、避難所の運営状況をその都度必要に応じ報告するものとする。

②　ニーズ把握及び調整

○　避難所運営委員会は、直近動員の職員から避難所のニーズ（必要な物資、その他措置すべき事項）を把握する。

○　避難所運営委員会は、把握したニーズを本部事務局統括部に伝え対応を要請する。

○　要請を受けた本部事務局統括部は、避難所運営委員会と連携して必要な措置を講じる。

③　関係機関等による巡回

消防本部、中村警察署清水警察庁舎は、適時避難所を巡回し、避難所の医療、防火、防犯に関するニーズを把握するとともに、避難所運営委員会と連携して必要な措置を講じ、その結果を本部事務局統括部に報告する。

４　避難所運営に係る業務

◎【避難所運営委員会】

避難所運営委員会は、基本的には以下の任務を行うものとする。その他、その都度必要なことが生じた場合は、本部事務局統括部と相談のうえ処理する。

①　避難所の開設（閉鎖）に関すること。

②　避難所受付及び人員配置に関すること。

③　避難者を自主防災組織及び自治会単位で編成し、代表者を選任し、以降の情報の連絡等についての窓口となるよう要請する。

④　避難者の入所記録簿（避難者カード）及び避難者名簿を作成する。また、市民と市民以外に区分しておく。

⑤　避難所に配給される食料等物資の受払い及び配分を行う。食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

⑥　必要に応じて、避難所等に設置された防災備蓄倉庫の水・食料・物資の活用を図る。

⑦　諸記録及び報告に関すること（詳細は避難所運営マニュアルを参照）。

○　入所記録簿（避難者カード）及び避難者名簿より、高齢者・乳幼児等要配慮者の人数の報告

○　その他傷病人の発生等の特別の事情のあるとき随時報告

⑧　避難者からの各種相談に応じるほか収容者の世話を行う。

⑨　避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

【被災者台帳の作成】（災対法第 90 条の３及び第 90 条の４）
災害発生時に、個々の被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援の実施を図るため、市町村長は、被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成することができる。また、被災者台帳の作成にあたり、必要な範囲で被災者に関する個人情報を活用できる。

５　避難所の標準設備等

◎【本部事務局統括部／避難所運営委員会】

本部事務局統括部及び避難所運営委員会は、避難所の開設が３日以上に及ぶ場合には、各班及び防災関係機関等の協力を得て以下を参考に設備の充実に努める。

【避難所の標準設備例（避難所の開設が長期に及ぶ場合）】

○特設コーナー：
- □広報広聴コーナー
- □避難所救護センター（保健室等）
- □情報連絡室（無線、電話、ＦＡＸ等）
- □更衣室
- □特設電話

○資機材等：
- □寝具
- □被服
- □日用品（タオル、歯ブラシ等）
- □常備薬
- □仮設トイレ（要配慮者用に洋式も用意）
- □炊き出し備品
- □特設・臨時電話
- □畳・カーペット
- □間仕切り用パーテーション
- □洗濯機
- □乾燥機
- □テレビ、ラジオ
- □簡易シャワー
- □仮設風呂
- □扇風機
- □網戸
- □ストーブ
- □暖房機
- □電源設備
- □給水タンク
- □掲示板
- □パソコン

○スペース：
- □駐車場
- □仮設トイレ
- □仮設風呂
- □給水タンク
- □掲示板
- □資機材置場

６　避難所での情報提供（広報）及び広聴活動

◎【本部事務局情報管理部／保健医療部救護支援班】

本部事務局情報管理部及び避難所運営委員会は、避難所に広報広聴担当者を置き、避難者に貼り紙等により情報を提供するとともに、問い合わせ等に応じる。避難所の開設が長期に及ぶ場合、避難所内に広報広聴コーナーを設けて必要な情報の提供等を行う。

７　避難所の生活環境への配慮

◎【避難所運営委員会】

【避難所の生活環境の確保】

東日本大震災では、障がいの特性等を考慮した十分な避難所運営が行われなかったことから、「障がい者等の滞在に困難が生じたり、他の避難者との関係から避難所に入れなかった、また、女性については授乳する場が確保されていない、炊事などの避難所における負担が集中する等」の問題が生じたとされている。そのため、災対法の改正を受け、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施するための取組の参考となるよう、生活環境の確保に関する事項を示した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が内閣府から市町村に対し通知された。

（１）衛生

避難所運営委員会は、避難所におけるし尿、ごみ、食品管理等衛生面での配慮を行う。

（２）プライバシー保護

避難所運営委員会は、避難所でのプライバシーの保護のため、可能な限り間仕切り等の設営に努める。間仕切り等は本部事務局統括部にて準備する。

（３）防火・防犯

土佐清水市消防本部、消防団及び中村警察署清水警察庁舎は、避難所での防火・防犯について避難所運営委員会を指導するとともに、必要に応じてパトロールを行う。

（４）災害時要配慮者への配慮

避難所運営委員会は、関係各班及び災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、避難所で生活する災害時要配慮者に十分配慮した対策を講じる（避難所施設・設備の配慮、食料、水、生活必需品等の給与における配慮、情報伝達における配慮、相談体制の整備等）。

（５）女性への配慮

避難所生活にあたり、女性専用の更衣室やトイレ、授乳室、相談窓口などを設置するなど、施設利用上での配慮を行うとともに、女性用下着の配付など、配備する物資にも考慮する。

（６）ペット対策

ペットの飼育、管理は飼育者が全責任を負うことが基本である。避難所でのペットの同居は動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点、並びに鳴き声、糞尿など騒音、臭気の問題からも原則禁止とするが、別途飼育スペースの確保などトラブルが起きないためのルールを避難所運営委員会が作成し、飼育者及び避難者に配慮した避難所運営を図る。

【災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）】
避難所へのペット受け入れにあたって検討が必要な項目の例
●避難所の設置者や管理者との間での、避難所におけるペットの受入れに関する取り決めの検討、または要請文書の送付
●避難所でのペット飼育管理マニュアルの作成
●必要な物資の備蓄　等

８　指定した避難所以外の避難者の把握及び対応

◎【本部事務局統括部／避難所運営委員会】

本部事務局統括部及び避難所運営委員会は、市が指定した避難所以外に避難した避難者を把握する。

また、市外に避難した避難者を把握するため、広報活動や他の市町村に連絡して、所在を確認する。

９　在宅避難者の把握及び対応

◎【本部事務局統括部／避難所運営委員会】

在宅避難者となっている人の自宅及び人数を把握し、情報管理するとともに、在宅避難者へのきめ細やかな対応も行うように配慮する。

【参考事例：在宅避難者の物資の確保（宮城県）】
宮城県の地域防災計画では、避難収容対策の項目で給水、給食などの支援活動が可能な避難所の確保を市町村に求めている。一方で、在宅被災者については、高齢者や障がい者など災害時の把握と災害時の安否確認を求めている程度で、在宅被災者全般への対応に関する記載はない。

今回の震災においては、住宅の１階が津波で被災して２階に居住しており、ライフラインの途絶により炊事ができない等の在宅被災者が多数発生した。これらの在宅被災者に対しても市町村から避難所、町内会、配付ポイントなどを通じて食料等の配給が行われたが、対象者の把握が困難なこともあり、配給が十分に行き渡らないこともあった。

県の危機対策課では、今後の地域防災計画の見直しにおいて「在宅者対策は課題の一つになる」としている。

10　避難所の追加・借り上げ

◎【本部事務局統括部】

市が指定する避難所が不足する場合、本部事務局統括部は、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、避難状況に応じ、高齢者、障がい者等災害時要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。借り上げる際は、施設管理者と十分協議し、同意を得てから開設する。

11　避難所の統合・閉鎖

◎【本部事務局統括部】

本部事務局統括部は、応急仮設住宅等への入居にともなって、避難者が減少する場合は、順次統合・閉鎖を行う。統合・閉鎖に当たっては、避難者に個別面談や個別調査を実施し、避難者及び施設管理者と十分協議をした上で判断する。統合・閉鎖を判断した際は、避難者に対して事前に予告する。

第 10 節 災害時要配慮者の安全確保

１　災害時要配慮者の安全確保

◎【本部事務局統括部／保健医療部救護支援班／避難所部避難所班】

（１）災害時要配慮者の安否確認

災害発生後の在宅要配慮者の安否の確認は、本部事務局統括部、避難所部避難所班、保健医療部救護支援班、民生委員、消防団、自治会、自主防災組織等が協力して実施する。

（２）在宅要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所

（１）の安否確認によって把握された在宅要配慮者の内、避難所及び自宅等で生活が困難と判断された者については、保健医療部救護支援班、避難所部避難所班は特別養護老人ホーム・身体障がい者療護施設等へ措置入所の手続きをとる。

（３）福祉避難所の開設

措置入所は要しないが、身体等の状況が特別養護老人ホーム等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする要配慮者について、保健医療部救護支援班、避難所部避難所班は、必要に応じて市が指定する福祉避難所を開設し保護する。

（４）避難所から福祉避難所への移送

避難所運営委員会は、避難所における災害時要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障がいなどにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

（５）被災した災害時要配慮者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、土木部建築班が保健医療部救護支援班、避難所部避難所班の意見を聴いたうえで、高齢者・障がい者等の災害時要配慮者を優先して入居させるよう努めるとともに、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討していくものとする。

また、保健医療部救護支援班、避難所部避難所班は、災害によるショック及び避難生

活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。なお、専門家の確保が難しい場合は、県に相談する。

① 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

② 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

（６）在宅要配慮者への福祉サービスの提供

保健医療部救護支援班、避難所部避難所班は、発災１週間目までには必要な福祉サービスの提供を再開できるよう努める。その際、災害により新たに発生するニーズの把握に留意するとともに、必要な場合は県を通じて他市町村等に応援を求める。

（７）在宅要配慮者の健康管理

保健医療部救護支援班、避難所部避難所班は、民生委員等と協力のうえ、在宅要配慮者の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるように対処する。

なお、活動に当たっては医療チーム等と関係機関が連携協力して実施する。

（８）避難行動要支援者の支援

保健医療部救護支援班、避難所部避難所班及び市から避難行動要支援者名簿の提供を受けた者は、当該名簿を活用し、避難のための情報伝達、避難行動要支援者の避難支援・安否確認、避難場所等の責任者への引継ぎなどを行う。

２　社会福祉施設等における入所者の安全確保

◎【避難所部避難所班／保健医療部救護支援班】

（１）被害状況の把握

地震津波災害発生の場合、速やかに社会福祉施設及びその入所者・通所者の安全確保の状況について、施設長等を通して調査する。

（２）入所者の保護

各社会福祉施設は、あらかじめ定めた各施設の防災計画に従い入所者の保護に努める。なお、支援が必要な場合は、（３）により要請を行う。

（３）社会福祉施設等への支援

被災した社会福祉施設等から支援の要請があった場合、関係班、関係機関、ボランティア等と連携して必要な支援に努める。

※支援の内容（例）：　必要な物品（ベッド、車椅子等）、車両の貸し出し
水・食料の支援、物資の運搬等単純労務の提供
介護等技能者の支援

【参考】資料４－４　災害時要配慮者施設一覧表

３　小中学校・保育園等における児童・生徒・園児の保護

◎【教育福祉部教育班／教育福祉部福祉班】

（１）被害状況の把握

教育福祉部教育班、教育福祉部福祉班は、在校・在園中に地震が発生した場合、速やかに教育・保育関係施設及び児童、生徒、園児の安全確保の状況を学校長もしくは園長等を通して、又は自ら調査する。

（２）児童・生徒・園児の保護

児童・生徒・園児が、教育・保育施設にいる際、地震が発生したときは、以下の方針によりあらかじめ定めた各学校等の防災計画に従い保護に努める。

①　学校等の対応

○　学校長もしくは園長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。

○　学校内（もしくは園内）並びに登下校路の危険箇所の点検、迂回路の設定等を早急に行う。

○　児童・生徒・園児については、保護者の引き取りを原則とする。

○　施設内において、災害が発生したときは、初期消火、救護、救出活動等の防災活動に努める。

②　教職員の対処、指導基準

○　災害発生の場合、児童・生徒・園児を教室等に集める。

○　児童・生徒・園児の退避・誘導にあっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

○　学級担当等は、学級名簿等を携行し、学校の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

○　心身障がい児については、介助体制等を確立する等十分配慮する。

○　児童・生徒・園児の保護者への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法で確実に行う。

○　留守家庭等で帰宅できない児童・生徒・園児については、氏名・人員等を確実に把握し、引続き保護する。

○　児童・生徒・園児の安全を確保したのち、学校等の指示により防災活動にあたる。

③　その他

学童保育についても、安全確保に努める。

第 11 節　重要道路の確保

１　重要道路の被害状況、交通状況の把握

◎【土木部土木班】

地震発生時の市内の道路の被害状況、交通状況については、次のとおり把握する。

①　土木部土木班は、市民からの通報を受け付け、本部事務局情報管理部に報告する。

②　土木部土木班は、パトロール等を実施して市内の重要道路の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、土佐清水市消防本部、幡多土木事務所土佐清水事務所、中村警察署清水警察庁舎等関係機関と連絡を密にとり隣接市町村を含む道路被害の状況及び交通状況を把握する。

③　土木部土木班は、①～②で把握した情報をとりまとめて、逐次、本部事務局情報管理部に報告し、本部事務局情報管理部は市民への広報に努める。

２　交通規制等の実施

◎【土木部土木班】

土木部土木班は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（中村警察署清水警察庁舎）に災対法第76条に基づく交通規制を要請する。また、市道の破損、決壊その他の事由により交通が危険である場合、土木部土木班は、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施す。

緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、道路管理者・港湾管理者・漁港管理者より、運転者等に対し車両の移動等を命じる。運転者等がいない場合等においては、管理者自ら車両の移動等を実施する。

３　重要道路の応急措置

◎【土木部土木班】

（１）基本方針

土木部土木班は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう下記の点を考慮し、高知県建設業協会土佐清水支所等の協力を得て重要道路の応急措置を行う。なお、市内の国道、県道については幡多土木事務所土佐清水事務所が所管しており、応急措置を必要とする場合は連絡し、応急措置を要請する。緊急の場合は、市において応急措置を施し幡多土木事務所土佐清水事務所に報告する。

・消火活動、救出活動上重要な道路の確保
・緊急医療上重要な道路（病院への道路、後方医療機関への搬送に必要な道路、緊急時ヘリコプター臨時離着陸場に通じる道路）の確保
・緊急救援物資の輸送上重要な道路の確保
・広域応援受入れ上必要な道路の確保

（２）応援要請

被害が甚大で、市内建設業者で対応が難しい場合は、県に県内建設業協会、自衛隊等の応援を依頼する。

（３）廃棄物の処理

土木部土木班は、重要道路の応急措置により発生した廃棄物については、環境衛生部清掃処理班と協議して適切に処理する。

第 12 節 輸送手段の確保

１　車両の確保

◎【総務部施設管理班】

（１）緊急通行車両の確保

①　確認申請の準備

本市を含む広域的な災害が発生した場合、交通規制の実施に備え、総務部施設管理班は緊急通行車両の事前届出により「届出済証」を受けている車両の確認申請の準備を行う。

②　確認申請

交通規制が実施された場合、総務部施設管理班は直ちに中村警察署清水警察庁舎に緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両を確保する。車両の不足が予想される場合は、事前届出を行っていない車両についても確認申請を行う。

（２）輸送車両の確保

市有車両については、原則として各部が総務部施設管理班と調整して各々確保することとする。これをもって不足する場合は、総務部施設管理班が民間の輸送車両を確保する。これをもって不足する場合は、「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、輸送手段を確保する。

【参考】資料９－４　緊急通行車両等事前届出書

２　ヘリコプターの確保

◎【本部事務局統括部】

輸送手段として、ヘリコプターが効果的と判断された場合、各部は次によりヘリコプターを確保する。

①　各部は、ヘリコプターを確保する場合、本部事務局統括部に対し、県に対する応援要請を依頼する。

②　①の要請を受けた本部事務局統括部は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請を行う。

※応援の受け入れ及び調整は、本部事務局統括部が行う。

※緊急時ヘリコプター離着陸場の管理は、各施設管理者が行う。

※消防防災ヘリコプターの応援要請については、「第３部第１章第５節３」参照。

※ドクターヘリの応援要請については、「第３部第２章第７節６」参照。

【参考】資料６－１　ヘリコプター臨時離発着場一覧表

第 13 節 給水

１　水道施設の被害状況の把握

◎【土木部給水班】

災害時の水道施設の被害状況については、次のとおり把握する。

①　土木部給水班は、市民からの通報を受理し、本部事務局情報管理部に連絡する。

②　土木部給水班は、①の連絡等を受理するほか、パトロール等を実施して市内の水道施設の被害状況を把握する。そして、把握した水道施設の被害状況等を本部事務局情報管理部に報告する。

２　給水

◎【土木部給水班】

（１）実施機関

①　飲料水の供給は、災害救助法の適用の有無にかかわらず、土木部給水班が関係業者の協力を得て行う。

②　当市で処理不可能な場合、近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

③　水道事業体間等の応援活動については、「高知県水道災害相互応援協定」により実施する。

（２）給水方法

①　給水管路の応急復旧が完了し給水できるまでの間は、指定避難所に予め給水措置を施し、被災者がその地点で受水する拠点給水方式を原則とする。また、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する他、飲料水兼用耐震性貯水槽に汲み上げ用手押しポンプを設置して飲料水の供給を行う。

②　飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所及びくみ上げ用手押しポンプ保管場所は、資料６－３のとおりである。

③　関係機関と連携をとり、給水措置を施した地域ごとに責任者を設定し、自主防災組織・自治会等の協力を得て給水する。

（３）給水量と期間

給水は、飲料水を得られない者に対して１人１日３ℓを限度として行う。期間は、原則として７日以内であるが、被害状況及び復旧状況により必要な場合は延長する。

（４）災害時要配慮者への配慮

特に高齢者や障がい者にとっては水の運搬等が大きな負担となる。そこで、土木部給水班は、災害時要配慮者への給水状況を把握し、必要な場合は、災害ボランティアセンターに登録しているボランティアや市民に災害時要配慮者への支援を求める。

【参考】資料６－２　水道施設所在地一覧表
　　資料６－３　飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所等一覧表

３　水道施設の応急復旧

◎【土木部給水班】

土木部給水班は、以下のとおり応急復旧を行うものとする。

①　配電線等に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、四国電力（株）等へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行う。

②　給水管及び配水管の被害については、付近の制水弁を閉鎖して断水区域を極力小範囲として応急復旧を行う。

③　水道施設の大部分は地下に埋設されており、直接被害を受けるのは各家庭の給水立ち上り等であるので、作業員の出勤を求め極力漏水を防止するとともに臨時給水栓を設置する。

第 14 節 食料の供給

１　給食需要及び供給可能量の把握

◎【避難所運営委員会／物資食糧部物資庶務班】

避難所に収容されている避難者、住家の被害により炊事のできない者等災害時に食生活を確保することができない者に対する食料の供給は、原則として避難所において行うものとし、給食需要及び能力の把握は次により行う。

①　物資食糧部物資庶務班は、以下の点を避難所運営委員会から把握する。

・避難所に避難した者の数

※　粉ミルク（哺乳瓶、お湯等も準備）を必要とする乳児の数、給食に配慮を要する災害時要配慮者の数について留意する。

・避難所施設の自炊能力

・避難者以外で管内において食料の供給を行う必要があると考えられる者の概数

・その他避難所での食料供給に関して必要な事項

②　物資食糧部物資庶務班は、把握した給食需要及び能力に基づき、食料供給方法の基本方針を決定する。食料の供給方法としては以下の方法を検討する。

・パン、弁当等の確保
・避難所、学校給食共同調理場等での炊き出し
・自衛隊の災害派遣による炊き出し
・県を通じての食料の調達及び供給
・他市町村からの調達及び供給

２　食料の輸送・確保

◎【物資食糧部物資庶務班／本部事務局統括部】

（１）食料の輸送

食料の供給が必要な場合、物資食糧部は物資集配拠点を開設し、その輸送は次により行う。

※配送・仕分けは、職員で対応することが困難と判断した段階で、運送業者、ボランティア、自衛隊等に応援を依頼する。

（２）食料の確保

①　緊急物資の確保

○　パン、弁当等の確保

物資食糧部物資庶務班は、パン、弁当等直接食することが可能な食料の確保が必要と判断した場合は、協定締結業者に対して食料の確保を要請する。

○　防災備蓄倉庫の活用

物資食糧部物資庶務班は、必要に応じて、避難所等に設置された防災備蓄倉庫の食料の活用を図る。

②　救援物資の確保

○　県を通じての食料の調達

物資食糧部物資庶務班は、市のみで食料を確保することが困難な場合は、本部事務局統括部を通じて、県に対して食料の供給を要請する。

○　他市町村からの食料の調達

物資食糧部物資庶務班は、市のみで食料を確保することが困難な場合は、本部事務局統括部を通じて、他市町村に対して食料の供給を要請する。

○　共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

③　炊き出し

○　避難所、学校給食共同調理場等での炊き出し

物資食糧部は、避難所となった施設や学校給食共同調理場などの管理者と協議し、炊き出しが可能と判断された場合は炊き出しを実施する。避難所での炊き出しに当たっては、責任者を配置し、安全面、衛生面に十分配慮する。また、炊き出しの際には、自主防災会、自治会、ボランティアへ協力を要請する。　なお、自主防災会、自治会及びボランティアが独自に炊き出しを行う場合は、安全面、

衛生面の指導を行った上で適切な場所を提供する。

○　自衛隊の災害派遣による炊き出し

物資食糧部物資庶務班は、自衛隊による炊き出しが効果的であると判断した場合は、本部事務局統括部を通じて自衛隊の災害派遣を求める。

④　備蓄

食糧の備蓄については、市内各地区に、必要に応じて備蓄拠点を整備し、計画的に分散備蓄を行う。

第 15 節 生活必需品等の供給・貸与

１　生活必需品等の需要の把握

◎【避難所運営委員会／物資食糧部物資庶務班】

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対する生活必需品等の供給は、原則として避難所において行うこととし、災害発生後の生活必需品等の需要の把握は、次により行う。

①　物資食糧部物資庶務班は、生活必需品等の需要(品目、数)を避難所運営委員会から把握する。

・寝具：毛布、布団、マット等
・外衣：普段着、作業着、婦人服、子供服等
・肌着：シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等
・身の回り品：タオル、軍手、長靴等
・炊事用具：鍋、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等
・食器：茶碗、汁碗、皿、箸等
・日用品：懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
・光熱材料：マッチ、ライター、ローソク、薪、木炭、ＬＰガス等
・その他：紙おむつ（サイズ毎）、生理用品、風邪薬、ＡＭ／ＦＭラジオ等

②　物資食糧部物資庶務班は、把握した生活必需品の需要に基づき、生活必需品等の供給方法の基本方針を決定する。生活必需品等の供給方法としては以下の方法を検討する。

・流通物資の確保 ・県を通じての生活必需品等の調達 ・他市町村からの調達 ・義援物資の活用

２　生活必需品等の輸送・確保

◎【物資食糧部物資庶務班】

（１）生活必需品等の輸送の流れ

生活必需品等の供給が必要な場合、物資食糧部は物資集配拠点を開設し、その輸送は次により行う。

※配送・仕分けは、職員で対応することが困難と判断した段階で、運送業者、ボランティア、自衛隊等に応援を依頼する。

（２）生活必需品等の確保

①　緊急物資の確保

○　流通物資の確保

物資食糧部物資庶務班は、流通物資による生活必需品等の確保が必要と判断した場合は、協定締結業者に対して生活必需品等の確保を要請する。

○　防災備蓄倉庫の活用

物資食糧部物資庶務班は、必要に応じて、避難所等に設置された防災備蓄倉庫の物資の活用を図る。

②　救援物資の確保

○　県を通じての生活必需品の調達

物資食糧部物資庶務班は、市のみで物資を確保することが困難な場合は、本部事務局統括部を通じて、県に対して物資の供給を要請することとし、保管場所については、今後、土佐清水総合公園内に整備する。

○　他市町村からの生活必需品の調達

物資食糧部物資庶務班は、市のみで物資を確保することが困難な場合は、本部事務局統括部を通じて、他市町村に対して物資の供給を要請する。

○　義援物資の活用

物資食糧部物資庶務班は、国民、企業から送付されてくる義援物資について、市集積拠点に集積し、活用する。

③　備蓄

生活必需品等の備蓄については、今後必要に応じて、市内各地に備蓄拠点を整備し、計画的に分散備蓄を行う。

第 16 節 帰宅困難者対策

１　帰宅困難者等への情報提供

◎【本部事務局情報管理部】

（１）基本方針

地震・津波災害発生直後に、一斉に帰宅を開始した場合、路上周辺で大混雑が発生し、トラブルの発生に繋がる危険がある。また、災害に巻き込まれ、思わぬ怪我や事故をおこす可能性もあることから、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保に努め、事態が落ち着いた後、帰宅支援を実施する。

（２）提供方法

本部事務局情報管理部は、県や関係機関に対し、気象に関する情報や、広域的な被害情報などについて、テレビ・ラジオ放送を通じて周知の要請を行う。

また、本部事務局統括部・情報管理部は、防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール、ホームページなどを活用した情報提供や、ＳＮＳなどの活用についても検討・実施していく。

２　一時滞在施設の開設及び施設への誘導

◎【本部事務局情報管理部／避難所部避難所班】

（１）一時滞在施設の開設

避難所部避難所班は、一時滞在施設として選定した二次避難所について、職員を派遣し、施設管理者とともに、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

本部事務局情報管理部情報管理班は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、メールやホームページにより、一時滞在施設の開設状況についての情報提供を行う。

※　一時滞在施設として、十分な二次避難所が確保できない場合には、民間施設にも協力を求める。

（２）一時滞在施設への誘導

観光施設や集客施設で保護された利用客については、原則、各事業者が警察等関係機関と連携して、一時滞在施設へ誘導する。

（３）一時滞在施設の運営

派遣された職員及び施設管理者は、あらかじめ定めた避難所の運営手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、避難所部避難所班は、帰宅困難者等に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

３　徒歩帰宅支援

◎【本部事務局情報管理部情報管理班／総務部施設管理班】

（１）徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、災害状況が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。その際、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況などをメールやホームページなどを活用し提供する。

また、ＳＮＳなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

（２）市車両による代行輸送

総務部施設管理班は、帰宅困難者に対し、バスなどの交通機関による代行輸送車の措置が困難な場合は、市車両を活用して帰宅困難者に対する帰宅支援を実施する。

第 17 節 ボランティアの受入れ

１　ボランティアセンターの設置

◎【保健医療部救護支援班】

市は、発災後直ちに市社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる土佐清水市災害ボランティアセンター（以下「市ボランティアセンター」という。）を設置する。

（１）大規模災害が発生した場合は、災害応急対策を実施する上で、要員不足が発生するとともに、全国から多数のボランティアの申し込みが殺到することが想定される。そのため、保健医療部救護支援班は速やかに市社会福祉協議会と協議し、災害ボランティア受付窓口を役場庁舎、避難所等に設置する準備を開始する。

（２）市本部において、市ボランティアセンターの設置が決まった場合、速やかに保健医療部救護支援班は市社会福祉協議会に対し、市ボランティアセンターの設置依頼を行い、その活動方針や運営方法について協議を行う。

（３）市ボランティアセンターの運営は、市社会福祉協議会が主体となって行うものとし、保健医療部救護支援班は市社会福祉協議会と連携し、側面から支援を行う。

（４）保健医療部救護支援班は、市本部との連携を保つため、連絡調整を行う。

２　ボランティアセンターの運営

◎【保健医療部救護支援班】

市ボランティアセンターは、次の業務を行う。

（１）ボランティアの登録及び管理

市ボランティアセンター（社会福祉協議会）は、ボランティアの登録及び管理を行う。なお、ボランティアの受付については、原則（※）、電話での受付は行わず、窓口へ直接来庁するように依頼する。

※　「原則」というのは、電話で個々のボランティアの受付をしてしまうと、電話自体

が輻輳してしまう可能性があるとともに、正確に情報の収受ができず、窓口が混乱する場合があるため。しかし、団体や専門ボランティアなどの場合や、市本部経由のボランティアの申込みも想定されるため、全てを窓口での受付としてしまうと現実的に難しい部分が出てしまう。そのため、原則は窓口での受付としつつも、状況に応じて、臨機応変な対応を行うようにする。

（２）ボランティア名簿の作成

ボランティアの登録に当たっては、次の事項を記した「災害ボランティア受入名簿（※）」を作成する。

① 受入日　② 氏名
③ 住所　④ 電話番号
⑤ 活動予定時間　⑥ 活動希望分野等
⑦ その他

※　ボランティアの需要と供給のマッチングを迅速に行うとともに、管理上のことを考慮し、名簿はすべてデータ化し、パソコンで処理を行う。なお、申込の受付は、紙ベースで実施する。

（３）（２）により作成した名簿は、受付日や種別に整理し、市本部に送付する。

（４）市本部からの依頼に基づき、ボランティアの派遣を行う。

（５）ボランティア団体の情報収集及び各ボランティア団体間の調整を行う。

（６）ボランティアの募集については、次の手段及び機関を通じて実施する。

① 市広報紙　② マスコミ
③ 高知県　④ 高知県社会福祉協議会
⑤ 日本赤十字社高知県支部

３　ボランティアの受入れ

◎【保健医療部救護支援班】

（１）ボランティア需要の把握

各班は、応急対策実施時に必要とされるボランティア需要を市ボランティアセンター本部に報告する。

（２）ボランティア需要の整理

市ボランティアセンターは、各班から報告されたボランティア需要の活動内容や必要な人員などを整理する。

（３）ボランティアの募集

ボランティアの需要をもとに、マスコミや広報紙等を活用し、一般ボランティア・専門ボランティアの募集を行う。

（４）一般ボランティアへの協力依頼事項

一般的なボランティアの活動例としては次のことが想定される。

①　市ボランティアセンターの活動の支援（事務局）

②　広報活動に関する支援（張り紙、チラシ配布、貼り付け、通訳、避難行動要支援者への伝達等）

③　避難者名簿の整理に関する支援

④　給水、給食に関する支援（運搬給水の支援、避難行動要支援者の補助等）

⑤　避難所の運営に関する支援

⑥　社会福祉施設や医療機関の支援

⑦　市に届けられた救援物資の仕分け、運搬、配布に関する仕分けなど

（５）県及び県災害ボランティアセンターへの派遣要請

市ボランティアセンターは、ボランティア需要をもとに市のみではボランティアの確保が困難な場合は、県、県ボランティアセンター、県社会福祉協議会及び日本赤十字社高知県支部に対してボランティアの派遣を要請する。

（６）専門ボランティアの登録・活動調整

①　専門ボランティアの登録

基本的に２－（１）に準じて行い、その救援活動項目や人数などを登録・整理する。

ａ．救急・救助ボランティア

ｂ．医療ボランティア

ｃ．カウンセリングボランティア（カウンセラーなど相談ボランティア）

ｄ．介護ボランティア

ｅ．建物判定ボランティア

ｆ．ボランティアコーディネーター

ｇ．輸送ボランティア

ｈ．その他、専門技術・技能を保有したボランティア

②　専門ボランティアの活動調整

市ボランティアセンターは、各班のボランティア需要と登録された専門ボランティアの活動項目等を調整し、各専門ボランティア派遣先などの総合的調整を行う。また、調整結果については、要請を行った各班に報告する。

（７）海外からのボランティア

海外からのボランティアの受入については、県、国と協議の上、町本部でその対応について検討する。

（８）ボランティア活動への支援

市ボランティアセンターは、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

①　災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に収集する。

②　ボランティア活動が効果的に行われるように、必要な機器・資機材及び活動拠点を提供する。

③　ボランティア活動に従事する者に対し、ボランティア保険の加入手続きを行う。手続きに当たっては、全国社会福祉協議会へ「災害ボランティア受入名簿」を送付するとともに、県及び県災害ボランティアセンターと協議して必要な情報交換を行い、円滑な加入手続きを進める。

④　市は、住民やＮＰＯ・ボランティア団体等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第 18 節 遺体の処理、埋葬・火葬

１　遺体の処理

◎【環境衛生部防疫衛生班】

（１）方法

①　遺体の安置場所の設置

環境衛生部防疫衛生班は、遺体の検視、検案、安置を行うために、遺体の安置場所を確保し、市民に広報する（広報は本部事務局情報管理部に依頼）。安置場所は、原則として避難所及び応援部隊の拠点となった施設を除くものとする。また、納棺用品、ドライアイス等を確保する。

②　遺体の検視

中村警察署清水警察庁舎は、救出現場からの遺体を安置場所に搬送し、遺体の検視を行う。

③　遺体の検案

○　中村警察署清水警察庁舎は、医師会等へ遺体の検案を要請する。

○　医師会等は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行う。

○　医師会等は、必要な医学検査を行い、遺体検案書を作成する。検案書は、環境衛生部防疫衛生班が引き継ぐ。

○　環境衛生部防疫衛生班は、身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬・火葬することが困難な場合には、遺体は安置所において、一時安置する。

④　遺体台帳の整備

環境衛生部防疫衛生班は、遺体の検案書、所持品等を引継ぎ、遺体台帳を作成する。

⑤　身元不明者に対する措置

中村警察署清水警察庁舎は、身元不明者について、環境衛生部防疫衛生班と連携して、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるようにする。

⑥　身元確認・納棺

環境衛生部防疫衛生班は、以下の通り遺体の身元確認及び納棺を行う。

○　中村警察署清水警察庁舎と協力し、遺体安置所を訪れた家族と、遺体の対面に立ち会う。

○　遺族等より遺体引き取りの申し出があった時は、遺体台帳により整理の上引き渡す。

○　市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保する。

○　棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。

（２）費用

遺体の処理に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合は県が以下により負担する。

①　対象

災害による死亡者の内、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者。

②　支出する費用

○　遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用

○　遺体の一時保存のための費用

○　検案のための費用

③　支出費用の限度額

災害救助法の規定による。

④　遺体の処理期間

災害発生の日から 10 日以内とする（ただし、県知事を通じ、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。）。

２　遺体の埋葬・火葬

◎【環境衛生部防疫衛生班】

（１）方法

①　埋葬・火葬許可証の発行

環境衛生部防疫衛生班は、埋葬・火葬許可証を発行するとともに、埋葬・火葬台帳を作成する。

②　遺体の火葬場等への搬送

○　環境衛生部防疫衛生班は、火葬に付すべき遺体数を遺体安置所別に集計する。集計した遺体数及び火葬場の処理状況等を勘案の上、遺体搬送計画を立てる。

○　遺体の搬送は、身元が判明した遺体は基本的に遺族が行い、身元不明の遺体は環境衛生部防疫衛生班が民間業者等の協力を得て行う。

③　遺体の埋葬・火葬

○　身元が判明した遺体については、混乱等により遺族が火葬・埋葬できない場合を除き、遺族が火葬・埋葬を行う。引き取り手のない遺体については、環境衛生

部防疫衛生班で応急措置として火葬または埋葬を行う。

○　多数の死亡者の発生により火葬場の能力を超えた場合、また、火葬場が被災して使用不能の場合、環境衛生部防疫衛生班は、県に応援を求めて他の火葬場を確保し火葬する。なお、火葬で処理が困難な場合は、市長が指定する場所に仮埋葬する。

【土佐清水市斎場】
土佐清水市浦尻字大駄馬山423番地170
【仮埋葬場所】
尻貝山・不燃物処理センター
中浜太陽光発電所
太田太陽光発電所

④　遺骨、遺留品の保管

身元不明の遺体については、環境衛生部防疫衛生班は、遺骨、遺留品を包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付して保管場所に一時保管する。

⑤　遺留品の引き取り

④について、身元が判明し、家族等から遺骨、遺留品の引き取り希望があった場合は、環境衛生部防疫衛生班が引き渡す。

（２）費用

遺体の埋葬・火葬に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合は県が以下により負担する。

①　対象

災害の際の死亡者の内、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋葬・火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいないために埋葬・火葬ができない場合。

②　支出できる内容

○　棺（附属品も含む。）
○　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
○　骨つぼ及び骨箱

③　支出費用の限度額

災害救助法の規定による。

④　埋葬の期間

災害発生の日から 10 日以内とする（ただし、県知事を通じ、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。）。

第 19 節　し尿及び廃棄物の収集処理

１　し尿処理

◎【環境衛生部防疫衛生】

（１）被害状況の把握

環境衛生部防疫衛生班は、トイレの使用ができない地域の状況を把握する。

（２）仮設トイレの設置

①　仮設トイレの設置場所

環境衛生部防疫衛生班は、（１）の情報を基に必要な場所に仮設トイレを設置する。

・避難所

・その他必要と認められる場所など

②　仮設トイレの確保

環境衛生部防疫衛生班は、協定締結業者及びリース業者からの借り上げにより仮設トイレを確保する。

③　し尿の収集・運搬・処理

環境衛生部防疫衛生班は、取扱業者と密接な連携をとり収集処理にあたるものとする。処理場は以下のとおり。

【土佐清水市衛生センター】

住　　所：土佐清水市以布利字笹藪越1083－49

処理能力：31kl/日　（内訳）　し尿　23kl/日＋浄化槽汚泥　8kl/日

処理方式：膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理(砂ろ過・活性炭)

④　衛生指導

仮設トイレの使用について衛生指導が必要な場合は、仮設トイレに掲示するなどして指導を行う。

⑤　その他

環境衛生部防疫衛生班は、必要な場合、本部事務局を通じて県並びに他市町村に協力を要請する。

２　ごみ処理

◎【環境衛生部清掃処理班】

（１）ごみ処理の方針

①　排出場所

環境衛生部清掃処理班は、通常の集積場所の他、避難所や地域で指定した場所に仮設ステーションを設置する。

②　分別排出

処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について、環境衛生部清掃処理班は市民に広報するとともに、避難所運営委員会を指導

する。収集は、可燃物を優先する。また、定期的な消毒を行う。

（２）ごみの搬入先

①　ごみの収集・運搬・処理

環境衛生部清掃処理班は、関係機関と連携し、収集運搬業者や、災害の規模に応じ、高知県建設業協会土佐清水支部による処理収集班を編成し、ごみの収集・運搬をする。処理場は以下のとおり。

【幡多クリーンセンター】

住所：県四万十市上ノ土居 1544 番地

敷地面積：30,520㎡

延床面積：11,794㎡

（溶融炉）

処理能力：140t/24h（70t/24h×2 炉）

処理方式：直接溶融・資源化システム

余熱利用設備：蒸気タービン発電［定格 1,890kw］及び場内給湯設備

粗大ごみ粗破砕機：5．6t/5h

処理対象物（一般廃棄物処理施設）

資源ごみを除く可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ

（リサイクルプラザ）

処理能力　ペットボトル：0．6/5h、紙類：18．4/5h

処理対象物(一般廃棄物の内)：ペットボトル、紙類、水銀系ごみ(乾電池、蛍光灯等)

②　一時保管（環境に確認）

学校のグラウンド、公園等の中から選定した場所に一時保管する。

②　その他

環境衛生部清掃処理班は、本部事務局と連携し、必要な場合、県並びに他市町村に協力を要請する。

３　災害廃棄物処理等

◎【環境衛生部清掃処理班】

地震発生時には、以下のような災害廃棄物が発生するが、幡多広域市町村圏事務組合が作成する「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保に努める。その処理に関しては、県や幡多広域市町村圏事務組合と情報交換を行い、環境面への影響に配慮しつつ次のように行う。

①　住宅・建築物系（個人・中小企業）

市が災害廃棄物処理事業として実施する。

損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等

と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県や近隣市町村へ協力を要請する。

②　住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等（障害物）
居室、炊事場、玄関等に運ばれた障害物の除去を行う。
必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て実施する。
※災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市が行う。

③　公共・公益施設
施設の管理者において処理する。

（１）仮置場の決定
環境衛生部清掃処理班は、公用地又は住民生活に支障のない場所の中から災害廃棄物の仮置場を選定する。

（２）仮置場への搬入
環境衛生部清掃処理班は、幡多広域市町村圏事務組合と連携して、災害廃棄物の仮置場への搬入を高知県建設業協会土佐清水支部等に要請する。市内の業者で対応が困難な場合は、自衛隊、他市町村等に応援を要請する。なお、その際、十分な分別収集を関係機関、住民に呼びかけ、災害廃棄物の適正処理・リサイクルに努める。

（３）最終処分場への搬入
環境衛生部清掃処理班は、災害廃棄物を土佐清水市不燃物処理場に搬入する。なお、最終処分場の状況に応じ、県に処分地のあっせん並びに処理プラント等の選定を依頼し、災害廃棄物の適正な処理に努めるものとする。

（４）応援協力
震災時による大量の廃棄物が発生し、幡多広域市町村圏事務組合で処理が困難な場合は、県内各市町村等が締結している「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、各市町村等へ協力要請を行う。また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、県が関係団体と締結している「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県への要請のもと民間事業者の協力を求める。

第 20 節 防疫・保健衛生

１　防疫活動

◎【環境衛生部防疫衛生班／保健医療部医療救護班】

防疫活動は環境衛生部防疫衛生班及び保健医療部医療救護班が、以下のとおり実施する。

（１）検病調査及び健康診断

検病調査及び健康診断は、保健医療部医療救護班が災害の規模に応じ、医師会・幡多福祉保健所等関係機関の協力を得て、避難所等を重点に実施する。

（２）広報活動の実施

環境衛生部防疫衛生班は、防疫活動について、パンフレット、リーフレット等の方法により、自治会等を通じ広報活動の強化に努めるとともに、地区住民の社会不安の防止に留意する。

（３）消毒の実施

感染症法第27条の規定により、環境衛生部防疫衛生班は、消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。なお、実施にあたり、次の地域から優先して、消毒を実施する。また、消毒の方法は、感染症法施行規則第14条の定めるところにより行う。

①　下痢患者、有熱患者が多発している地域
②　避難所のトイレ、その他の不潔場所
③　浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
④　飲料水確保場所（河川等）
⑤　廃棄物仮置場、応急し尿処理場所
⑥　ネズミ、昆虫等の発生場所

（４）感染症患者の入院

保健医療部医療救護班は、感染症法第19条の規定により、必要に応じ入院を勧告する。保健医療部医療救護班は、感染症患者を確認したときは、速やかに医療機関へ連絡するとともに、患者の家屋付近の消毒活動を防疫衛生班と行うなどの予防措置を講ずる。また、避難所における感染症予防のため、被災者に防疫指導を行うとともに、感染症の早期把握に努める。

（５）報告

保健医療部医療救護班は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を、随時、本部事務局統括部に報告する。

２　保健活動

◎【保健医療部医療救護班】

（１）衛生

①　被災者に対する衛生指導

保健医療部医療救護班は、避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

②　食中毒の防止

保健医療部医療救護班は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、県に対して食品衛生監視のための職員の派遣等を要請する。

（２）保健

①　被災者に対する保健相談

保健医療部医療救護班は、医師会等との連携のもと保健活動班を編成し、避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、かぜ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

また、必要に応じて、精神科医や臨床心理士、各医療ボランティアと連携して、心理相談（心のケア）を実施する。

②　被災者に対する栄養相談

保健医療部医療救護班は、必要に応じて幡多福祉保健所等の協力により、避難所等の被災住民に対し、疾病者に対する栄養指導や避難所での食事についての栄養相談に応じる。

３　ペット動物の保護対策

◎【環境衛生部防疫衛生班】

（１）避難所におけるペット動物の適正な飼育

環境衛生部防疫衛生班は、獣医師会と動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

（２）ペット動物の保護

環境衛生部防疫衛生班は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。

第21節 住宅対策

１　住家被害調査

◎【災害調査部災害調査班】

災害調査部災害調査班は、被害状況判定基準に基づき住家被害調査を行い、その結果を被災者台帳としてまとめる。被災世帯が多数で迅速な処理が困難な場合は、各班の協力を得て体制を拡大する。また、調査方法等に高度な専門知識・技術が求められる場合は、災害協定を締結している高知県土地家屋調査士会等の協力を得てより客観的な調査に努める。

２　住宅ニーズの把握及び住宅相談の実施

◎【土木部建築班】

土木部建築班は、被災者台帳を基に、住宅ニーズを把握する。また、必要に応じて住宅相談窓口を庁舎、避難所等に開設し、被災者の住宅ニーズの把握及び情報提供等に努める。

３　住宅対策の実施

◎【土木部建築班】

住宅対策（災害にかかった住宅の応急修理、障害物の除去及び応急仮設住宅の設置）は、災害救助法が適用された場合には同法に則って実施する。災害救助法の救助の対象とならない災害においては、災害の状況により必要に応じて対策を実施する。

対策の種類	対策の概要
住宅の応急修理	住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理を行うことができない者に対して、居住に必要な最小限の応急修理を行う。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者に対して、日常生活を可能にする程度の応急的な除去を行う。
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では住宅を確保できない者などに対して、応急仮設住宅を供与する。設置に当たっては、地域コミュニティや健康面に配慮する。必要に応じて、身体障がい者、高齢者等の災害時要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を建設する。建設場所や戸数についてもあらかじめ決めておく。

【参考】資料４－５　応急仮設住宅建設候補用地一覧表

４　公営住宅等のあっせん等

◎【土木部建築班】

応急仮設住宅の建設適地がない場合や応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合、土木部建築班は公営・民営住宅等の空家情報を収集し、状況に応じてあっせんを行う。

第 22 節　文教対策

１　発災初期における学校での対策

◎【教育福祉部教育班】

各学校が作成した「学校防災マニュアル」を活用し、児童・生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

①　学校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

②　学校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育部学校教育班へ報告しなければならない。

③　学校長は、状況に応じ、教育福祉部教育班と連絡の上、臨時休校等適切な措置をと

る。

④　学校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員の確保に務める。

⑤　学校長は、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

⑥　応急復旧計画については、教育福祉部教育班に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

２　応急教育の実施

◎【教育福祉部教育班】

（１）教育施設の確保

教育福祉部教育班及び学校長は、教育施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるため、県教育委員会と十分な調整を図り、次により施設の効率的な利用を図る。

①　被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動を行う。

②　授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用する。

③　校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等を設けるか、又は、被災を免れた社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して授業の早期再開を図るものとする。

④　教育施設が、避難所として開設されている施設については、本部事務局統括部と十分な協議のうえ、教育施設の確保を図るものとする。

（２）教員の確保

災害により、教員の多くが死傷し、通常授業に支障をきたす場合、教育福祉部教育班及び学校長は、教員免許所有者を臨時に雇用する等の対策をたてる。

（３）臨時休校等の措置

教育福祉部教育班及び学校長は、施設の被害又は児童、生徒、教員の被災の程度によっては、県教育委員会との協議の上、臨時休校の措置を取ることとする。

（４）その他

学校長は、教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職等の時期に及ぶ場合、円滑に実施できるよう、教育福祉部教育班と連携して進める。

３　学校用品の給与

◎【教育福祉部教育班】

（１）給与対象者の把握

①　給与対象者

○　災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受け

た児童・生徒等であること。

○　学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

②　給与対象者の把握

教育福祉部教育班は、学校長と緊密な連携を保ち、給与対象となる児童、生徒数及び応急教育に必要な学用品等についてその種類、数量を把握する。

（２）学用品の調達

①　教科書の調達

被災した学校の学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、県に報告を行うとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受けることとする。また、他の市町村に使用済み教科書の供与を依頼する。

②　学用品の調達

県より送付されたものを配付する他、県の指示により調達する。

③　災害救助法適用上の留意点

災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品が県より支給されるが、同法が適用されない場合にも、被害の規模、範囲及び程度により、教育福祉部教育班は、同法の基準に沿った学用品が支給できるようにする。

（３）学用品の給与

①　給与方法

○　学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

○　被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

○　実施に必要なものに限り支給する。

○　文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

②　支給品目

○　教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。

○　文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

○　通学用品（運動靴、雨傘、カバン、長靴等）

４　心の健康対策の実施

◎【教育福祉部教育班】

教育福祉部教育班及び学校長は、医療機関や県から派遣された精神保健医療班等の指導、援助を受けながら、被災した児童生徒の健康管理に十分配慮し、健康相談等を適時実施するとともに、カウンセリングの実施等心の傷を受けた児童生徒の心の健康の保持に努める。

５　学校納付金等の減免

◎【教育福祉部教育班】

教育福祉部教育班は、学校等と協議のうえ、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

６　学校給食の応急措置

◎【教育福祉部教育班】

教育福祉部教育班及び学校長は、学校の再開にあたり、児童・生徒が昼食のお弁当を持参できない場合には、学校給食の実施について検討する。

なお、学校給食の実施にあたっては、伝染病の発生等、特に衛生面には配慮する。

第 23 節 義援金・義援物資の受付・配分

１　義援金・義援物資の募集

◎【総務部財政出納班／物資食糧部物資庶務班】

地震の状況によっては、義援金品の募集を行う。募集に当たっては、報道機関に協力を求める。義援金については、総務部財政出納班において募集する。義援物資については、物資食糧部物資庶務班において募集することとし、集積、配分の円滑を期すために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。

① 受入を希望する義援物資を具体的に示した上で募集するものとする。
② 義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化し、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

２　義援金・義援物資の受付

◎【総務部財政出納班／物資食糧部物資庶務班】

義援金については、総務部財政出納班において受け付ける。

義援物資については、物資食糧部物資庶務班において受け付ける。義援物資は、市集積拠点に集積し、他の物資とともに輸送・配分する。

義援金品の受領に際しては、寄託者に受領書を発行する。

３　義援金・義援物資の保管

◎【総務部財政出納班／物資食糧部物資庶務班】

義援金の保管については、総務部財政出納班が、市会計管理者名義の普通口座で、市指定金融機関に保管するとともに、寄託者名、金額等の記入ができる受付簿を作成し記入する。

義援物資の保管にあたっては、物資食糧部物資庶務班が、寄託者名、物品名、数量等の記入ができる受付簿を作成し記入する。

４　義援金・義援物資の配分

◎【総務部財政出納班／物資食糧部物資庶務班】

義援金の配分について、総務部財政出納班は義援金配分委員会を設置し、配分率並びに配分方法を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に配分を行うものとする。

義援物資の配布に当たっては、物資食糧部物資庶務班が担当する。必要に応じ自治会もしくは自主防災組織等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

第 24 節 生活関連施設等の応急対策

１　応急対策の基本方針

◎【本部事務局統括部】

本部事務局統括部は、公共交通機関及びライフライン等の関係機関と連携し、ライフライン施設被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。市は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

２　災害発生時の連絡体制

◎【本部事務局統括部】

本部事務局統括部は、各事業者との円滑な連絡調整が確保できるよう、災害の状況に応じて連絡担当者を派遣する。

３　被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

◎【本部事務局統括部・情報管理部】

本部事務局統括部・情報管理部は、各ライフライン事業者から施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について情報を収集する。それに基づき、本部事務局統括部・情報管理部は、逐次、市防災行政無線（同報系）、ホームページ、メール、広報紙等を用いて市民に広報する。

４　市の支援

◎【本部事務局統括部・情報管理部】

本部事務局統括部・情報管理部は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行う場合、事業者からの要請に基づき、応援隊の集結場所の紹介・あっせん、市防災行政無線（同報系）、ホームページ、メールなどによる市民への広報について協力し、迅速な応急対策を支援する。

５　ライフラインの応急対策

◎【本部事務局統括部】

上下水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大震災により液状化などの被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化する恐れの強いことは、阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。した

がって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

（１）水道施設（土木部給水班、本部事務局情報管理部）

震災時において、水道事業体は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。また、施設の被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、発災から最大４週間以内を目途に平常給水が行えるよう、応急復旧体制を確立する。

①　被害発生の把握及び緊急措置

○　地震の規模により、土佐清水市地域防災計画に合わせた応急体制を確立する。

○　浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

②　応急復旧

以下の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立案し実施する。

○　被害状況に基づき、速やかに水道組合の復旧体制を確立するとともに、住民への広報、保安対策に万全を期する。

○　復旧に当たっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。

○　液状化等により漏水箇所の特定が困難な場合は、速やかに漏水調査機器等を使用し、漏水箇所を把握する。

○　応急復旧は、水道課職員と水道組合による復旧作業班を編制し実施する。水道組合の施工業者に的確に復旧を指示するとともに、復旧資機材の迅速な手配を行う。

○　施工に当たっては、浄・給水場の配水池を起点として上流側から進める。なお、給水装置の応急復旧も並行して進め、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

○　施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。

○　復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認の上、速やかに通水する。

③　応急復旧資機材の確保

水道課及び水道組合の備蓄資機材で対処することとするが、不足する場合は、製造会社及び水道用資機材供給会社等から調達する。

（２）下水道等（浄化槽）排水施設（環境衛生部清掃処理班）

①　応急活動体制

地震の揺れにより、管轄する下水道等（浄化槽）排水施設に被害の発生するおそれのある場合には、即時に応急防災活動を実施する。このために、防災活動が円滑に遂行できるように、応急活動体制の整備に努める。

②　緊急活動

地震が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道等（浄化槽）排水機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行い、必要があるときは、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

③　応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、調査を行うとともに、応急復旧対応の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。復旧に当たっては、道路管理者及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。なお、市のみで対応できない場合は、県の応援を得て復旧を行う。

④　防災用資機材の整備、備蓄対策

地震発生時において、下水道等（浄化槽）排水施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

⑤　広報対策

下水道等（浄化槽）排水施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

（３）電気施設（四国電力（株））

①　震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、四国電力は、次により非常災害対策本部を中村支店内に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出動体制を確立しておく。

②　震災時の応急措置

○　資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ａ．第一線機関等相互の流用

ｂ．現地調達

ｃ．支店対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、支店対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

○　人員の動員、連絡の徹底

ａ．災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

ｂ．社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

○　震災時における危険予防措置

災害発生時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能が予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

③　応急復旧対策

○　被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

○　復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

ａ．送電設備

・全回線送電不能の主要線路
・全回線送電不能のその他の線路
・１回線送電不能の重要線路
・１回線送電不能のその他の線路

ｂ．変電設備

・主要幹線の復旧に関する送電用変電所
・都心部に送電する系統の送電用変電所
・重要施設に供給する配電用変電所

ｃ．通信設備

・給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
・保守用回線
・業務用回線

ｄ．配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

○　感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分ＰＲするほか、応報車等により直接当該地域へ周知する。

ａ．切れた電線や、たれ下がった電線には絶対に触らないこと。
ｂ．使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
ｃ．外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
ｄ．電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。
ｅ．建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。

使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

○　災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。

○　需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

（４）ガス施設（一般社団法人 高知県ＬＰガス協会 土佐清水ブロック）

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、以下の防災対策を実施する。

①　非常災害体制の確立

○　発生時の出動

ａ．勤務時間内の場合は、社内連絡によりあらかじめ指定された箇所に出動する。

ｂ．勤務時間外の場合は、テレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出動する。

○　災害対策本部、各現地対策本部の設置

非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、高知県ＬＰガス協会に災害対策本部を設置するとともに、土佐清水ブロック長の事業所に現地対策本部を設置する。

②　応急対策

○　発災時の初動措置

ａ．官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。

ｂ．事業所設備等の点検を行う。

ｃ．その他、状況に応じた措置を行う。

○　応急措置

ａ．災害対策本部の指示に基づき、各現地対策本部は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。

ｂ．施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

ｃ．その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

○　資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

ａ．取引先、メーカー等からの調達

ｂ．各ブロック間の流用

ｃ．他ガス事業所からの融通

③　災害時の広報

災害時には、ＬＰガスによる二次災害の防止、市民の不安除去のため、土佐清水

市消防本部、中村警察署清水警察庁舎、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、復旧の見通しについて広報する。

○　災害発生時には

ａ．身の安全を確保すること。

ｂ．ガス栓を全部閉めること。

ｃ．ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓を閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

ｄ．換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

○　供給を停止した場合

ＬＰガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

④　復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車輌の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、市等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

⑤　災害時の支援

関係機関の要請に基づき避難所等への充てん容器、コンロ等の支援物資の供給及び炊き出し、給湯の支援を行う。

（５）西日本電信電話（株）（本部事務局）

○　震災時の活動体制

ａ．災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、高知支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

ｂ．情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

○　発災時の応急措置

ａ．設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

・電源の確保
・災害対策用無線機装置類の発動準備
・非常用電話局装置等の発動準備
・予備電源設備、移動電源車等の発動準備
・局舎建築物の防災設備の点検
・工事用車両、工具等の点検

・保有資材、物資の点検
・局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

ｂ．応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

・通信の利用制限
・非常通話、緊急通話の優先、確保
・無線設備の使用
・特設公衆電話の設置
・非常用可搬型電話局装置の設置
・臨時電報、電話受付所の開設
・回線の応急復旧
・伝言・取次サービスの実施

ｃ．震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

・通信途絶、利用制限の理由と内容
・災害復旧措置と復旧見込時期
・通信利用者に協力を要請する事項
・災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

○　応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

ａ．電気通信設備等を応急的に復旧する工事
ｂ．現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事
ｃ．発災時の広報

第４部　災害復旧・復興

第４部　災害復旧・復興対策

第１章　災害復旧対策
　第１節　復旧・復興の基本方針の決定
　第２節　迅速な現状復旧の進め方

第２章　復興計画
　第１節　復興計画の進め方
　第２節　被災者等の生活再建支援

第１章　災害復旧対策

第１章　災害復旧対策
- 第１節　復旧・復興の基本的方針の決定
  - １　基本方針
  - ２　被害が比較的軽い場合の基本的方向
  - ３　被害が甚大な場合の基本的方向
- 第２節　迅速な現状復旧の進め方
  - １　公共施設災害復旧事業計画
  - ２　激甚災害の指定

第１節　復旧・復興の基本方針の決定

１　基本方針

◎【危機管理課／まちづくり対策課】

地震発生後、市は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、地震に強い地域づくり、まちづくりの中・長期的視点に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。主担当は危機管理課とし、必要に応じて適切な体制を別途講じる。

２　被害が比較的軽い場合の基本的方向

◎【危機管理課／まちづくり対策課】

地震による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な現状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中・長期的な地震に強い地域づくり等を計画的に推進する。

３　被害が甚大な場合の基本的方向

◎【危機管理課／まちづくり対策課】

地震による被害が広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な現状復旧を目指すことが困難となる。この場合、県等の支援を受けながら地震に強い地域づくり等中・長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

なお、災害復興対策本部を立ち上げ、検討していく。

第２節　迅速な現状復旧の進め方

１　公共施設災害復旧事業計画

◎【関係課】

（１）基本方針

災害復旧にあたっては、各施設の現状復旧にあわせ再度、地震の発生による被害を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の地震に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画する。

この場合、市は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう、県等の防災関係機関と事前協議を行い、その調整を図る。

（２）災害復旧事業の実施

災害復旧事業の推進にあたっては、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、災害の防止を図るため、法律等に基づいて、次にあげる復旧事業を迅速に実施する。

①　公共土木施設災害復旧事業
②　都市災害復旧事業
③　農林・水産業施設災害復旧事業
④　上下水道災害復旧事業
⑤　住宅災害復旧事業
⑥　社会福祉施設災害復旧事業
⑦　公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
⑧　学校教育施設災害復旧事業
⑨　社会教育施設災害復旧事業
⑩　復旧上必要な金融その他の資金計画
⑪　その他の災害復旧事業

（３）ライフラインの復旧

水道・電気・ガス・通信等の都市施設、農林業用施設また道路・河川の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災の直後の応急復旧を行い、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

①　水道施設　（水道課）

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

○　復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

ａ．浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
ｂ．施設の耐震化を図る。
ｃ．管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
ｄ．市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

○　漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

ａ．漏水調査を実施する。

ｂ．調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は次の点に留意する。

・　漏水の多発している管路は布設替えを行う。

・　震災対策を含めた管路更新計画策定のためのデータを収集する。修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

○　復旧後の地震対策

復旧後の水道における地震対策として、長期的に対応すべき施設の耐震化、管路のバックアップ対策及び漏水防止対策等を計画的に実施する。

ａ．施設の耐震化

施設の新設や更新に併せて施設の耐震化を図る。

ｂ．管路のバックアップ対策

管路の他系統化及びループ化を図り、漏水発生時における管路のバックアップ機能を強化する。また、配水区域の細分化（ブロック化）を推進し、震災時の断水範囲を極力縮小するとともに、復旧の迅速化を図るものとする。

②　下水道施設（浄化槽）（環境課）

下水道施設（浄化槽）の被害は、災害後における社会全体の復旧活動、住民生活の安定などに与える影響が大きいため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図り、施設の速やかな復旧を行う。

＜下水道施設（浄化槽）の復旧＞

余震や二次災害等に配慮し、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生や避難の長期化などを想定し、優先度の高い施設から復旧する。

ａ．管路施設（優先度の高い順）

・重要な幹線等

・その他の幹線管渠

・枝線管渠

・取付管渠

ｂ．処理場、ポンプ場（優先度の高い順）

・非常用電力、水源の確保

・下水排除（揚水等）

・汚水の沈殿放流（最初沈殿池）、伝染病予防（滅菌）

・汚水処理

③　電気施設（危機管理課）

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中枢である官公署、市民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、震災の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大き

いものから復旧を行う。

○　送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

ａ．全回線送電不能の主要線路

ｂ．全回線送電不能のその他の線路

ｃ．一部回線送電不能の重要線路

ｄ．一部回線送電不能のその他の線路

○　変電設備

ａ．主要幹線の復旧に関する送電用変電所

ｂ．都市部に送電する系統の送電用変電所

ｃ．重要施設に供給する配電用変電所

○　通信設備

ａ．給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線

ｂ．保守用回線

ｃ．業務用回線

○　配電設備

水道、新聞、放送、ガス、電鉄、官公庁、警察、消防、通信、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

④　ガス施設（危機管理課）

ガスの復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中枢である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

○　被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

ａ．ガス製造設備

ｂ．供給設備

ｃ．通信設備

ｄ．需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造、供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

○　復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

○　復旧作業

ａ．製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づい

て、ガスの製造、供給を再開する。

○　再供給時事故防止措置

ａ．製造施設

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいてガスの製造、供給を再開する。

ｂ．供給設備

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

ｃ．需要家施設

各需要家の内管検査の個別点検を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

⑤　通信施設（危機管理課）

ア．西日本電信電話（株）における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

回線の復旧順位

<table>
<tr><th>順位</th><th colspan="2">回線の種類</th><th>復旧する回線</th></tr>
<tr><td rowspan="8">第１順位</td><td colspan="2">電話サービス</td><td>・重要通信を確保する機関（第１順位）の加入電話回線各１回線以上
・交換局所前（無人局を含む）に公衆電話１個以上
・ＺＣ以下の基幹回線の 10%以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">電報サービス</td><td>・電報中継回線１回線以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">専用サービスなど</td><td>専用サービス</td><td>・重要通信を確保する機関（第１順位）の専用回線各１回線以上
・テレビジョン放送中継回線１回線（片方向）以上</td></tr>
<tr><td>国際通信事業者回線</td><td>・対地別専用線の 10%以上</td></tr>
<tr><td>国内通信事業者回線</td><td>・対地別専用線の 10%以上</td></tr>
<tr><td>社内専用線</td><td>・第１順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線</td></tr>
<tr><td colspan="2">パケット交換サービス</td><td>・重要通信を確保する機関（第１順位）の当該回線各１回線以上
・第１順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数</td></tr>
<tr><td colspan="2">総合ディジタル通信サービス</td><td>・重要通信を確保する機関（第１順位）の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所ごとに１契約</td></tr>
</table>

		回線以上 ・ＺＣ以下の基幹回線の 10%以上
第２順位	電話サービス	・重要通信を確保する機関（第２順位）の加入電話回線各１回線以上 ・人口１千人当たり公衆電話１個以上
	専用線サービス	・重要通信を確保する機関（第２順位）の専用回線各１回線以上
	パケット交換サービス	・重要通信を確保する機関（第２順位）の当該回線各１回線以上 ・第２順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
	総合ディジタル通信サービス	・重要通信を確保する機関（第２順位）の各第１種、第２種双方について、１契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所ごとに１契約回線以上
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの	

重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

⑥　農林業施設（農林水産課）

○　農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ａ．用水施設

・用水路等の破壊、決壊でこれを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

・用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

ｂ．ため池

・堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

・決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

ｃ．道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

ｄ．排水施設

・堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

・護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。

・被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

○　林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ａ．林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの。

ｂ．林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると、人家、公共施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

○　農業集落排水施設

農業集落排水施設については、住民生活に大きな影響を与えることから、地震災害発生時には施設の被害状況の早期把握、適切な二次災害の防止及び施設の迅速な復旧作業を次のとおり行うものとする。

ａ．処理施設の復旧

ｂ．管路施設の復旧

ｃ．住民への広報等

○　漁業施設

漁業施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた漁業施設については、緊急に復旧を行う必要があるため、迅速な復旧作業を計画し、対応する。

⑦　公共土木施設（まちづくり対策課）

○　道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

復旧にあたっては、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路」を最優先に実施するものとする。

復旧にあたっては、公益占有物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

○　河川施設、急傾斜地崩壊防止施設

河川施設、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ａ．河川管理施設

・堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
・堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。
・河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
・河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの。
・護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの。

ｂ．急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域等の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

（４）復旧事業推進に当たっての対策

①　「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害」という。）に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

②　緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

③　災害復旧資金の確保措置

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講じる等、災害復旧事業の早期実施を図る。

災害復旧資金の必要を生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図る。

２　激甚災害の指定

◎【危機管理課】

（１）基本方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

（２）対策

①　制度の概要

激甚災害については、広域的（全国レベル）な「本激甚指定」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される。

（局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数に上るため、年度末に一括して指定される。）

②　災害調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について積極的に協力する。

③　激甚災害指定の手続き

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、指定基準に基づいて内閣総理大臣に答申する。

（災害の発生後、国土交通、農林水産、経済産業、文部科学等の関係各省庁が被害額等を所管事項ごとに把握した上で被害状況をとりまとめ、内閣府において激甚災害に該当するか及び何条の措置を適用するかについて政令の原案を作成する。これを中央防災会議に諮った後、閣議を経て政令が公布、施行される。）

【参考】資料８－５　激甚災害指定基準
資料８－６　局地激甚災害指定基準

第２章　復興計画

第２章　復興計画

第１節　復興計画の進め方
１　災害復興対策本部の設置　　２　災害復興計画等の策定
３　災害復興の目標と計画項目

第２節　被災者等の生活再建支援
１　生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付
２　罹災証明の発行等
３　被災者の心のケア対策
４　被災者生活再建支援金等の支給・貸付
５　市税の減免・徴収猶予
６　被災漁業者、農業者、企業への対策
７　被災中小企業の復興その他経済復興支援

第１節　復興計画の進め方

１　災害復興対策本部の設置

◎【まちづくり対策課】

市は、被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、本部の組織は次のとおりとする。

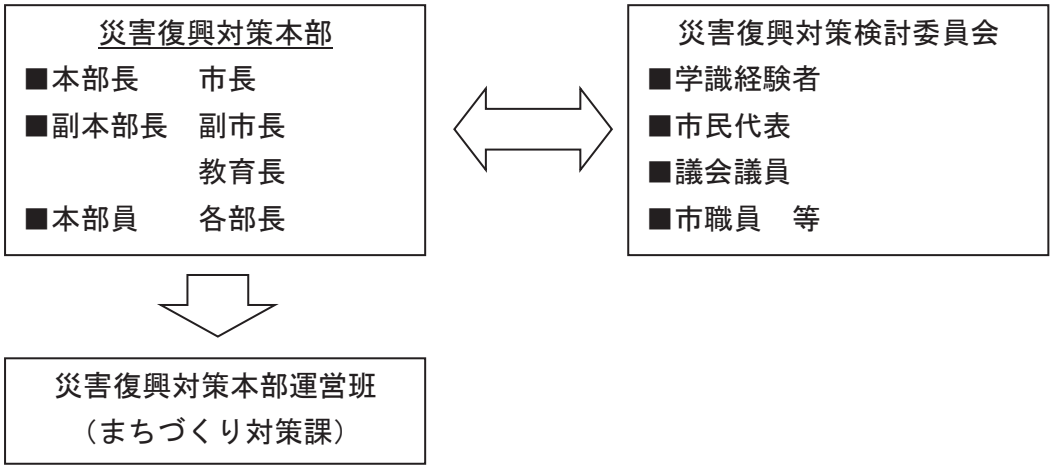

災害復興対策本部組織図

２　災害復興計画等の策定

◎【まちづくり対策課】

東日本大震災の経験、教訓等を活かして、災害により被害を受けた地区の計画的な復興を目指し、再び地震災害による被害を最小限にとどめるためには、安全で快適な都市空間を確保して新たな社会資本を整備し、「地震災害に強いまち」を形成する必要がある。

このため、円滑で計画的な復興の進め方を都市像・地域像、モデルプラン等について、住民により培われた地域文化や歴史を十分にふまえ、そこに住む人々の合意形成を図りつつコミュニティを基本としたまちづくりを行う。

また、復興担当を決め、復興のための基本方針、災害復興計画等を策定する。

さらに、種々の復興事業推進のため、復興財源の確保に努める。

３　災害復興の目標と計画項目

◎【関係課】

災害復興に当たっては、災害復興対策本部及び災害復興検討委員会を設置し、市・市民・事業所で協力して行う。目標となる項目は次のとおりである。

（１）くらしの復興（健康推進課、福祉事務所、他）
（２）都市の復興（まちづくり対策課、水道課、他）
（３）住宅の復興（まちづくり対策課、他）
（４）産業の復興（農林水産課、観光商工課）
（５）心の復興（企画財政課、健康推進課、他）

さらに、これらの目標を達成するためには、事前に次のような考え方、あるいは合意形成などを準備しておく必要があり今後検討を進め、迅速な復興ができるように体制を整える。

（１）くらしの復興
①　地域コミュニティの再生
②　被災した児童・生徒及び園児等への支援体制の確立
③　就労支援及び雇用創出の推進
④　子育て支援サービス提供体制の確立
⑤　地域の活性化支援の推進
⑥　地域医療体制再生への支援

（２）都市の復興
①　現状復旧ではなく将来をふまえた安全で魅力があるまちづくり
②　公共土木施設の防災機能を強化したまちづくり
③　交通ネットワークの機能の再生、強化
④　上下水道施設等ライフラインの機能再生と将来の地震災害を見据えた強化

⑤　がれきの処理
⑥　被災地整理

（３）住宅の復興
①　共同住宅が被災した場合の建替え等に関する合意形成への支援
②　住宅再建支援体制の確立

（４）産業の復興
①　農林水産業の持続可能な体制確立への支援
②　商工業の再生及び成長支援
③　観光業の再生

（５）心の復興
①　助け合いのできるまちづくり
②　将来に希望が持てる支援策の充実
③　被災した経験による心の痛みを分かち合えるコミュニティの構築
④　ふるさとの再生を実感できるまちづくり

第２節　被災者等の生活再建支援

１　生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付

◎【総務課／企画財政課／健康推進課／税務課】

（１）広報誌等による再建支援情報の提供

総務課及び企画財政課は、生活再建支援に関わる各班、県及び防災関係機関等からの情報を集約し、臨時の広報紙の発行や、各課と連携して、ホームページに掲載するなどして被災者・被災事業者に情報提供を行う。

（２）地震災害市民相談の実施

被災者及び被災事業者が各種の相談を身近に受けられるよう、健康推進課は各課、県、防災関係機関、関係事業者等の協力を得て地震災害市民相談を実施する。

相談体制は、地震災害の状況及び時間経過に応じて適時見直しを行う。必要によっては総合的な相談窓口を設置する。

相談の場に足を運びにくい高齢者や障害者等に配慮し、必要に応じて避難所等への巡回相談、電話相談等を実施する。

（３）各種申請の巡回受付活動の実施

被災後の各種申請（災害弔慰金等の支給・貸付、被災者生活再建支援金の支給、税の減免等）の便宜を図るため、健康推進課、税務課、他関係課は、県及び防災関係機関等の協力を得て避難所等での巡回受付活動を必要に応じて実施する。

２　罹災証明書の発行等

◎【税務課】

（１）基本方針

税務課は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するため、家屋の被害度合を判定し、罹災証明書を発行する。

罹災証明書は、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証明書であることから、関係部局と調査内容を調整し迅速かつ的確な被害認定調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。また、住家被害の調査の担当者の育成、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努める。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

（２）被災世帯調査の実施

税務課は、「第３部第２章第21節」に規定する住家被害調査と同時に、被災者台帳に基づく被害認定調査を以下のとおり実施する。

①　被害認定調査準備

ａ．腕章、名札等、身分を証明する物品の調達

ｂ．下げ振り、水平器、懐中電灯、ヘルメット等、調査時に必要な備品の調達

ｃ．住宅地図、家屋現況図等、現地や家屋を把握するための必要書類の準備

ｄ．住家被害詳細報告、被災者台帳（資料９－５）、罹災証明願・罹災証明書等、各種様式の準備

②　市民への周知

被害認定調査の内容、目的等を事前に周知する（被害認定調査と応急危険度判定の違いを含む。）。

③　応援体制

ａ．被災世帯が多数で迅速な処理が困難な場合は、各班の協力を得て体制を拡大する。

ｂ．調査方法等に高度な専門知識・技術が求められる場合は、災害協定を締結している高知県土地家屋調査士会等の協力を得てより客観的な調査に努める。

④　被害認定調査

ａ．内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく被害認定調査を実施する。

ｂ．本人立会いによる再調査を実施する。

ｃ．調査結果の記録は、住家被害詳細報告等を用いて適切に整理しておく。

（３）罹災証明書の発行等

①　被災者台帳の作成

被害認定調査からの判定結果に基づき、「課税台帳」及び「住民基本台帳」から「被災者台帳」（資料９－５）を作成する。

②　罹災証明の対象

罹災証明は、災対法第２条第１号に規定する地震災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、住家以外の場合で証明の必要なときは、罹災証明書の摘要欄にその旨の記載をする。あるいは、被災の程度を限定しない「被災証明書」を発行する。

ａ．全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊
ｂ．床上浸水、床下浸水
ｃ．全焼、半焼
※　ｃ．による罹災証明は、土佐清水市消防本部にて発行する。

③　罹災証明書の発行

罹災証明書の発行は、地震災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの「罹災証明願」（資料９－６）に基づく申請によるものとし、市長が発行する。また、罹災証明書の発行状況を管理するため、罹災証明書発行台帳を整備する。

【参考】資料９－５　被災者**台帳**
資料９－６　罹災証明書

【罹災証明書の発行】（災対法 90 条の２）
罹災証明書の発行は、災害発生後に、個々の被害者がその被害の程度に応じた適切な支援が迅速に受けられるように、これまで、市町村の自治事務として行われていた。
災対法の改正に伴い、罹災証明書の発行事務を法的に位置づけ、市町村長は、延滞なく、被災者に対して罹災証明書を交付しなければならなくなった。

３　被災者の心のケア対策

◎【健康推進課／こども未来課】

（１）基本方針

地震災害に伴い、被災者は、さまざまな精神症状におちいることがある。これらの症状に対しては、個別的な対策を行うことが必要であり、健康推進課・学校教育課は、関係機関との連携の上、速やかかつきめ細かな対策を講じるものとする。

（２）心のケア対策の実施

心的外傷後ストレス症候群（ＰＴＳＤ）等の精神症状に対して、健康推進課・学校教育課は、関係機関と連携して次のような対策をできる限り早い時期に講じる。

ａ．精神科医師、保健師等による巡回相談、電話相談の実施
ｂ．広報紙等を通じた被災者への情報提供

ｃ．小・中学校における児童・生徒へのカウンセリング

【心的外傷後ストレス症候群（ＰＴＳＤ）】
死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じたときに体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで１ヶ月以上続き、日常生活に支障をきたす場合がＰＴＳＤとされる。
①外傷となった出来事を繰り返し再体験する。
②その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
③緊張の強い興奮状態が続く。

４　被災者生活再建支援金等の支給・貸付

◎【健康推進課】

（１）被災者生活再建支援金の支給
被災者生活再建支援金の支給については、被災者生活再建支援法に基づき、支給する。

（２）災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給及び災害援護資金等の貸与
災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付けについては、災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき支給する。

【参考】資料１－６　災害弔慰金の支給等に関する条例
資料１－７　災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
資料１－８　災害見舞金の支給及び災害資金の貸付規則

５　市税の減免・徴収猶予

◎【関係課】

（１）市税の減免（税務課）
地震災害により財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その者の申請により地方税法、市税条例等に基づき、一定の範囲で納付期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。減免措置については、次の該当する税目等について減免を行うことができる。

税　　目	減　免　の　内　容
個人市民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税 軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

（２）介護保険料及びサービス利用者負担の減免（健康推進課）

健康推進課は、被災した被保険者に対し、徴収の猶予や減免を行う。同様に介護サービスを利用した際の利用者負担も一定の基準で減免を行う。

（３）国民健康保険の医療費一部負担金、後期高齢者医療制度における保険料及び医療費一部負担金の減免（市民課）

市民課は、被災した被保険者に対し、徴収の猶予や減免を行う。同様に医療費の窓口負担分も一定の基準で減免を行う。

（４）特別障害者手当等の所得制限の一部解除（福祉事務所）

福祉事務所、被災した受給資格者、配偶者及び扶養義務者のうち、所得制限のため支給停止となっている方が一定の地震災害を受けた場合、一定の期間所得により支給の制限を適用しないものとする。

（５）市民への周知

関係課は、必要に応じて市民への周知を図る。なお、関係課は、市民へ周知する場合、その他の税（国税・県税）の措置に関する情報に留意する。

６　被災漁業者、農業者、企業への対策

◎【農林水産課】

（１）漁業・農業関係対策

農林水産課は、地震災害により、被害を受けた漁業・農林業者等の経営の維持・安定を図るため融資資金制度活用を図るとともに、資金融資を受けた漁業・農林業者等に対し利子補給を行い、漁業・農林業者等経営の早期回復を図る。

■融資の種類

○　天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法の規定に基づき指定された、天災に基づく被害を受けた農林漁業者に必要な資金融資（天災資金）

○　県単災害資金による資金融資

○　日本政策金融公庫による復旧資金融資

※　貸付対象、貸付限度額、利率、償還期限、据置期間等は高知県ホームページ参照。

（２）企業関係対策

農林水産課及び県は、地震災害により、中小企業者又は組合が被害を受け、その復旧資金の調達に困難をきたしている者に対して、再建に必要な事業資金の融資対策を行う。

７　被災中小企業の復興その他経済復興支援

◎【観光商工課】

（１）市の取組

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

市は、被災中小企業に対する資金対策として、市内にある金融機関、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫による融資と信用保証協会による保証が被災地域の復興に資するため、円滑に行われるよう依頼する。

（２）支援に関する各種制度

①　株式会社日本政策金融公庫等は、地震災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備資金の融資を行うものとする。

②　独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行うものとする。

③　国及び地方公共団体は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

（３）その他

内閣府が公表している被災者支援に関する各種制度を参照して最新の情報を収集するとともに、制度に準じた適切な対応を行う。

平成28年3月　一部改訂
平成28年7月　一部改訂
平成29年3月　一部改訂
平成30年9月　一部改訂
令和2年4月　一部改訂
令和3年10月　一部改訂

土佐清水市地域防災計画　地震・津波対策編

令和５年10月　一部改訂

土佐清水市防災会議

事務局　土佐清水市役所　危機管理課
〒787-0392 土佐清水市天神町11番2号
TEL　0880-87-9077　FAX　0880-82-2882